

国際会計研究学会 年報

2015年度第 2 号（通号38号）

会計領域における国際標準化
国際会計基準とのコンバージェンス
における重要論点

国際会計研究学会 年報

2015 年度第 2 号（通号 38 号）

会計領域における国際標準化
国際会計基準とのコンバージェンス
における重要論点

国際会計研究学会 年報
—2015 年度第 2 号（通号 38 号）—

目 次

I 西日本部会・統一論題報告

「会計領域における国際標準化」

- 国際統合報告フレームワークの現状と課題
—原則主義，比較可能性，法域— …………… 宗 田 健 一 5

II 東日本部会・統一論題報告

「国際会計基準とのコンバージェンスにおける重要論点
—IASB 概念フレームワーク（公開草案）に関連して—」

- 国際会計基準とのコンバージェンスにおける重要論点
—IASB 概念フレームワーク（公開草案）に関連して— …………… 倉 田 幸 路 19
- IASB における負債と資本の区別とその問題点 …………… 山 田 純 平 23
- リース会計基準のコンバージェンスと会計処理 …………… 菱 山 淳 35
- IASB 概念フレームワーク改訂案と減損会計 …………… 川 村 義 則 49
- 第 6 回東日本部会統一論題に対するコメント …………… 古 庄 修 59

III 記念講演

- 国際標準化と会計及び会計学の将来 …………… 平 松 一 夫 63

IV Summary of Articles …………… 79

V 諸規則 …………… 85

編集委員会規則

査読制度に関する申し合わせ

『国際会計研究学会年報』執筆要領

I 西日本部会・統一論題報告

国際統合報告フレームワークの現状と課題 —原則主義，比較可能性，法域—

宗 田 健 一
鹿児島県立短期大学

要 旨

本稿は，先行研究と公表された航空会社の統合報告書の事例分析を題材として，統合報告フレームワーク（以下，FW）の現状と課題について，原則主義，比較可能性，法域という 3 つの視点から考察している。

新しい会計基準や情報開示制度への転換がはかられようとする時，その効果は最初限定的である。これは，IFRS 導入企業が当初少なく，年々増加していることから明らかであろう。本稿で取り上げる統合報告書の場合も各企業が導入する過程で開示内容や方法を改良することによって，その効果はより大きく確実なものになることが期待されている。

同時に，複数の会計基準設定主体が基準開発を行うことで，相互に他の会計基準の理論や開示実態を学習しながら基準開発のプロセスが加速されることになれば，会計規制全体としては一つの基準設定主体で開発に取り組んだ場合よりも早い進歩（つまり有用性の向上）が見込まれるであろう。

国際統合報告評議会の成立経緯を見る限り，国際的な会計規制を取り巻く会計基準設定主体間の関係は，競争と協調が同時に発生している状況（コーペティション：Co-opetition）と捉えることができる。こうした環境下では，各国の諸制度と親和性が高い原則主義に基づく FW が法域を超えやすいという利点を発揮するものの，結果として作成された統合報告書の比較可能性は低下する可能性があることを指摘した。事例分析の結果からは，今後の課題として統合報告書の質保証の必要性が示唆された。様々なステークホルダーに最適な企業実態を開示することと比較可能性の担保はトレードオフの関係ではあることから，今後はベスト・プラクティスの積み重ねを通じて FW ないし統合報告書作成ガイドラインの改善が望まれる。

I はじめに

企業が任意で公表する各種の報告書は様々な形態や内容で氾濫していると言える⁽¹⁾。そのような環境下で統合報告書をステークホルダーにとって有用なものとならしめるには、各国の多様な開示制度と国際財務報告基準（以下、IFRS）に代表される国際的な会計制度を切り離して議論するのではなく、それらの諸制度の特徴をとらえつつ制度設計を進めていくことが望ましいと考えられる。

新しい会計・情報開示制度への転換が図られようとするとき、その効果は最初限定的であろう。これは、IFRS 導入企業が当初少なく、年々増加していることから明らかである⁽²⁾。本稿で取り上げる統合報告書の場合も各企業が導入する過程で開示内容や方法を改良することによって、その効果はより大きく確実なものになることが期待されている。複数の会計基準設定主体（ないし基準等の開発組織）が存在することで、相互に他の会計基準の理論や開示実態を学習しながら基準開発のプロセスが加速されることになれば、会計規制全体としては一つの基準設定主体で開発に取り組んだ場合よりも早い進歩（つまり有用性の向上）が見込まれるであろう⁽³⁾。

現在、財務情報と非財務情報の統合開示を目的とした統合報告書は国際統合報告フレームワーク（以下、FW）に従い作成される必要がある。FWを巡る先行研究は多数存在し、主として企業価値の概念、統合報告の体系、財務情報と非財務情報の統合、および開示事例分析などから論じられてきた。

そこで、本稿では、先行研究、日本での導入事例を踏まえて、会計領域で進む国際標準化⁽⁴⁾におけるFWの位置づけを再確認すると共に、原則主義、比較可能性、法域という3つの視点

からFWの現状と課題について考察していく。

そのために、まず、FWを公表した国際統合報告評議会（以下、IIRCとする）について概説する。FWの理解のためには、それを作成する国際統合報告評議会のアイデンティティと位置付け、構成メンバーの特徴などを基礎知識として知っている必要があるからである。次に、FWの現状について概説する。すでに多くの書籍、論文においてFWや統合報告書の特徴や課題について研究されているので、それらを紹介しつつ本稿ではIFRSの国際化との比較から論じていく。最後に、FWを含めた国際統合報告書の抱えている課題を明らかにするために日本の航空会社により公表された統合報告書の事例をもとに考察を加える。したがって、本稿で用いる研究手法は主として文献研究とケーススタディに依拠している。

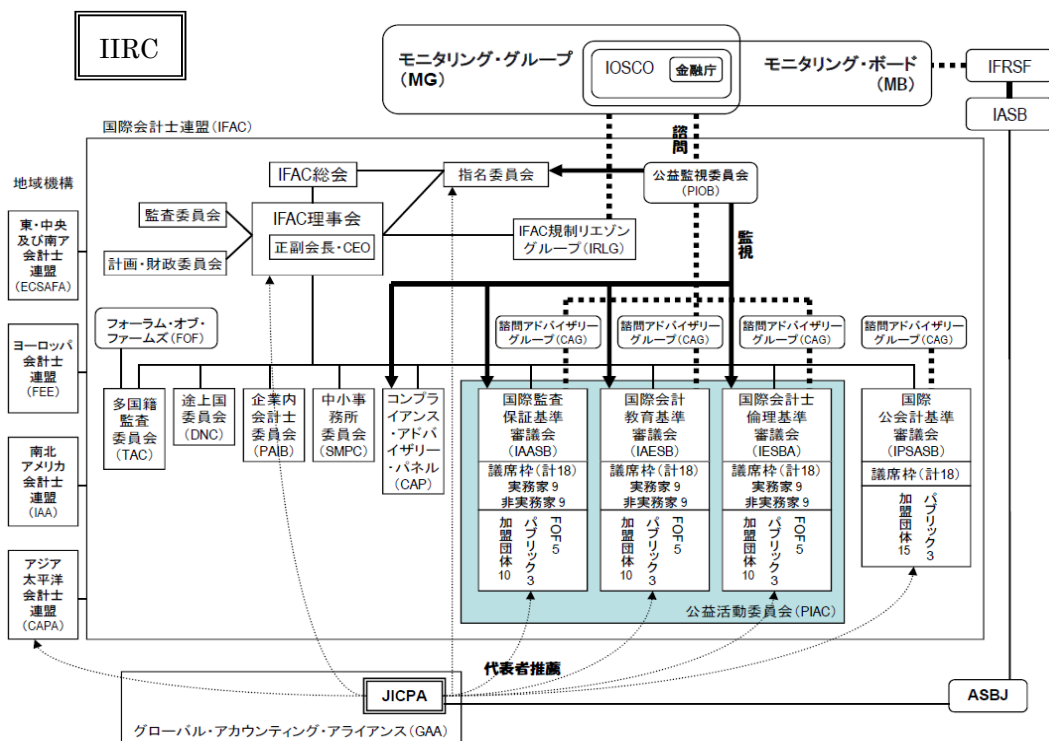
考察の結果、統合報告書には、多種多様な報告書の公表による情報の氾濫を解消する役割があるとともに、非財務情報を含めた情報開示により、広範なステークホルダーに情報提供を行えることが明らかとなった。原則主義に基づくFWは法域を超えた導入に利点があるものの、結果として比較可能性を低下させることにつながり、今後は統合報告書の質保証が重要であることを指摘した。

II 国際統合報告評議会の概要

1. 国際統合報告評議会の創設とその背景

周知の通りIFRSは民間セクターの組織であるIASBにより作成されており、会計基準以外の会計士に関わる基準、具体的には国際監査基準、国際会計教育基準、国際会計士倫理基準、国際公会計基準などはそれぞれ国際会計士連盟（以下、IFAC）により設置された審議会

図表 1 IFAC を中心とした会計制度設計組織の相関図



(出所) 関川 [2010], スライド 4 をもとに一部加筆修正。

作成されている。**図表 1** から明らかなように、IIRC に関しては、IFAC 内に設置されたものではない。相関図内の各組織とは密接な関係を持ちつつも独立して存在している点は、他の国際的な基準設定主体との相違点として指摘できる。

ここでは IIRC の創設とその背景について確認しておこう。どのような組織にもその創設に何らかの意図や動機が背景にあり、組織のアイデンティティがその後の組織運営の方向性を決定づけると考えられるからである。

IIRC は IFAC とグローバル・レポーティング・イニシアティブ（Global Reporting Initiative：以下、GRI）との共同でアカウンティング・フォア・サステナビリティ・プロジェクト（Accounting for Sustainability：以下、A4S）により 2010 年 7 月に設立されており、

その後 2012 年 1 月より独立組織化されている
(5)

GRIは国際的なサステナビリティ・レポートのガイドライン作りを使命とする非営利団体（本部はオランダ）であり、国連環境計画（UNEP）の公認団体である。現在 GRI ガイドライン第4版が公表されており、開示項目が詳細に設定されている。また、A4Sは、2004年に英国チャールズ皇太子により開始され、21世紀に直面する持続可能性課題に対応することのできる意思決定及び報告システムを開発しているプロジェクトである。

このような創設経緯に加え IIRC では、現在 3 つのパートナー^⑥を有しており、多くの組織の支援により統合報告書を広めつつある。IIRC という組織の創設経緯とその運営、各組織での基準開発・改訂から理解できることの一つとし

て、IIRC と会計や開示規制を制定する組織・機関との関係が「競争」(コンペティション: competition)だけではなく「協調」(コーペレーション: Cooperation)をも含んでいるという点を指摘できそうである。つまり両者が同時に発生している状況(コーペティション: Co-opetition⁽⁷⁾)をとらえることができるのではないだろうか。

2. 使命, ビジョン, 目的, 体制, 構成員

IIRC の長期的なビジョンは、統合報告が企業報告の規範となり、統合思考が公的・民間セクターの主活動に組み込まれた世界の実現にあり(IIRC [2013b], 2 頁), その結果として、金融安定化と持続可能性を目的としている。IIRC は、規制当局、投資家、企業、基準設定主体、会計専門職や NGO などマルチ・ステークホルダーにより構成されるグローバルな有志連合(coalition)である。IIRC は、コーポレートレポーティングの進化における次のス

テップとして価値創造に関するコミュニケーションを推進しており、Barry Melancon 氏をチェアマン、Paul Druckman 氏を最高経営責任者(CEO)として運営されているが、現在の組織構造は図表 2 の通りである。

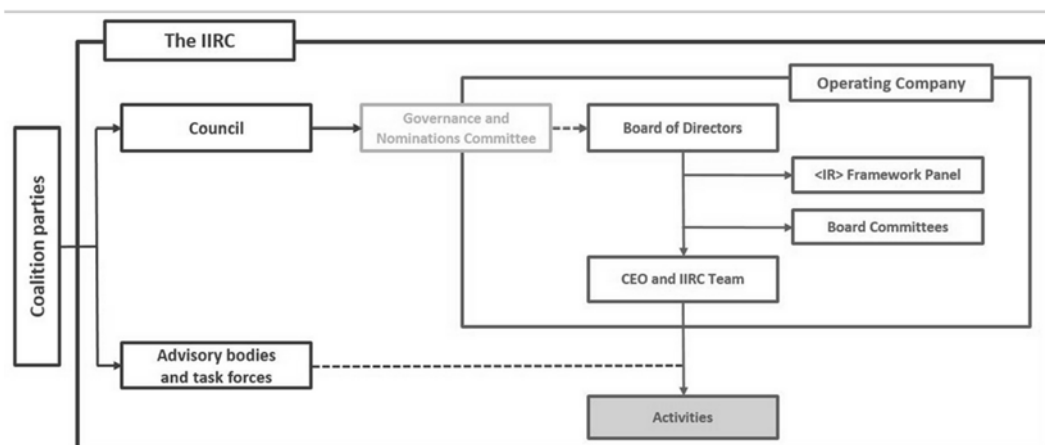
現在、審議会は 12 名(経済同友会副代表幹事の小林いずみ氏を含む)、評議会は 65 名/団体(日本公認会計士協会会長の森公高氏を含む)、アンバサダーは 30 名(国際評価基準委員会、有限責任あずさ監査法人理事の山田辰己氏を含む)、事務局は 27 名(高橋範江氏、小澤ひろこ氏を含む)、ガバナンス・指名委員会 7 名で構成されている⁽⁸⁾。多用な組織や人材を取り込んで制度形成をしている点が特徴でもある。

III FW と統合報告書の現状

1. FW の公表経緯と特徴

簡単に国際統合報告フレームワークが公表された経緯について確認すると次の通りである。IIRC からディスカッションペーパー⁽⁹⁾が出

図表 2 Structure of The IIRC



(出所) Structure of The IIRC, <http://integratedreporting.org/the-iirc-2/Structure-of-the-iirc/>
(2015 年 9 月 30 日現在)。

されたのが 2011 年 9 月、コンサルティング草案⁽¹⁰⁾が出されたのが 2013 年、そしてフレームワーク⁽¹¹⁾が同年 12 月に公表されている。

IIRC によると統合報告書は、次のように定義されている。「統合報告書は、組織の外部環境を背景として、組織の戦略、ガバナンス、実績、及び見通しが、どのように短、中、長期の価値創造を導くかについての簡潔なコミュニケーションである」(IIRC [2013b], par.1.1)。統合報告書は、フレームワークに準拠して作成されなければならない(IIRC[2013b], par.1.2)が、上記の定義から理解できるように、単に過去の実績値だけではなく、将来的な見通し、つまり将来情報についても記載が必要であり、その時間軸は中長期的に及ぶものでなければならないという点で特徴がある。

また、財務資本の提供者以外にも、従業員、顧客、サプライヤー、事業パートナー、地域社会、立法者、規制当局、政策立案者などすべてのステークホルダーに有益となるように作成されなければならないかったり、様々な形式で作成(法的開示、独立した報告書、他の報告書内の一部として)することが容認されていたりする点で特徴的でもある。とりわけ形式面に拘泥しない点は、IIRC の FW が各国の情報開示制度と調和戦略を用いているととらえることができる。

準拠すべきフレームワークの目的は、「統合報告書の全般的な内容を統括する指導原則及び内容要素を規定し、それらの基礎となる概念を説明すること」(IIRC [2013b], par.1.3)にある。

2. FW の規定

FW は、特定の主要業績使用 (KPI: Key Performance Indicator)、測定方法、または個々の課題の開示を規定するものではないが、

統合報告書がフレームワークに準拠する際に適用することが求められる要求事項を設けている (IIRC [2013b], 4 頁)。また、法的要請に対応する形で作成されたり、独立した報告書として作成されたりすることから、法定開示と任意開示の両面を持ち合わせていると言える。さらに、組織の価値創造能力を分析する上で利用可能な、統合報告書に含まれるべき情報を特定する反面、組織の戦略の質や実績水準等を評価するための基準を設定するものではないという点が規定されている。

窪田 [2012] は、企業の公表するアニュアルレポートは法定開示資料ではなく、任意開示資料であるが、すでにアニュアルレポートが事実上の統合報告になっていると指摘している(窪田 [2012], 77-78 頁)⁽¹²⁾。同時にアニュアルレポートは任意開示であるがゆえに作成しない企業もあることから、統合報告書といった規格を決めて発行を義務付ける必要性(窪田 [2012], 78 頁)も指摘している。このような指摘がみられるものの、FW では様々な要求事項が設定されていることから、現在、日本で公表されている統合報告書と言われるものの中には「自己表明型(自称)統合報告書」(古庄 [2015], 77-79 頁)が多数存在していると考えられる。

3. 統合報告書に関する先行研究と類型化

金田 [2012] は、統合報告書公表の嚆矢として武田薬品工業を事例にあげ CSR 報告書+アニュアルレポートと環境レポート+アニュアルレポートを公表する時期を経て「形式面の One Report 化」と「内容面の One Report 化」を通じて、統合報告をスタートさせたと指摘している(金田 [2012], 56-61 頁)。同社は 2006 年以降、財務情報と非財務情報の統合版アニュアル

ルレポートを発行しているが、統合報告に至る過程では既存の報告書を合冊するところから始めている企業が散見される。ただ、古庄[2015]も指摘するように、統合報告がいわゆる紙媒体の一冊の報告書を連想させるワンレポートと同義ではないことに注意しなければならない（古庄 [2015], 68 頁）

日本公認会計士協会 [2015] は、『経営研究調査会研究報告第 55 号「統合報告の国際事例研究」』を 2015 年 5 月 18 日に公表し、IIRC から 2013 年 12 月に国際統合報告フレームワークが発行された後に公表された 2013 事業年度を対象とする海外の年次報告書を対象として統合報告の実務動向について調査・検討した結果を取りまとめている。研究報告では、地域・業種を横断的に 9 社の事例を抽出し、主に①報告体系と②開示の特徴の二つの側面に焦点を当てて検討されている。このような試みは、実務帰納的に制度設計を行う上で有効なアプローチであろう。

古賀 [2015] は、統合報告について制度的背景・意義・特徴、先行企業のベスト・プラクティスの 20 事例を詳細で緻密に分析・解析することによって統合報告のあり方を検討している。当然ながら企業によって価値創造方法は異なることから、ある企業のベスト・プラクティスが他の企業にそのままあてはまるとは言い難い。したがって、事業や業種を踏まえた事例研究の必要性が指摘できる。

KPMG [2015] の調査によると、2014 年度は 142 社が統合報告書を発行しており、東証 1 部上場は 130 社、他市場 5 社、非上場 7 社であった。その中で IIRC の FW に言及したのは 26% (37 社) であることから、自己表明型統合報告書が約 7 割と考えられる。ページ数は、31～60 ページの分量が 42% (平均 71 ページ、日英開示 85%) と最も多いが、向山 [2015] が

懸念を示すように、作成目的や作成コストの関係から重要性の名のもとに切り捨てられてしまう情報（向山 [2015], 94 頁）も出てしていると想定できる。価値創造と密接に関わるビジネスモデルの開示は 42% (59 社)、リスク情報独立記載は 49% (70 社)、非財務 KPI/KPI の記載は 26% (37 社)、リスク管理方針・状況説明は 26% (18 社)、ビジネスモデルの長期的見通しの説明 12%と、開示割合が半数以下にとどまっている点に今後の課題が見て取れる。

以上で概観したように、数多くの統合報告書に関する実態分析結果が公表されているが、たとえば伊藤 [2014] では、「論文や特集で検討された議論の焦点は、企業価値の概念、統合報告の体系、財務情報と非財務情報の統合という 3 つに大別」（伊藤 [2014], 215 頁）されている。そこで、具体的な議論の焦点も加えて先行研究を要約すると図表 3 の通りである。

4. 航空会社による統合報告書の事例

先行研究では、数多くの事例研究が行われていたが、同業他社比較の事例は見られなかった。そこで、古賀 [2015] を発展させる形で、本稿では同じ業種に属する企業の時系列、他社比較を行うことを通じて統合報告書の現状と課題について考察していきたい。

事例として取り扱うのは、国内航空大手 2 社（ANA と JAL）である。航空会社は航空法という業法に縛られるものの、財務諸表の作成に関しては一般事業会社と同様であり特殊な処理を必要としておらず、CSR 報告書や環境報告書、その他の業種固有の報告書（たとえば、安全報告書⁽¹³⁾）などをこれまで公表している点から統合報告書の現状と課題を明らかにするうえで有益な業種であると考え事例として選択した。

用いた資料は、両社の 2013 年、2014 年資料

図表 3 先行研究の類型化

分類	議論の焦点	書籍、論文等
企業価値	- 誰のためのどのような企業価値創造なのかという課題についての研究 - 経済価値と社会価値を統合したシェアード・バリュー (shared value) 創造に関する研究	戸田 [2012], 窪田 [2012], 田中宏昌 [2012], 與三野 [2012], 三代 [2012]
統合報告体系	- 統合報告書の作成における基本原則と内容項目についての研究 - 他報告書との関係性に関する研究	Eccles & Krzus [2010], 古庄 [2012], 加賀谷 [2012], 金田 [2012], 小西・神藤 [2014], 宝印刷 [2014], 古庄 [2015], 向山 [2015]
財務情報と非財務情報の統合	- 非財務情報で開示すべき内容に関する研究 - 両社の関係性に関する研究	Eccles & Krzus [2010], 窪田 [2012], 小西 [2012], 與三野 [2012], 宝印刷 [2014]
開示事例分析	- 事例紹介 (特徴や課題など) - 報告の類型化・体系 - 記載内容の抽出	Eccles & Krzus [2010], 金田 [2012], 小西・神藤 [2014], 宝印刷 [2014], 古賀 [2015], 日本公認会計士協会 [2015], 古賀・池田 [2015], 阪 [2015], KPMG [2015]

(出所) 伊藤 [2014] の分類を基礎として加筆のうえ筆者作成。

である。これは JAL が 2009 年 4 月以来、発行を行っておらず 2013 年の「JAL Report 2013」が再建後初めての資料であったことから、それに合わせる形で ANA の資料も 2013-2014 年の資料としたからである。

日本航空株式会社 [2013] によると、「JAL Report 2013」はアニュアルレポートと CSR 報告書を統合させ発行したとあるが、ANA は単に「アニュアルレポート」として公表している。但し、ANA のグループ総務・CSR 部 CSR 推進チームによると、2010 年から非財務情報と財務情報をあわせた統合報告書「アニュアルレポート」を発行していると述べられている⁽¹⁴⁾ことから、統合報告書として扱うこととした。

まず JAL の資料を用いて 2013 年と 2014 年の時系列比較分析を行った。次に、2014 年の ANA と JAL の資料を用いて同業他社比較分析を行った。分析の視点は、①報告書の内容及び情報の開示方法に関する情報を提供することによって統合報告書の作成の基礎を提供するために 7 つの指導原則を定めていることから、

それらの原則に従った記述がみられるかという点、および②統合報告書は 8 つの内容要素を含むことから、それらの内容要素について言及されているかという点である。それぞれを要約すると図表 4、5 の通りである。

すでに日本では 2003 年 3 月の企業情報の開示制度に関する内閣府令改正により、2004 年度 4 月以降の有価証券報告書においてリスクに関する事項、経営者による財務・経営・成績の分析 (MD&A)、コーポレートガバナンスに関する事項の開示が求められていることから、上記の 2 資料内でもそれらの記述が確認できた。他の項目についても有価証券報告書に記載している内容と多くの重複が見られた。

両社ともアニュアルレポートと CSR 報告書を統合したタイプ (古賀 [2015] でいう II 型 (結合型)) (古賀 [2015], 46-49 頁) と捉えることができるが、空運業特有の KPI を積極的に開示しており、両社での比較可能性が高いという特徴も見られた。非財務 KPI から財務情報を類推することが部分的に可能である点から、

図表 4 7つの指導原則に関する記述の時系列比較

	JAL 2013	JAL 2014
戦略的焦点と将来志向	長期視点が薄い。	長期視点が薄い。
情報の結合性	記述がある。	ESG データが無くなる。
ステークホルダーとの関係性	記述がある。	顧客視点増加。
重要性	長期視点が薄い。	事業等のリスク記載が無くなる（Web 版に）。
簡潔性	65 頁（Web 版は 68 頁）。	65 頁，ガバナンスの一部が Web に（Web 版は 82 頁）。
信頼性と完全性	免責事項記載。	免責事項記載。
首尾一貫性と比較可能性	アニュアルレポートと CSR 報告書を統合した年であり，2012 年度の公表資料がないため前年度比較はできない。	2013 年と首尾一貫，比較可能。

（出所）日本航空株式会社 [2013]，日本航空株式会社 [2014] をもとに作成。

図表 5 8つの内容要素に関する言及の ANA・JAL 比較

	ANA 2014（総頁数，91 頁）	JAL 2014（総頁数，65 頁）
組織概要と外部環境	社長メッセージ，ブランド戦略記載，財務分析でも説明。	市場環境認識あり。
ガバナンス	ガバナンスに 6 頁。社外取締役，コンプライアンス言及。	ガバナンスに 3 頁。Web 資料で補足掲載。
ビジネスモデル	事業別に説明。	セグメント別に説明。
リスクと機会	格付会社による評価を記載，リスク 21 個記載，CSR 方針で説明。	CSR 頁内にて安全・安心頁を拡充。安全報告書を Web 掲載。
戦略と資源配分	中期経営戦略で説明	中期経営計画で説明。
実績	中期 CSR 方針に基づく活動実績一覧を作成。	2011－2013 の期間で目標・到達度について説明。
見通し	リスクマネジメントで説明。	財務セクションで説明。
作成と表示の基礎	編集方針記載あり。ステークホルダーとのコミュニケーションに言及。	各種ガイドラインを参考に財務情報，CSR 情報を統合して報告。

（出所）ANA ホールディングス [2014]，日本航空株式会社 [2014] をもとに作成。

統合報告書の利用者にとっては有用な情報提供となっていると言える。他の開示情報と統合していることから，部分的に情報が紙媒体から削除され，Web 掲載と紙媒体の併用に移行している状況が把握できた。なお，頁数が多いほど内容が充実していると言える。紙媒体ですべての情報を網羅することは必ずしも可能でないことから仕方のない面はあるが，情報利用者にとっては，様々な情報提供媒体での情報提供で

はなくワンストップ型での情報提供が利便性の観点から望ましいとも言えよう。

IV FW の課題

1. 原則主義のガイダンス提供

古賀 [2011] は，基準設定において抽象的な包括規定に焦点を置くのが原則主義であるのに対して，具体的詳細規定に焦点を置くのが

「細則主義」であるとし、真実かつ公正な外観（true and fair view）の大原則に立つイギリスの会計基準とその影響の強い IFRS は原則主義指向であるのに対して、訴訟防衛が強いアメリカ会計基準や大陸法の詳細規定を伝統にもつ日本基準は細則主義指向といえると述べている（古賀 [2011], 163 頁）。基準設定アプローチとして、原則主義がよいか細則主義がよいかは明確でないが、財務報告の比較可能性や首尾一貫性の点では細則主義が優れている一方、取引の経済的実質を反映する点では原則主義が支持されるとして、どちらのアプローチを取るにしたとしても、実際の実務実践においては明確かつ具体的なガイダンスが不可欠になる事は言うまでもない（古賀 [2011], 163 頁）。

先述したように、IIRC はそもそも IFAC と GRI の共同で A4S により設立されている点に特徴を有していた。GRI は、現在 GRI ガイドライン第 4 版を公表し、様々な開示項目を設定している。また、A4S は、A4S レポーティングガイドと例や財務会計担当者向けに、サステナビリティを事業プロセスや意思決定に統合する際の問題の解決に役立つ 4 つの手引きを公表している⁽¹⁵⁾。このように設立母体である GRI と A4S がすでに詳細なガイドラインを公表しており、IIRC からは FW で原則主義のガイダンス提供にとどまっている点は興味深い。

国際統合報告評議会の成立経緯も踏まえて、国際的な会計規制を取り巻く会計基準設定主体間の関係を考えた場合、IIRC と他の組織間では、「競争」と「協調」が同時に発生している「コーペティション」状態と捉えることが可能である。それは原則主義によるガイダンス提供が詳細なガイドラインの提供に踏み込まない点から協調戦略としてとらえることが可能である一方、非財務情報を包含した統合報告書を推進する組織として IIRC が台頭しているか

らである。原則主義に基づく制度設計は IASB でも見られることから IIRC と IASB の国際標準化戦略には共通点を見出すことも可能と言える。

例えば小西 [2015] は、英国での戦略報告書（Strategic Report: SR）、IASB での IFRS 実務記述書「経営者の説明」（Management Commentary: MC）⁽¹⁶⁾、IIRC の FW が公表されるまでの経緯を整理し、それぞれの審議内容を考慮し合っているかのように公表されていると指摘（小西 [2015], 130 頁）しており、ここからも近年、複数の会計制度は（法域や制度の種類を超えて）相互に作用しながら発展していると考えられる。

2. 比較可能性

FW 自体は、原則主義アプローチに基づいているが、これは、組織それぞれの状況に大きな違いがあることを認めつつ、情報ニーズを満たすうえで十分な比較可能性を確保するよう、柔軟性と規範性との間で適切なバランスをとることを目的としているからである（IIRC [2013a], par.1.9）。その結果として、柔軟性と規範性はトレードオフの関係でもあることから、柔軟性が高い場合、比較可能性の低下につながるともいえるだろう。上述した航空会社の事例を見る限り（自己表明型統合報告書であるとして割り引いたとしても）、必ずしも比較可能性が高まっているとは言えない。

杉本 [2013] は、SEC が「単一の高品質でグローバルに認められた会計基準」をどのように捉え、またどのような対応をみせているののだろうかという点について考察し、重視する財務情報の質的特性が、「高品質」から「比較可能性」へとシフトしていることを指摘している（杉本 [2013], 23-24 頁）。

FW でも比較可能性について言及がみられ、

統合報告書の情報が期間を超えて首尾一貫し、組織の長期にわたる価値創造能力にとって重要性のある範囲において、他の組織との比較を可能にする方法によって表示するとしている（IIRC [2013a], par.3.54）が、IIRC も認めるように各組織がそれぞれ独自の方法で価値創造を行うため、統合報告書に含まれる個々の情報は必然的に組織ごとに異なることになる（IIRC [2013a], par.3.56）。比較可能性を高める手段としてベンチマーク・データや業界等で標準化された定量的指標が示されているものの、すべての企業にとって比較可能な情報は限られているだろう。このように原則主義に基づく FW には比較可能性の視点から課題が見て取れる。

こうした中で、例えば、米国のサステナビリティ会計基準を提供している Sustainability Accounting Standards Board（以下、SASB）の場合、7つの業種⁽¹⁷⁾に関する基準を公表している。基準は業種ごとのマテリアリティを特定し、企業に重要な影響を及ぼす可能性のあるサステナビリティ課題の管理・情報開示を支援するためのものであるが、比較可能性を高める試みとして興味深い。

SASB のような組織は、Brandenburger and Nalebuff [1967] の言う、「補完的生産者」に位置づけられるであろう。Brandenburger and Nalebuff [1967] は企業をめぐる競争の全体図として価値相関図（Value Net）を示し、「補完的生産者」を説明している⁽¹⁸⁾が、これを統合報告書を巡る各組織に当てはめると次のように示すことができる。つまり、IIRC 以外の組織（たとえば、GRI や SASB）の基準やガイドラインを統合報告書作成企業が利用した時、それらを利用していないときよりも IIRC の FW を利用して統合報告書を作成する企業にとっての情報提供価値が増加する場合、それらの組織

（GRI や SASB）は補完的制度設計者とみなすことができる。各組織は、それぞれの目的に従い様々な制度を生み出しているが、自らの制度に不足する部分はいわばアウトソーシングする形で補完しあう関係が築かれていると要約することもできよう。

このような関係は統合報告書を巡る比較可能性の視点のみならず、IASB の公表する IFRS と各国の詳細な実務指針との関係でも成立する可能性が指摘できる。ここから、ますます多様化する企業経営実務とそれに対応する会計基準・開示制度は、もはや単一の高品質でグローバルに認められた会計基準のみで対応することが困難となっていることを指摘できよう。

3. 法域を超えた導入のあり方

田中 [2010] によると、普通の資本主義国の場合には中央政府が形成され、その政治権力が財政や通貨などの経済制度を形成していくが、西欧が始めた経済統合は EU 政府を組織しないまま、経済分野に国家と類似した制度を形成しており、単一市場や統一通貨はその典型的な例であるとしている（田中 [2010], iv 頁）。大石 [2015] は、国際的な規制が、国内（national）、地域（transnational-regional）、グローバル（global）という多層構造で行われている（大石 [2015], 5 頁）と指摘している。国家は自らの持つ（あるいは調達できる）リソースと、民間において局所的に偏在するリソースの利用可能具合を勘案して、会計基準を自らが設定するのか、それとも民間の特定の主体に設定させる（つまり「アウトソース」する）のかを決定していると考えられ（大石 [2015], 2 頁）、国家は主権の一部を国際機関に委譲し、また共有することで、様々な問題を管理するようになってきた（大石 [2015], 5 頁）と述べている。

IIRC の策定した FW に準拠した統合報告書

を各国の企業等が作成することになれば、実質的には、FWはアウトソースされた制度と言えるのであろうか。統合報告は、世界の各法域における様々な企業報告の発展と一貫した取り組みであることを示しており、報告プロセスの効率性向上に寄与するとしている（IIRC [2013b], 2頁）。

統合報告を企業報告の規範にしたいというFWの目的に照らし合わせたとき、場合によっては、各法域における強制力を伴った導入も視野に入れなければならないかもしれない。各国の制度設計に際しては、“Comply and Explain”アプローチの適用も含めて今後の課題として指摘しておきたい。

V おわりに

FWに基づく統合報告書は、多数の他の報告書との併存を可能な限り避ける形での存在（競争を避ける競争戦略、つまり、カット・スロート・コンペティションの回避）を目指していることから、従来の報告書からのスイッチング・コストを最小化することも可能であり今後発行の増加が予想される。具体的にはトリプル・ボトムラインで情報を開示しているノボ・ノルディスク社の事例にみられるように、財務報告はIFRSに基づき作成し、非財務情報報告はGRIのガイドラインを用いて作成し、その上で年次報告書の監査同様、非財務的な業績に対する保証も監査法人（PwC）が実施するという形態（Eccles & Krzus [2010], pp.11-14; 花堂訳 [2012], 11-15 頁）が想定できる。統合報告書を中心として、会計領域における各種基準や制度の関係性は一層深まることが予想され、かつ国際標準化していくであろう。

但し、FWが原則主義に基づく以上、各国・各企業の特性を踏まえた独自の統合報告書が

公表される可能性は否定できない。一部の事例から導き出したに過ぎないが、その場合の比較可能性の担保、非財務情報の質保証については現時点では十分であるとは言えないことから、残された課題として統合報告書の質保証について指摘しておきたい。ISOのようにベストプラクティスの成文化という標準化方法もあるが、IIRCの場合、実務から公正妥当なルールを導くという帰納的なアプローチが適しているかはなお不明である。研究の蓄積によるFWの改訂が望まれる。

従来の財務報告と統合報告書による非財務情報の開示は非連続な技術変化ではなく、発展的に補完しあう関係と位置付けられることから、会計制度の国際化やそのダイナミズムについては今後の検討課題としたい。

注

- (1) たとえば、加賀谷 [2012] では、会計基準の国際的統合化・収斂化を背景として開示ボリュームが増加傾向にあり、アニュアルレポート、事業報告書、環境報告書、CSR報告書、情報セキュリティ報告書など多数の報告書を企業が公表していると指摘している（79-80 頁）。一橋大学の伊藤邦雄研究室の 2008 年調査によると、日本企業は平均で 6~7 の報告書を作成しているという（80 頁）。上記以外にもマネジメント・コメンタリー（MC）、経営者による財政状態および経営成績の検討と分析（MD&A）、ガバナンス報告書、知的財産報告書など多種多様な報告書が公表されている。
- (2) IFRS 適用済、適用決定会社一覧からも明らかとなっており、2010 年当初は適用会社数は少なかったものの次第に増加していることが見て取れる（日本取引所グループ [2015], IFRS 適用済・適用決定会社一覧, <http://www.jpx.co.jp/listing/stocks/ifrs/> (2015 年 9 月 30 日閲覧)）。なお、金融庁が公表した『IFRS 適用レポート』では、2015 年 3 月末現在で 75 社が適用している。
- (3) 新宅 [1994], 33-83 頁参照。
- (4) 徳賀 [1990] は、調和（harmony）と調和化（harmonization）との関係をそれぞれ状態（a state）と過程（a process）と位置付け、調和は

相違の減少した状態であり、幅のある概念となり、調和化は統一へ向かう過程であるとしている(125-126頁)。そこで、本稿では、国際標準化を国際標準へ向かう過程と位置付けて考察を進める。

- (5) Integrated Reporting, A4S Reporting Guides and Examples, <https://www.accountingforsustainability.org/connected-reporting/connected-reporting-a-how-to-guide> (2015年7月22日現在)。
- (6) CDP - Driving Sustainable Economies, IFRS Foundation および International Federation of Accountants (IFAC) である。
- (7) Co-opetition の詳細については, Brandenburger and Nalebuff [1967], 嶋津・東田訳 [1997] を参照されたい。
- (8) Structure of The IIRC, <http://integratedreporting.org/the-iirc-2/structure-of-the-iirc/>を参照 (2015年9月30日現在)。
- (9) IIRC [2011] 。
- (10) IIRC [2013a] 。
- (11) IIRC [2013b] 。
- (12) 古庄 [2015] は、自己表明型(自称)統合報告書が我が国において広がり始めている点について、責任の所在を明らかにする必要性を指摘している(79頁)。
- (13) 航空法第111条の6(本邦航空運送事業者による安全報告書の公表)において、「本邦航空運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、毎事業年度、安全報告書(輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録(中略)を作成し、これを公表しなければならない。)」と定められている。
- (14) 環境報告書ブラザ、統合報告書等の優良事例の紹介「ANA ホールディングス株式会社」, <https://www.ecosearch.jp/ja/tgcase4.html> (2014年12月16日公開)より。
- (15) 将来の不確実性の管理(Managing Future Uncertainty), 自然資本・社会資本会計(Natural and Social Capital Accounting), 資本投資評価(CAPEX), 投資家のエンゲージメント強化(Enhancing Investor Engagement)である。
- (16) なお、小西 [2015] は、「IFRS 実務ステートメント」をFWと比較したうえで、「IFRS 実務ステートメント」には、信頼性と完全性の2つの説明原則とガバナンスおよびビジネスモデルの2つの内容要素が示されていないのに対して、

FWでは見当たらない情報の質的特性が「IFRS 実務ステートメント」で説明されていることから、MC が財務報告の概念フレームワークの中で検討されている証と述べている(小西 [2015], 130-132頁)。

- (17) 具体的には、次の7業種である。Agricultural Products, Meat, Poultry & Dairy, Processed Foods, Non-Alcoholic Beverages, Alcoholic Beverages, Tobacco, Household & Personal Products (SASB Issues Provisional Sustainability Accounting Standards for Consumption Industries, <http://www.prnewswire.com/news-releases/sasb-issues-provisional-sustainability-accounting-standards-for-consumption-industries-300106440.html> (2015年9月30日閲覧)。
- (18) Brandenburger and Nalebuff [1967], pp.16-27, 嶋津・東田訳 [1997], 28-43頁。

参考文献

- IIRC [2011]: Towards Integrated Reporting: Communicating Value in the 21st Century, The International Integrated Reporting Council.
- IIRC [2013a]: Consultation Draft of the International <IR> Framework, The International Integrated Reporting Council.
- IIRC [2013b]: The International <IR> Framework, The International Integrated Reporting Council. (日本公認会計士協会 [2014]: 『国際統合報告フレームワーク 日本語訳』)
- 安藤英義・古賀智敏・田中健二編 [2011]: 『体系現代会計学第5巻 企業会計と法制度』中央経済社。
- 伊藤和憲 [2014]: 『BSC による戦略の策定と実行』同文館出版。
- ANA ホールディングス [2013]: 『A New Structure for Rising Above』(アニュアルレポート 2013: 2013年3月期)。
- ANA ホールディングス [2014]: 『DEPARTURES For One Destination』(アニュアルレポート 2014: 2014年3月期)。
- Eccles, R. G. and M. P. Krzus [2010]: One Report: Integrated Reporting for Sustainable Strategy, John Wiley & Sons, Inc. (花堂靖仁監訳 [2012] 『ワンレポートー統合報告が開く持続可能な社会と企業』東洋経済新報社。)
- 遠藤乾・鈴木一人 [2012]: 『EU の規制力』日本経済評論社。
- 大石桂一 [2015]: 『会計規制の研究』中央経済社。
- 加賀谷哲之 [2012]: 「持続的な企業価値創造のため

- の非財務情報開示』『企業会計』第 64 巻第 6 号, 79-89 頁, 中央経済社。
- 金田晃一 [2012]: 「報告書の変遷から見る「統合」のインプリケーション」『企業会計』第 64 巻第 6 号, 56-61 頁, 中央経済社。
- 川喜田二郎 [1967]: 『発想法』中央公論社。
- 金融庁 [2015]: 『IFRS 適用レポート』2015 年 4 月 15 日。
- 窪田真之 [2012]: 「投資家から見た統合報告書の利用価値」『企業会計』第 64 巻第 6 号, 69-78 頁, 中央経済社。
- KPMG [2015]: 「日本企業の統合報告書に関する調査 2014」, KPMG ジャパン 統合報告アドバイザリーグループ。
- 古賀智敏 [2011]: 「投資者保護法制の展開と会計理論の変容」『体型現代会計学第 5 巻 企業会計と法制度』, 149-166 頁, 中央経済社。
- 古賀智敏責任編集, 池田公司編著 [2015]: 『統合報告革命 ベスト・プラクティス企業の事例分析』税務経理協会。
- 小西範幸 [2012]: 「統合報告の特徴とわが国への適用」『企業会計』第 64 巻第 6 号, 18-27 頁, 中央経済社。
- 小西範幸・神藤浩明 [2014]: 「統合報告の制度と実務」『経済経営研究』第 35 巻第 1 号, 日本政策投資銀行設備投資研究所, 1-171 頁。
- 小西範幸 [2015]: 「IFRS 会計思考の展開にみる統合報告の可能性」, 橋本尚編著 [2015], 114-158 頁。
- 阪智香 [2015]: 「統合報告の国際的な研究・開示動向と KPI の提言」『会計』第 187 巻第 1 号, 森山書店, 97-111 頁。
- GRI [2014]: 『GRI ガイドライン第 4 版 日本語正式版』。
- 新宅純二郎 [1994]: 『日本企業の競争戦略 成熟産業の技術転換と企業行動』有斐閣。
- 杉本徳栄 [2009]: 『アメリカ SEC の会計政策 高品質で国際的な会計基準の構築にむけて』中央経済社。
- 杉本徳栄 [2013]: 「「単一の高品質でグローバルに認められた会計基準」の存立基盤—基準設定と会計研究—」『国際会計研究学会年報』2013 年度第 1 号, 21-31 頁。
- 杉本徳栄・橋本尚訳 [2014]: 『会計の変革—財務報告のコンバージェンス, 危機および複雑性に関する年代記—』, 同文館出版。
- 関川正 [2010]: 「国際公会計基準審議会 (IPSASB) と国際公会計基準 (IPSAS)」, 2010 年 10 月 28 日。
- 宝印刷株式会社総合ディスクロージャー研究所編 [2014]: 『統合報告書による情報開示の新潮流』同文館出版。
- 田中素香 [2010]: 『ユーロ 危機の中の統一通貨』岩波新書。
- 田中宏昌 [2012]: 「非上場企業における統合報告の意義」『企業会計』第 64 巻第 6 号, 62-68 頁, 中央経済社。
- 徳賀芳弘 [2010]: 『国際会計論』中央経済社。
- 戸田純久 [2012]: 「制度の理論による共有価値創造 企業と統合レポーティング」『国際会計研究学会年報』2012 年度第 1 号, 65-80 頁。
- 友杉芳正 [2012]: 「国際財務報告研究の現状と課題」『国際会計研究学会年報』2012 年度第 1 号, 135-147 頁。
- 日本航空株式会社 [2013]: 『JAL REPORT 2013』, 2014 年 8 月。
- 日本航空株式会社 [2014]: 『JAL REPORT 2014』, 2014 年 7 月。
- 日本公認会計士協会 [2015]: 『経営研究調査会研究報告第 55 号「統合報告の国際事例研究」』, 2015 年 5 月 18 日。
- 橋本尚編著 [2015]: 『利用者指向の国際財務報告』同文館出版。
- Brandenburger, A. M. and B. J. Nalebuff [1967]: *Co-opetition*, Currency and Doubleday. (嶋津祐一・東田啓作訳 [1997]: 『コーペティション経営 ゲーム論がビジネスを変える』日本経済新聞社。)
- 藤井秀樹 [2015]: 『国際財務報告の基礎概念』中央経済社。
- 古庄修 [2012]: 『統合財務報告制度の形成』中央経済社。
- 古庄修 [2015]: 「統合報告の制度化をめぐる財務報告の変容」『会計』第 187 巻第 1 号, 森山書店, 68-82 頁。
- Porter, M. and M. R. Kramer [2011]: “Creating Shared Value,” *Harvard Business Review*, Jan. Feb. 2011, pp.62-77. (ダイヤモンド編集部訳 [2011]: 「「共有価値」の戦略」『ダイヤモンド・ハーバード・ビジネス・レビュー』2011 年 6 月, 8-31 頁。)
- 三代まり子 [2012]: 「国際統合報告審議会 (IIRC) による取組—価値創造のための国際的なレポーティング・フレームワーク」『企業会計』第 64 巻第 6 号, 37-45 頁, 中央経済社。
- 向山敦夫 [2015]: 「統合報告と CSR 情報開示との位置関係」『会計』第 187 巻第 1 号, 森山書店, 83-96 頁。
- 山田辰己 [2013]: 『IFRS 設定の背景～基本事項の決定・従業員給付～』税務経理協会。
- 山田英夫 [2015]: 『競争しない競争戦略 消耗戦から脱する 3 つの選択』日本経済新聞社。
- 與三野禎倫 [2012]: 「財務と非財務の統合による経

営と開示のダイナミズム—企業経営の視点』『企業会計』第 64 巻第 6 号, 46-55 頁, 中央経済社。

(附記) 本稿は, 国際会計研究学会第 6 回西日本部会 (熊本学園大学) の統一論題テーマ「会計領域における国際標準化」における筆者報告「国際統合報告基準 (IIRS) の現状と課題」に加筆修正を行ったものである。報告に際しては, 司会・座長の徳賀芳弘先生, 準備委員長の佐藤信彦先生, フロアの小西

範幸先生, 真田正次先生, 柴健次先生, 山田辰己先生をはじめ参加された数多くの先生方から有益かつ貴重なコメント・質問をいただいた。ここに記して感謝申し上げる。

(謝辞) 本稿は JSPS 科研費 26870805 の助成を受けた研究成果の一部である。

Ⅱ 東日本部会・統一論題報告

国際会計基準とのコンバージェンスにおける 重要論点

—IASB 概念フレームワーク（公開草案）に関連して—

倉 田 幸 路
立教大学

2015 年 12 月 19 日に明治大学で開催された第 6 回国際会計研究学会東日本部会（委員長：田中建二）における統一論題の座長を引き受け、このテーマに関して一言述べたいと思います。

会計基準の国際的コンバージェンスが進み、日本基準と国際会計基準（国際財務報告基準）との相違もわずかなものとなっている。私見では、会計基準はその国の経済的状況に適合したものが選択される（多くの利害関係者が合意される）と考えられ、何らかの理論的背景をもとに首尾一貫した会計基準がすべての国に適合する会計基準になるとは考えられない。したがって、日本基準と国際会計基準との相違は当然の帰結であり、どうしてその相違があるのか、またこのことからそれぞれの理論的背景を探求することもわれわれ研究者に課せられた課題であると考えます。

また、新たな議論が進み新たな会計基準が設定される方向にあるテーマや、これまで議論を重ねてきてもなかなか結論が出ない問題も多くある。今回はその中で、なかなか結論が出ない問題として「負債と資本の区分」、新たに展開されている問題として「リース取引の会計処理」、また日本基準と国際会計基準と相違として「減損会計（のれんの償却を含む）」、「純利

益と包括利益」の問題を取り上げることとした。

I 負債と資本の区別

株主から資金調達した部分が資本であり、企業外部の第三者から資金調達した部分が負債であることに異論はないが、新たな金融商品が多数作りだされることにより、負債か資本かは判断が要するものがある。負債の定義を厳密に解釈すれば、将来の経済的資源の減少を伴わないものはすべて資本に分類されるが、最終危険負担者から調達したものを資本とすれば、これ以外から資金調達した部分は負債となる。このように、どこに区分するかは、負債と資本をどのように定義するかにより違ってくることになる。日本では従来の「資本の部」を「純資産の部」と読み替え、「株主資本」とその他の部分を区別している。日本では、新株予約権は、従来の負債区分から純資産の区分へ移動したが、「株主資本」とは区別され、新株予約権保有者が権利行使しなかった時には利益に振り替えられる。米国基準や国際会計基準とは異なる処理であり、形式的には純資産の部でありながら、実質的には負債と同じ扱いをしていることになる。何らかの共通の規準が必要な点であ

と思われる。

II リース取引の会計処理

日本では、1993年にリース取引に係る会計基準が公表されたが、多くの企業は容認規定を利用し、ファイナンス・リース取引を注記していたため、貸借対照表にリース取引が計上されることはまれであった。その後2007年に改訂され、現在は貸借対照表にファイナンス・リースはオン・バランスされている。しかし、ファイナンス・リース取引に該当するリース取引だけがオン・バランスされているのであり、経済価値基準（リース支払総額が取得原価の90%以上）あるいは耐用年数基準（リース契約期間が耐用年数の75%以上）を超えるリース取引だけがオン・バランスされている。この数値基準により、ファイナンス・リース取引に該当しない契約を行うことによりオフ・バランスすることもありうる。したがって新たな基準ではこの問題を解決するために、使用权モデルにより、リース取引により使用权を獲得している場合にはオン・バランスする基準を開発している。しかし、何度も討議資料、公開草案を繰り返しているように、新たな基準ができればまた新たなリース契約によりオン・バランスを避けるというような状況にある。今後、リース取引に関する会計処理をどのように考えていくかは非常に重要な問題である。

III 減損会計

減損会計基準は米国基準と国際会計基準が主要な論点でまったく異なるという点で、両者の考えの違いが最も端的にあらわれている興味深い基準である。国際会計基準では、減損の認識に割引キャッシュ・フローを用い、実際の

測定にも使用価値（正味売却価格と割引現在価値の大きい方）を用いる。正味売却価格が大きい場合は使用し続けるよりも売却すると考えられるので、使用を継続する場合には割引現在価値で評価されることが多い。また、減損後使用価値が上昇すれば、減損を計上した額を限度に戻入れを行う。これに対して、米国基準では、減損の認識に割引前キャッシュ・フローを用い、減損を認識した時は公正価値で測定する。公正価値は実際の売却市場時価であるため、使用価値よりも低くなることが多い。また、公正価値が上昇しても戻入れはしない。このようにみると、国際会計基準の方が早い段階で減損を認識し、また使用価値が回復すれば新たな使用価値で測定するというように、減損があった場合、常に使用価値で測定し表示する基準である。これに対して、米国基準は、名目投下額が回収できれば減損を認識せず、減損した場合は公正価値（時価）まで下げ、価値が回復してもそのまま公正価値を持続する。これは、ビック・パスにみられるような経営者の意図的な固定資産の減価をさせないための基準として設定されたこと、および米国には固定資産の増価を認める会計基準がないことから戻入れをしないという米国特有の考え方が表れている。日本基準では、減損の認識と戻入れをしないという点では米国基準と同じだが、減損を認識した後の測定では国際会計基準と同じという折衷的な基準となっている。

のれんに関しては、国際会計基準も米国基準も規則償却はせず、減損のみを行う。これに対して、日本基準では、最長20年で規則償却を行い、その上で減損処理を行う。のれんに関して規則償却を行うか減損処理だけ行うか大きな相違がある。このように、減損会計処理に関してどう考えていくかも大きな問題である。

IV 純利益と包括利益

純利益を巡る問題も紆余曲折があった。米国基準や日本基準では純利益を重視し、その他の包括利益は、原則としてリスクから解放されたときに純利益にリサイクリングされる。これに対して、国際会計基準では、従来、討議資料等で繰り返し純利益を排除し、包括利益のみを表示することが議論され、現行の基準でも、その他の包括利益の項目は、純利益にリサイクリングされる項目と持分変動計算書で利益に振り替えられる項目がある。しかし、2015年5月に公表された概念フレームワークでは、純利益を重視し、その他の包括利益は原則としてリサイクリングするという点で、日本基準との相違は縮小しているように思われる。しかし、リサイクリングに適さない項目はその他の包括利益で認識せず、純利益に計上することも考えられ、純利益の表示を巡る問題は会計の基本的考え方によるものであるため、これからも重要な問題であり続けると思われる。

これらの4つの論点について、これらの問題について多くの議論をしている、山田純平先生（明治学院大学）、菱山淳先生（専修大学）、川村義則先生（早稲田大学）、齋藤真哉先生（横浜国立大学）の4先生に報告をお願いした。報告にあたっては、(1) 現状の問題点、(2) 2015年IASB概念フレームワークの影響という2点について触れていただくようお願いした。各先生はそれぞれ独自の視点も織り込み充実した報告に心より感謝したい。

また、ディスカッションを有意義なものにするため、コメンテータとして、藤田晶子先生（明治学院大学）と古庄修先生（日本大学）をお願いした。フロアからも多くの質問があり、報告していただいた先生、コメンテータの先生、出席していただいた先生に心よりお礼申し上げます。

ここで議論したことは、簡単に結論が出る問題ではありませんし、ここでも何らかの方向性を打ち出そうとするものでもありません。これからも続く議論の中で、少しでも参考になれば幸いです。

IASB における負債と資本の区別とその問題点

山 田 純 平
明治学院大学

要 旨

本稿では、IASB における負債と資本の区別に関する議論を取り上げ、その議論に会計上どのような問題があるかを検討する。

負債と資本を区別する問題は、IASB のなかでも比較的長い時間をかけて議論されてきたにもかかわらず、なかなか決着が見られない分野のひとつである。この問題は、単にバランスシート上で負債と資本を区別するというだけでなく、資本と利益の区別にも影響を及ぼすため、会計上も重要な問題といえる。

現行制度では、原則的に、概念フレームワークにおける負債と資本の定義に基づいて、両者の区別を行っている。ただし例外的に、固定対固定の条件やプッタブル金融商品に関する規定が存在している。こうした現行制度に対しては、複雑でかつわかりにくい、あるいはどのような考えに従って区別しているのかわからないといった批判があげられている。そこで、IASB からさまざまな提案が出されてきたが、いまだに有効な解決策は見いだされていない。

このように決着がつかない理由として、会計基準上は次の 2 点があげられる。第 1 に、利益が誰のものであるかがはっきりとしないまま議論が進められている点がある。現行の概念フレームワークでは、負債と資本の定義により両者を区別し、その結果として算定される利益が誰のものか（利益の帰属先）については必ずしも明確に示されているわけではない。ところが、負債と資本を区別するとき、利益の帰属先として株主集団を想定せざるを得ない場面があるため、ルールが複雑化し、なかなか決着がつかないと考えられる。第 2 に、現行の概念フレームワークでは、負債が経済的資源を引き渡す義務であるという考えが強すぎる点があげられる。プッタブル金融商品は、経済的資源を引き渡す義務なので定義に従えば負債とされるが、それに反して資本とされることがある。そもそも負債を経済的資源を引き渡す義務と定義すること自体が疑問視されることになるため、プッタブル金融商品についても、利益の帰属先といえるかどうかで負債か資本かを区別するのが自然と考えられる。

I 問題の所在—IASB における議論の動向と問題点

2015 年 5 月、IASB から公表された公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」（以下、「2015 年公開草案」とする）では、負債と資本⁽¹⁾の定義に関する細かな変更はあるものの、両者を区別する方法自体についてはほとんど言及されていない。そのため、この区別の問題は概念フレームワークとは別のプロジェクトで扱われ、結論は先送りとされている⁽²⁾。

ただし、「2015 年公開草案」の代替的意見（Alternative Views）のなかでは、負債の定義についてもっと検討して、負債と資本を区別する問題に対処するべきであったとする見解が紹介されている（pars.AV8～14）。そのため、「2015 年公開草案」を公表する過程で、この問題に多くの時間がかけられていたことがうかがえる。

「2015 年公開草案」より以前の 2013 年 7 月に公表された討議資料「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」にさかのぼると、負債と資本を区別する問題は、より大きな問題として取り上げられていたことがわかる。ここでは、両者を区別する新たな方法が提案されており（この提案についてはⅢの 3 で後述する）、この問題について積極的な提言がなされていた。

後述するように、負債と資本を区別する問題は、IASB のなかでもこれまで長い時間をかけて議論されてきた問題である。それにもかかわらず、今のところ、なかなか決着がつかない問題といえる。

そこで本稿では、IASB における負債と資本の区別の議論を詳しくみたくうえで、なぜこの問題に決着がつかないのかについて考察をする。結論を先取りしていえば、決着がつかない理由としては、IASB の概念フレームワークにおい

て、①負債と資本を区別する際に必要となる利益の帰属先が必ずしも明らかではないこと、②「負債＝経済的資源を引き渡す義務」という定義が強すぎるものがあげられる。

本稿では、以下の構成をとることにする。まずⅡでは、IASB の議論を詳しくみる前に、負債と資本を 2 つに区分することの重要性について説明する。そのうえで、Ⅲで IASB における議論を、現行制度の概要・問題点・解決策に分けて整理する。その議論をもとにⅣでは、負債と資本を区別する問題に決着がつかない理由について考察する。

Ⅱ 負債と資本の 2 区分にすることの重要性

負債と資本の区別に関する細かな会計ルールに入る前に、ここでは両者を 2 つに区分することの重要性について触れることにする。

一般に負債と資本のそれぞれの典型例である社債と株式を比較すると、次の 3 つの違いがあげられる⁽³⁾。第 1 に、社債の保有者には確定した利息が支払われるのに対して、株式の保有者（株主）には利益に応じた配当が支払われる。そのため、株主のほうが社債の保有者よりもリスクが大きいことになる。第 2 に、社債は期限までに確定した金額を返済する必要があるのに対して、株式は原則的には返済する必要がない。第 3 に、議決権の有無があげられる。ここでいう議決権とは、株主総会における議決権を指す。普通株主には議決権が与えられるのに対して、社債の保有者には議決権が与えられることはない。以上をまとめると図 1 のようになる。

ただし実際には、負債と資本の区別が困難な金融商品が多く存在している。たとえば、強制償還優先株式（mandatorily redeemable preferred stock）は、法律上は株式であるが、（発行者あるいは保有者の側の要請により）強

図 1 負債と資本の違い

B/S		利息と配当	返済の必要性	議決権
資産	負債	他人資本 (借入金や社債)	確定した 利息	期限までに返済 なし
	資本	自己資本 (株式)	利益に応じた 配当	返済の必要なし あり

制的に償還されるため返済義務のある社債に近い。それとは逆に、永久債は社債の形態をとるが、償還期限が存在しないため返済義務が無いという点では株式に近い。

このように区別の困難な金融商品が数多く存在するが、そもそも会計上両者の区別が重要視されるのはなぜだろうか。その理由のひとつは、負債比率（負債／自己資本）や自己資本比率（自己資本／総資産）のようなバランスシート上の財務比率を算定するためである。この理由は、バランスシート上の開示問題といえる。実際の借入契約においては、バランスシートから得られた比率をそのまま用いるわけではないが、バランスシート上の比率を良くみせようとするために、負債が資本かどちらか区別がしにくい金融商品が設計される。そのため、会計ルールとしても両者の区別をする必要が生じてくる。

もうひとつの理由として、負債と資本の区別により、損益計算書上の利益が異なることがあげられる。会計上はこちらの理由のほうが重要

である。その一例として、利息と配当の処理があげられる。負債にかかる利息は、当期純利益から控除されるのに対して、株式に支払われる配当は当期純利益からは控除されることはない。このような違いが生じてくるのは、当期純利益が株主に帰属する利益であると考えられているからである（図 2 参照）。

同様に損益計算書上の利益が異なってくる場面として、返済時（ないし償還時）の処理があげられる。負債が返済された場合の差額は利益に反映されるのに対して、資本が償還された場合の差額は資本調整とされる。たとえば、簿価 100 の負債が 95 で返済された場合、差額の 5 は利益とされる。それに対して、簿価 100 の資本が 95 で償還された場合、差額の 5 は資本調整とされ利益には影響しない。

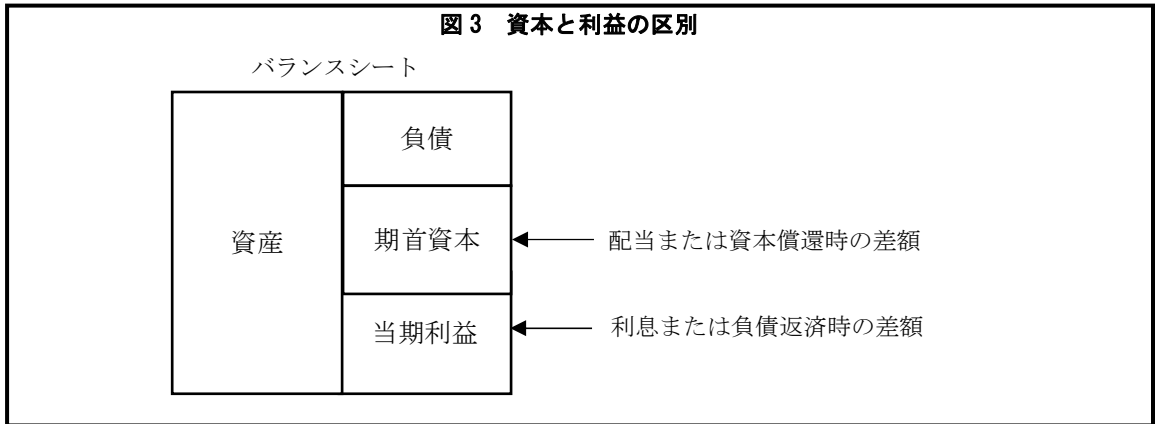
2 つの損益計算書上の違いは、資本と利益を区別するという意味で会計上は重要である。同じように企業が現金を支払ったとしても、利息は費用として利益から控除されるのに対して、配当は資本から直接控除される。また返済時

図 2 利息と配当の処理

損益計算書	
支払利息	×××
：	：
当期純利益	×××

← 株主に帰属する利益—ここから配当

図3 資本と利益の区別



(ないし償還時)の処理でいえば、負債の返済時に生じた差額は利益に反映されるのに対して、資本が償還された場合の差額は利益に反映されないまま直接資本に反映される。そのため、両者は、損益計算書上の利益を経由するかしないかという意味で異なってくる(図3参照)。

2区分以外の方法についてはどうだろうか。1つの案としては、負債と資本という区別を無くして、無区分とすることが考えられる。たしかに負債と資本の区別はどこかでひとつ線が引けるものではなく、証券自体がグラデーションの性格を持ったものであるから、無区分にすればこの問題は生じてこない。しかし、この無区分とする案では、現行制度とも大きく違ってくるし、利益の概念もはっきりとしない。現在のIASBのなかでも「少なくとも1つの残余クラスが必要」(IASB[2015a], par.BC4.96)としており、無区分とする案は検討されていない。

もう1つの案としては、負債と資本以外の第3区分を設けるという案がある。この案は、負債か資本かあいまいな項目については、その中間項目として別に表示するというものである。日本の現在の純資産の部のなかには、株主資本以外の項目も認められているので、見方によっては第3区分を設けているようにもみえる。この案について、IASBは「第3区分の請求権が

変動したときに、収益・費用となるかの決定が必要となる」(IASB[2015a], par.BC4.97)ため、採用するに至っていない。たとえば、優先株式を第3区分に入れた場合、その優先株式からの配当は費用となるのかどうかは決まらないため、問題は複雑になるだけである。以上の理由から、第3区分を設定する案は採用されていない。

Ⅲ IASBにおける負債と資本を区別する議論の変遷

Iの問題の所在で述べたように、負債と資本を区別する問題は、概念フレームワークの議論では決着がつかず、結論は先送りとされている。さらに、時代をさかのぼると、負債と資本を区別する問題は、図4のようにまとめられる。

IASBにおいて、この問題が大きく取り上げられるようになったのは、2008年に討議資料「資本の性格を有する金融商品」が公表された頃からである。この頃は、FASBが主導する形でIASBと共同でプロジェクトが行われていた。ところが、2010年にFASBとIASBの間での共同プロジェクトは中止とされ、2012年以降はIASB単独でこの問題にあたっている。その後、この問題は概念フレームワークのプロ

図4 IASB（または IASC）における負債と資本を区別する議論の変遷

1995 年	IAS32
1998 年	IAS32 の改訂①
2003 年	IAS32 の改訂②
2008 年	DP「資本の性格を有する金融商品」の公表
2010 年	FASB と IASB の共同プロジェクトの中止
2012 年	IASB のみでリサーチプロジェクトを再開
2013 年	DP「財務報告のための概念フレームワークの見直し」の公表
2015 年	ED「財務報告のための概念フレームワーク」の公表

ジェクトのなかで扱われてきた。

本節では、(1) 現行制度の概要（主に 2003 年改訂時の IAS32 を対象とする）を説明したうえで、(2) 現行制度にはどのような問題点があるか、さらに (3) その問題点に対処するために IASB のなかではどのような解決策が考えられてきたかについて検討する。

1. 現行制度の概要

現行制度では、主として IAS32「金融商品：表示」に基づいて、負債と資本の区別が行われている。そのほかに、IFRS2「株式に基づく報酬」においても、両者の区別がなされている。IAS32 と IFRS2 の両方に共通するのは、企業が経済的資源を引き渡す義務を有しているかどうかにより区別を始めている点である。すなわち、経済的資源を引き渡す義務であれば負債とされるのに対して、そのような義務を有していないのであれば資本とされる。そのため、現金により決済される義務は負債とされ、自社株により決済される義務は資本とされる。この原則は、現行の概念フレームワーク（2015 年 12 月時点）の負債と資本の定義と合致している。

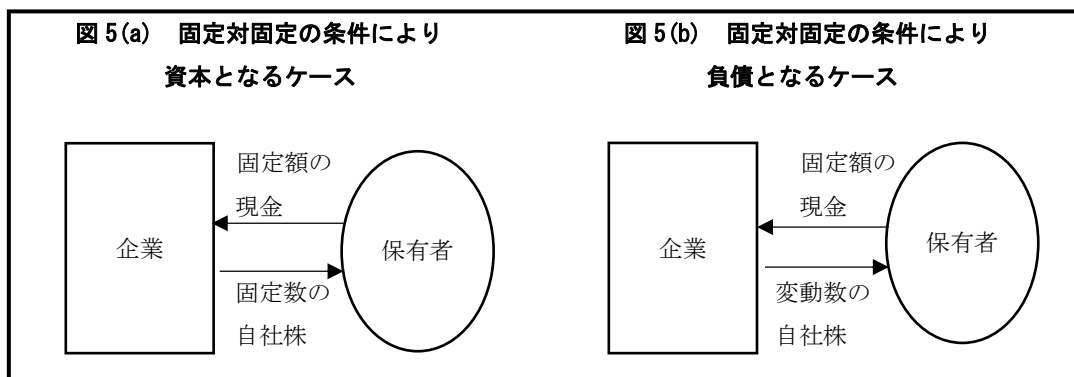
ところが IAS32 では、この原則に対する例外をいくつか設けている。その代表例が固定対固定の条件（fixed-for-fixed condition）とプットブル金融商品に関する規定である。

例外のひとつ目である固定対固定の条件とは、「固定額の現金ないし金融資産と固定数の

自社株を交換する場合に限り」、資本とするというルールである（IAS32, par.16(b)）。たとえば、通常の新株予約権の場合、固定額の現金を受け取る代わりに、固定数の自社株を引き渡すことになるので、固定対固定の条件を満たし資本となる（図 5(a) 参照）。

それとは逆に、いずれかが変動する場合は負債となる。すなわち、現金の金額あるいは自社株の数のうち、いずれかが変動する義務は負債とされる。たとえば、(a) 一定の価値に等しくなるように引き渡す自社株の数が変動するような義務や (b) 一定量の金の価値に等しくなるように自社株を引き渡す義務などが具体的な例としてあげられる（図 5(b) 参照）。これらの例においては、たしかに自社株を引き渡す義務ではあるものの、契約を決済するための手段として自社株が用いられているため、残余持分を発行しているとはいいがたい。それゆえ、自社株で決済される義務であっても、このような義務は負債とされる（IAS32, par.21）。

こうした固定対固定の条件はなぜ存在するのだろうか。その理由は、現在の IAS32 にははっきりと書かれているわけではないが、かつての IAS32 には次のように書かれている。「義務を決済するのに必要とされる持分証券の数がその公正価値の変動とともに変わり、支払われる持分証券の公正価値の全額が契約上の義務の金額と等しい場合には、その義務の保有者は持分証券の価格の変動からの損得にさらさ



れているわけではない。そのような義務は、企業体にとっての金融負債として処理すべきである」(2003年改訂前 IAS32, par.5；下線は筆者)。

この規定によれば、負債と資本を区別するために、請求権者のリターンを考慮していることになる。通常の株式と同じリスクとリターンになる場合には資本とされるが、株式と異なるリスクとリターンになる場合には負債とされる。このように請求権者にとってのリスクとリターンを考慮するという意味では、現在の米国基準でも同じ考え方がとられている (IASB [2014c], par.20) ⁽⁴⁾。

もうひとつの例外はプッタブル金融商品に関する規定である。プッタブル金融商品とは、プットの行使時に現金または他の金融資産と交換に当該金融商品を買戻す義務と定義される (IAS32, par.16A)。このケースでは、株式を発行していたとしても、発行会社の側ではそれを買戻す義務が生じることになる。負債の定義に従えば、こうした義務は現金または他の資産を引き渡す義務であるので、金融負債として扱われる。ところが、プッタブル金融商品については、いくつかの条件を満たしたうえで、例外的に資本として扱われている (IAS32, pars.16A(a)~(e), 16B) ⁽⁵⁾。

このような例外が設けられているのは、企業

によっては、大部分の資金調達がプッタブル金融商品で行われる企業が存在するからである。そうした企業についても、負債の定義をそのまま適用してしまうと、バランスシート上、負債だけで資本のない企業が出てしまうので、不合理と考えられる。

2. 現行制度の問題点

次に、このような現行制度に関する問題点をみていくことにする。第1に、上述した現行制度は複雑でわかりにくいといわれることがある。現行制度では、原則として負債を経済的資源の引き渡す義務として定義したうえで、例外的に固定対固定の条件とプッタブル金融商品に関する規定を設けていた。

固定対固定の条件は元々例外であるが、この例外自体の解釈についても、これまでさまざまな問題が生じている。たとえば、外貨建ての転換社債のなかの転換権は、受け取る現金が外貨建てで変動するので、固定対固定の条件に従えば負債となってしまう。ところが、こうした外貨建ての転換社債の転換権については、資本とするように規定している (IAS32, par.BC4B)。そのため、固定対固定の条件というルールについても、解釈が必要となっている。

プッタブル金融商品に関する規定も同様で、資本として扱う場合に満たさなければならな

い要件がきわめて複雑である。どのような場合に資本として扱うかを検討していくうちに、この要件は複雑化してきたのであろう。

第2に、固定対固定の条件にしてもプッタブル金融商品に関する規定にしても、どのような考えに従って、負債と資本を区別しようとしているのかがはっきりとしない点があげられる。いずれも実務において、資本として認められそうなもの（あるいは認められそうでないもの）をルール化しているため、確固とした考えは存在していない。

第3に、この2つの例外は、概念フレームワークの負債の定義と明らかに矛盾している点があげられる。例外も含めて、負債の定義でうまく説明できればよいのだろうが、現在のところ、この2つの例外は概念フレームワークの定義とは独立に存在していることになる。

3. 負債と資本を区別するための解決策

このように、負債と資本を区別する現行制度にはいくつか問題点があるため、それを解決するためのアプローチがこれまでもいくつか提案されてきた。ここでは、2013年の討議資料「財務報告のための概念フレームワークの見直し」（以下、「2013年討議資料」とする）において提案された、狭い持分アプローチと厳密な義務アプローチについて取り上げる。

狭い持分アプローチとは、最も残余的な請求権だけを資本とする方法である（IASB[2013], par.5.30(a)）。最も残余的な請求権を特定するためには別途ガイダンスが必要となるが、通常は普通株式が残余的な請求権となるであろう。このアプローチのもとでは、それ以外の請求権（たとえば、自社株を引き渡す義務や非支配株主持分）はすべて負債とされ（IASB[2013], par.5.30(b)）、その変動は利益に反映される

（IASB[2013], par.5.30(c)）。

狭い持分アプローチを採用するメリットは、一言でいえば複雑性が排除されることである。IIIの1で述べたように、現行制度は概念フレームワークの定義に対する例外がいくつかあったが、狭い持分アプローチによればこうした例外が取り除かれる。たとえば、現行制度では、自社株を引き渡す義務のなかでも、原則通りに資本とされるものもあれば、負債とされるものもあった。その際、固定対固定の条件に従って説明されたが、狭い持分アプローチによれば自社株を引き渡す義務はすべて負債になるため、固定対固定の条件のような例外は不要となる（IASB[2013], par.5.36(b)参照）。また、プッタブル金融商品についても、最も残余的な請求権かどうかという点で資本かどうかを判断するので、この例外についても取り除くことができる可能性がある（IASB[2013], par.5.36(c)参照）。

なお、自社株を引き渡す義務を金融負債とすることにより、その義務が自社株で決済されたときに生じる希薄化（既存株主からオプションの保有者への富の移転）を損益計算書で表すこともできる（IASB[2013], par.5.36(a)参照）。

もうひとつの厳密な義務アプローチとは、経済的資源を引き渡す義務だけを負債とする方法である（IASB[2013], par.5.34(a)）。この方法では、現行の負債の定義と同じように、負債を厳格に定義して、それ以外を資本とするので、自社株を引き渡す義務は資本とされる（IASB[2013], par.5.34(b)(ii)）。また、持分の分配を一部受け取ることができる請求権も資本となるので、プッタブル金融商品等も株式という形態であれば資本とされる（IASB[2013], par.5.34(b)(i)）。

これら2つのアプローチのうち、「2013年討議資料」では、厳密な義務アプローチのほうが

狭い持分アプローチよりも望ましいとしている。その理由として、厳密な義務アプローチのほうが、現行の負債の定義に合致しているからとしている（IASB[2013], par.5.37(a)）。それに対して、狭い持分アプローチでは、負債は資本以外の請求権ということになるので、現在の負債の定義とは合致しなくなってしまう。

また、厳密な義務アプローチでは、現金または他の経済的資源を引き渡す義務を有している請求権を負債とするので、貸し手にとっては重要な情報を提供しているともいえる（IASB [2013], par.5.37(b)(i)）。狭い持分アプローチでは、負債のなかに経済的資源を引き渡す義務以外のものが入り込んでしまうのに対して、厳密な義務アプローチでは、経済的資源を引き渡す義務のみを負債として計上することができる。そのため、返済能力を知りたい貸し手にとっては、厳密な義務アプローチのほうが望ましいといえる。

ただし「2013 年討議資料」における厳密な義務アプローチのもとでは、資本合計を変動させないまま、資本の一部⁶⁾を資本変動計算書のなかで再測定させる提案がなされていた。現行制度では、自社株を引き渡す義務が資本とされた場合は、その後その義務が再測定されることはない。それに対して、提案された方法によれば、資本合計は変えないまま、自社株を引き渡す義務は再測定され、その変動差額は資本内の一項目に負担される。このことにより、オプション保有者から親会社の既存株主への富の移転を表すことができるとしている（IASB [2013], par.5.15）。

「2013 年討議資料」の提案に対しては、多くの回答者が厳密な義務アプローチを支持した（IASB[2014a], par.31(a)）。ただし、資本変動計算書内で一部の資本項目を再測定する提案については支持されなかった。潜在的な希

薄化は、注記で開示するか、あるいはまったく開示する必要がないとするコメントがあった（IASB[2014a], par.42(a)）⁷⁾。

なお、直近の議論（2015 年 9 月時点）では、負債の定義を精緻化することが行われている。このことは、「2015 年公開草案」において負債が現在の義務かどうかに関心を当てるという提案をしていることが影響していると思われる（IASB[2015a], par.BC4.101）⁸⁾。「2013 年討議資料」の提案のうち、厳密な義務アプローチに近い方法で進められている。その際、財務報告の観点（perspective）や特定の保有者にとってのリターン（returns to the holders）は考慮しないとしている点には注意が必要である（IASB[2015b], par.59）。

IV 負債と資本を区別する問題が解決されない理由

ここまでみてきた IASB の議論をもとに、負債と資本を区別する問題が解決されない理由について検討してみたいと思う。

まず、証券自体の性格が負債か資本かという二分法で区別されるわけではなく、あいまいな証券が出てしまうことが理由のひとつとしてあげられる。企業が発行する証券がグラデーションの性格を持つため、どうしても区別があいまいな部分が生じてしまう。さらに、区別がはっきりとしない部分を利用して新しい金融商品が開発されやすいことも理由として考えられる。新たに開発された新しい金融商品に対応して、会計基準が改訂され、ますます複雑なルールが出来上がってしまっている。

こうした理由がある一方で、会計基準のなかでも、この問題に対応できない原因はあると思われる。ここでは、Ⅲでみた IASB の議論を通じて、会計基準のなかで両者の区別に決着がつ

かない理由について考えてみたい。

1. 負債の定義と固定対固定の条件

現行制度のもとでは、原則的には、経済的資源を引き渡す義務が負債として定義され、それ以外の義務が資本として定義されていた。それ以外の義務のなかには、自社株を引き渡す義務も含まれているため、この原則に従えば、自社株を引き渡す義務は資本となるはずである。ところが、自社株を引き渡す義務であっても負債となる場合があった。この例外を認めるために、固定対固定の条件といわれるルールが存在していた。たとえば、一定額の現金を受け取る代わりに、変動数の自社株を引き渡す義務は負債とされる。

以上が、原則的な取り扱いと固定対固定の条件という例外であるが、このうち固定対固定の条件は、利益の帰属先は株主集団であると考えられるため、IASB の概念フレームワークとは異質なものと考えられる。

固定対固定の条件のもとで変動数の自社株で決済する義務が負債とされるのは、その義務が企業と株主との関係ではなく、企業と債権者の関係に近いからだとされている。そのため、変動数の自社株で決済される義務は金融負債として扱われ、その変動は利益に反映させることになる。ここでは、原則的な取扱いにみられるように、エンティティーだけをみて、定義により負債か資本かを区別するのではなく、請求権者が外部者か内部者かにより区別が行われている。

たとえば、固定対固定の条件の適用例としてあげられていた、受け取る現金の金額が固定され、引き渡す自社株の数が金の価格に変動する義務を考えてみることにする。この場合、金の価格により引き渡す自社株の数が変動することにより、最終的には株主集団の富が増減す

る。ここでは、株主集団の富が増減することをもって利益が算定されていることを意味している。したがって、こうした義務の変動を利益に影響させるためには、既存株主の富の増減を反映させた結果であると考えが必要がある。それゆえ、このケースは利益の帰属先として株主集団を想定した所有主観に近いといえる。

このように、固定対固定の条件というのは、利益は株主のものであるという考えを前提にしたルールといえる。また IASB における議論のなかでも、固定対固定の条件は所有主観において意味を持つという発言(2015 年 3 月 ASAF 会議におけるドイツ発言)からも、利益の帰属先として株主集団が想定されていることがわかる。この考え方自体は、利息は当期純利益から控除されるが、配当は当期純利益から控除しないという現行実務と整合している。

それに対して、概念フレームワークの背後にある考え方は、利益の帰属先として株主集団を想定していない。たとえば、2015 年の概念フレームワーク公開草案では、「財務諸表は、... 特定集団の観点からではなく、エンティティー全体の観点から作成される」(IASB[2015a], par.3.9) とされている。「エンティティー全体の観点から作成される」という文言が利益計算にどのような影響をもたらすかはまだわからないが⁹⁾、エンティティーに帰属する利益を計算しているという意味であるならば、利益の帰属先として株主を想定するという考え方と対立することになるであろう。

2. 負債の定義とプッタブル金融商品

負債の定義に対するもうひとつの例外がプッタブル金融商品であった。負債は経済的資源を引き渡す義務として定義される。ここで、プッタブル金融商品は経済的資源を引き渡す義務といえるので負債となるが、いくつかの要件

先にみた利益の帰属先として株主集団を想定する考えに従えば、請求権者のうちで利益の帰属先といえるものとそうでないものとを識別するのが自然な考え方であろう。プットブル金融商品でいえば、その保有者が利益の帰属先といえるのかどうかのポイントになるであろう。したがって、「負債＝経済的資源を引き渡す義務」という定義にあてはまるかどうかでは

まず現行の取り扱いは、一般的に資産負債アプローチと呼ばれる考え方を背景にしている。ここで資産負債アプローチとは、資産や負債の定義から始めて、資本や利益を定義するアプローチを指している。「資産＝経済的資源」、「負債＝経済的資源を引き渡す義務」と定義したうえで、資産と負債の差額を資本とし、資本の増減のうち資本取引以外の増減を（包括）利益と定義する（図6参照）。

資産

負債

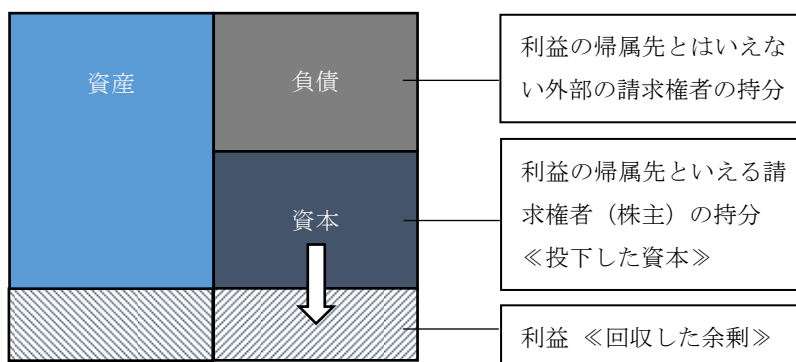
資本

固定対固定の条件から自社株による決済義務も負債

プッタブル金融商品のように経済的資源の引き渡し義務も資本

図7では試案としてのバランスシートのとら

図 7 試案によるバランスシート



え方を表している。試案では、負債は利益の帰属先とはいえない外部の請求権とされているのに対して、資本は利益の帰属先といえる内部の請求権とされている。ここでは、請求権者が外部者なのか内部者なのかを負債と資本を区別するメルクマールとなる。

多くの会計専門家が注目するのは、投下した資本とその増分としての利益であろう。現行のバランスシートのとらえ方では、まずは資産と負債を定義してから、資本や利益を定義することになるので、資本や利益はある意味迂回的な理解となる。それに対して、試案によれば、外部者と内部者を区別したうえで、利益の帰属先といえる内部者の請求権（＝投下した資本）とその増分である利益（＝回収した余剰）に注目するので、会計専門家の感覚に合致すると思われる。

V おわりに

本稿で取り上げた負債と資本を区別する問題は、「2015 年公開草案」では前面には出てこないものの、IASB のなかでも比較的長い時間議論されている重要な問題である。そこでは、バランスシート上で負債と資本を区別するという開示上の問題だけではなく、資本と利益の

区別という利益計算上の問題も問われていた。

現行制度では、概念フレームワークの負債や資本の定義に基づいて区別が行われている。すなわち、負債は経済的資源を引き渡す義務と定義され、資本はそれ以外のものと定義される。そのため、現金により決済される義務は負債、それ以外の自社株で決済される義務は資本とされる。ただし、自社株で決済される義務がすべて資本になるというわけではなく、固定対固定の条件により例外的に負債とされる場合があった。また、現金により決済される義務といっても、プッタブル金融商品のように、いくつかの要件を満たしたうえで、負債ではなく資本とされる場合もあった。

こうした現行制度に対しては、複雑でかつわかりにくく、概念フレームワークの定義と整合性がとれていないなどの批判があった。そのため IASB でも、狭い持分アプローチや厳格な義務アプローチなどのいくつかの解決策が提案されてきたが、これまでのところ、この問題には決着がついていない。

このようになかなか決着がつかない理由として、概念フレームワークのなかで、①利益の帰属先が誰であるのか必ずしも明らかではないこと、②負債＝経済的資源を引き渡す義務とする考えが強すぎるものがあげられる。

注

- (1) 本稿では、資本と持分を同じ意味で用いている。
- (2) 今後は「金融商品に関する調査研究プロジェクトにおいて、負債と資本の区別に関する議論は行われることとされている（IASB[2015a], p.12）。なお、本稿は2015年9月までのIASBにおける議論を対象としている。
- (3) 桜井・須田 [2014], 56-57 頁を参照。
- (4) 引き渡す自社株の価値が固定している場合には、その請求権者のリターンは一定となるので、株主というよりも債権者に近いといえるであろう。
- (5) 清算時にのみ企業の純資産の比例的な取り分を引き渡す義務も同様に、定義に従えば金融負債として扱われるが、いくつかの条件を満たしたうえで、例外的に資本として扱われている（IAS32, pars.16C, 16D）。
- (6) 「2013年討議資料」では二次的請求権と呼んでいる。二次的請求権のなかには、自社株を引き渡す義務が含まれてくる。
- (7) 利用者の反応を詳しくみると、株式分析のアナリストや投資家のなかには、狭い持分アプローチを好む者もいた。その理由としては、狭い持分アプローチのもとでは優先的な請求権のすべてが損益計算書を通じて再評価されるのに対して、厳密な義務アプローチでは追加的な情報が得られるかどうかかわからない、持分投資家にとってはリターンの希薄化が重要な関心事であることなどがあげられている（IASB [2014b], par.20）。
- (8) 具体的には、決済のタイミングを重視する方法（Approach αと呼んでいる）、決済に必要とされる経済的資源の金額に注目する方法（Approach βと呼んでいる）、決済のタイミングと必要とされる経済的資源の金額に注目する

方法（Approach γと呼んでいる）を検討することにより、負債の定義を精緻化しようとしている。

- (9) 2015年の公開草案において「エンティティー全体の観点から作成される」としているが、実のところ、この観点というのが利益や資本にどのような影響があるかはよくわからない。その意味で、2015年の公開草案は、基本的な会計観への言及が限定的であるともいえる（米山 [2015] 参照）。

参考文献

- IASB [2003], IAS32, *Financial Instruments: Disclosure and Presentation*.
- IASB [2008], IAS32, *Financial Instruments: Disclosure and Presentation*.
- IASB [2013], Discussion Paper (DP), *A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting*.
- IASB [2014a], *IASB Meeting Note (10F)*, March.
- IASB [2014b], *IASB Meeting Note (10M)*, March.
- IASB [2014c], *IASB Meeting Note (7B)*, September.
- IASB [2015a], Exposure Draft (ED), *Conceptual Framework for Financial Reporting*.
- IASB [2015b], *IASB Meeting Note (5A)*, June.
- 桜井久勝・須田一幸 [2014], 『財務会計・入門 第9版』有斐閣。
- 米山正樹 [2015], 「問い直すべき概念フレームワークの存在意義—「概念フレームワーク」見直しプロジェクトの成果と課題—」『会計・監査ジャーナル』724号。

リース会計基準のコンバージェンスと会計処理

菱 山 淳
専修大学

要 旨

本稿は、これまでのリース会計基準の整備の状況とわが国における会計実務の状況を確認するとともに、リース取引の会計処理である使用権モデルに関して、そこに内在する問題点と、これを導入した場合に取られるわが国企業の会計選択行動について検討したものである。

検討の結果、①使用権モデルによれば、現行基準に比較して財務情報の改善が図られること、②使用権モデルには、使用権モデルの考えと整合的ではないリースの識別規準や、これまでと異なるリース期間の決定規準が採用されており、そこには自由裁量の働く余地が残されていること、③わが国企業は、会計基準に自由裁量の余地の働く規定が存在する場合には、それを利用してリース取引のオンバランスを回避する会計行動を選択する傾向にあるが、そうした会計行動が選択できない状況下では、基準に従って会計処理を行う傾向があること、④そのため、使用権モデルの導入にあたっては、そうした点に十分な配慮が求められることを指摘した。

I はじめに

リース取引の借手の会計処理に対するこれまでの規制のあり方を俯瞰すると、そこには開示からオンバランスへ、そしてオンバランスの範囲の拡大へという流れを見て取ることができる。2006 年より開始された IASB と FASB の共同プロジェクトにより提案された使用権モデルも、こうしたオンバランスの規制強化の流れの延長線上にある。使用権モデルでは、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースを含む、すべてのリース取引がオンバランス処理されるため、現行基準に比較して財務情報の改善が図られることが期待されているのである。

本稿は、こうした借手のオンバランス処理への規制強化の展開過程を確認したうえで、使用権モデルを提案する「再公開草案」(IASB [2013a])の会計処理に関して次の検討を行うことにしたい^①。

第一は、使用権モデルのもとで行われるリース取引のオンバランス処理に関して問題点を指摘することである。リース取引には細かな会計処理上の論点が数多くあるが、最も本質的な問題は、リース取引がオンバランスされるか否かという点にある。そこで、すべてのリース取引を認識の対象とする使用権モデルの内容を検討し、そこに内在するオンバランス処理の問題点について明らかにする。

第二は、わが国のこれまでのリース会計基準の展開と企業の会計選択行動を確認し、使用権モデルへのコンバージェンスの際の問題点を指摘することである。わが国ではこれまで国際会計基準と平仄を合わせるように基準整備が進められてきた。そのため、近い将来、使用権モデルへのコンバージェンスに向けた基準改定が行われることも予想される。そこで、これ

までのわが国企業のリース取引の会計選択行動に着目し、使用権モデルへのコンバージェンスに対する含意を指摘する。

II IASC/IASB におけるリース会計基準の展開

1. IASC における展開

IASC では、リース取引の会計処理に関して、規制内容を段階的に強化する形で整備を進めてきた。

まず、IASC における最初のリース会計に対する規制として機能したのが、IAS5 [1976]「財務諸表に開示すべき情報」である。本基準では、個別的開示事項のうち有形固定資産に対する開示項目として、「リースおよび割賦購入計画により取得した資産については、区別して開示しなければならない」(IAS5, par.11)とし、リース資産についての開示を規定していた。ただし、この基準はリース取引の財務諸表本体への計上を要請するものではなく、またリース取引それ自体を規制する基準でもなかった。

本格的なリース会計の規制を行う最初の会計基準は、IAS17 [1982]「リースの会計処理」である。本基準は、リスク・便益アプローチにもとづき、リース取引をファイナンス・リースとオペレーティング・リースとに分類し、このうちファイナンス・リースについては、借り手が資産と負債をオンバランスすることを原則処理として規定していた (IAS17, par.44)。ただし、基準の発効日 (1984 年 1 月 1 日以降) から 4 年間は、経過措置としてファイナンス・リースにかかる情報が開示されていれば本基準に従わなくてよいことも同時に規定していた (IAS17, par.64)。

1982 年基準で認められていた例外処理は措置期間経過後に廃止され、原則処理に一元化さ

れることになった。その後、IAS17 [1997]「リース」が公表され、2003 年および 2009 年に部分修正が行われ現行基準となっている。

これらの展開からわかるように、IASC におけるリース取引の会計規制は、開示から始まり、その後オンバランス規制へ移行し、さらにオンバランスの範囲の拡大へと展開してきたわけである。

2. IASB における展開

(1) リスク・便益アプローチから使用権モデルへ

現行基準である IAS17 は、リスク・便益アプローチに基づく。そのため、リスクと便益が

移転しないように契約を仕組むことにより、リース取引の一部をオフバランスにする会計実務が横行し、基準設定当初のオンバランス規制が十分に達成されない状況が生じるようになった⁽²⁾。こうした問題に対処するため、基準設定機関の国際的な組織である G4+1 によってリース会計基準の改定に向けた検討が行われ、使用権モデルに基づくアプローチが提案されることとなった⁽³⁾。その内容を引き継ぐ形で 2006 年より IASB と FASB によって、現行基準の改定に向けた共同プロジェクトが開始されることとなった。その成果として、これまでに以下（図表 1）が公表されている⁽⁴⁾。

図表 1：使用権モデルへの変更を目指す動き

年・月	公表物	改定の狙い
1996・7	G4+1 報告書「リース会計：ニューアプローチ」	現行基準で採用されているリスク・便益アプローチから使用権モデルによる会計処理への変更を目指す。
2000・2	G4+1 報告書「リース会計：ニューアプローチの実行」	
2009・3	IASB/FASB 討議資料「リース：予備的見解」	
2010・8	IASB/FASB リース会計基準「公開草案」	
2013・5	IASB/FASB リース会計基準「再公開草案」	

(2) 使用権モデルで何が変わるか

使用権モデルでは、リース取引が借手に対してリース期間にわたりリースされた資産を使用する権利を移転することに着目し、借手が認識するリース取引を「物」としてのリース物件の取得取引とみるのではなく、物件を使用する「権利」の取引と見る。そのため、リース物件の取得と同視されない（すなわち、リース物件

に係るリスクと便益の移転がない）取引であっても、リース物件を使用できる「権利」の取得があれば認識の対象となる。それによって、使用権モデルでは、これまでオンバランスされていないオペレーティング・リースにまで認識対象が拡大することになる（図表 2）。これが実現することになれば、原則として、オペレーティング・リースを利用してリース取引をオフバ

図表 2：現行基準と使用権モデルの比較

基準・案	認識の契機	オンバランスされる取引	会計モデル
IAS17	リース物件に係わるリスクと便益の移転	ファイナンス・リースに限定される	リスク・便益アプローチ
再公開草案	リース物件を使用する権利の移転	オペレーティング・リースも含むリース取引に拡大される	使用権モデル

ランスとなるよう組成する恣意的な操作が不可能になり、その結果、財務情報の改善が図られることになる。

(3) 使用権モデルと概念フレームワークとの対応関係

使用権モデルによるリース会計基準の構築の試みは、同時に改定が進められている概念フレームワークと関連づけて捉えることができる。周知のように、IASB の概念フレームワーク (IASB [1989]) は、2010 年に IASB/FASB の共同プロジェクトにより部分改定が行われた後、IASB より 2013 年に討議資料 (IASB [2013b])、2015 年には公開草案 (IASB [2015b]) が公表されている。これらの草案において改定が企てられている資産の定義とリース再公開草案のリースの定義ならびに会計処理を対比して示すと次のようになる (図表

3)。この比較から、両者の改定の動きは、概念フレームワークとリース会計基準の整合的關係を取り戻す取り組みとして理解することができる。

まず、概念フレームワークの資産の定義では、現行および公開草案のいずれにおいても経済的便益を生み出す資源を資産として定義している。ただし、公開草案では資産を支配する経済的資源と定義したうえで、当該経済的資源について経済的便益を有する潜在能力を有する権利であると定義している点に特徴がある。ここでは「支配」、「経済的便益を生み出す潜在能力」、「権利」が強調して論じられているわけである (IASB [2015b], par.4.7)。

つぎに、リースの定義に関してみると、現行基準と再公開草案では、ともに資産の使用権を移転する取引をリースとして見なしている。ただし、現行基準では、リースの分類規準によっ

図表 3：現行基準と公開草案の比較図

概念フレームワークにおける資産の定義とリースとの整合性	
概念フレームワーク (1989)	概念フレームワーク公開草案 (2015)
資産とは、過去の事象の結果として特定の企業が支配し、かつ将来の経済的便益が当該企業に流入すると期待される資源をいう (par.4.4)。	資産とは、企業が過去の事象の結果として支配している現在の経済的資源である (par.4.5)。経済的資源とは、経済的便益を生み出す潜在能力を有する権利である (par.4.6)。
IAS17 におけるリースの定義	リース再公開草案におけるリースの定義
リースとは、貸手が一括払または複数回の支払いを得て、契約期間中、資産の使用権を借手に移転する契約をいう (par.4)。	リースとは、資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約をいう (par.6)。
IAS17 でオンバランスされるリース	再公開草案でオンバランスされるリース
リース取引をファイナンス・リースとオペレーティング・リースとに分類し、ファイナンス・リースを貸借対照表に計上する。	リース取引を分類することなく、使用権を移転するすべてのリースを貸借対照表に計上する。
概念、定義および会計処理の整合性	概念、定義および会計処理の整合性
資産概念、リースの定義と整合的といえない会計処理	資産概念、リースの定義と整合的な会計処理

て、リース取引をファイナンス・リースとオペレーティング・リースとに区別し、異なる会計処理を導くことが規定されている。それに対して、再公開草案ではそうした分類は行われず、資産を使用する権利を移転する取引をリースと見なしている⁽⁶⁾。

これを受け、会計処理では次のような差異が生まれる。IAS17では、資産およびリースの定義を満たすリース取引であったとしても、資産を所有した場合と同視されるファイナンス・リースに該当しないならば、資産として計上されないことになる。これは、資産およびリースの定義とリースの会計処理が整合的に整備されていないことを意味する。これに対して、公開草案では、資産をより具体的に権利として定義したうえで、資産を使用する権利の移転のあるリース取引はすべて資産として計上される。ここでは、資産およびリースの定義とリースの会計処理が整合的に整備されていることになる。

このように、リース会計基準改定の試みは、オフバランスとなるようリース取引を組成するというリース会計基準から生じた会計処理問題を是正するというだけでなく、概念フレームワークとリース会計基準との整合的関係を取り戻す取り組みでもあることが理解できよう⁽⁶⁾。

3. リース取引オンバランス処理に関する残された論点

それでは、使用权モデルに移行することにより、リース会計のオフバランス問題はすべて解決されるのであろうか。ここでは、使用权モデルを採用する再公開草案に内在する問題点として、リースの識別基準とリース期間の判定基準を取り上げる。これら基準の検討から、再公開草案の使用权モデルにもオフバランスを引き起こすあるいは自由裁量の余地が残される

基準がある点について指摘する。

(1) リースの識別基準

① 識別基準の内容

リース再公開草案では、冒頭でリースの識別基準を定めている。リースの識別基準は、リースの定義、リースの判定⁽⁷⁾、および構成要素の区分の三つの定めからなる。

まず、リースを資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約と定義する (IASB [2013a], par.6)。

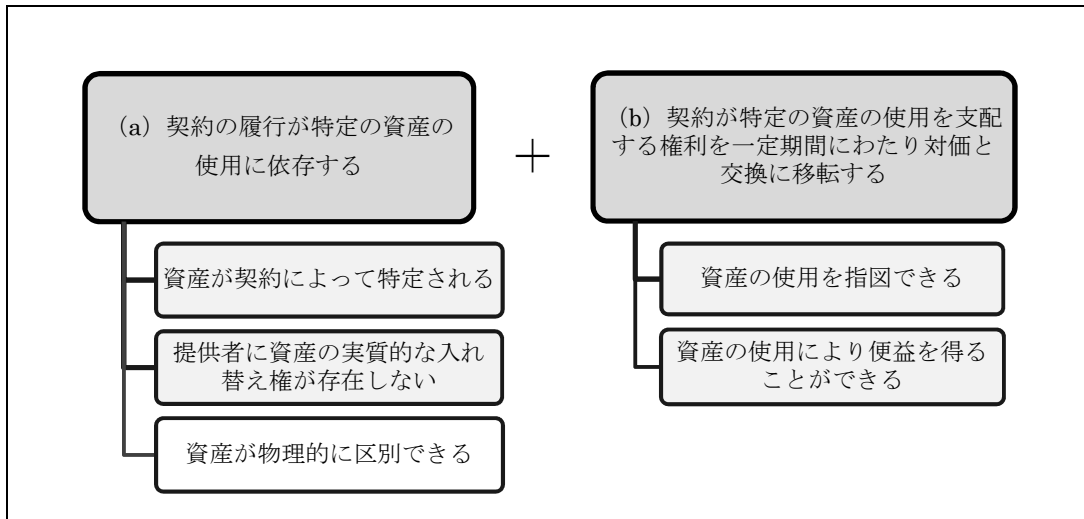
つぎに、当該契約がリース契約であるか、あるいはリース契約を含む契約であるかについて、次の (a) と (b) の評価により判定する (IASB [2013a], par.7)。

- (a) 契約の履行が特定の資産の使用に依存するか。
- (b) 契約が特定の資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転するか。

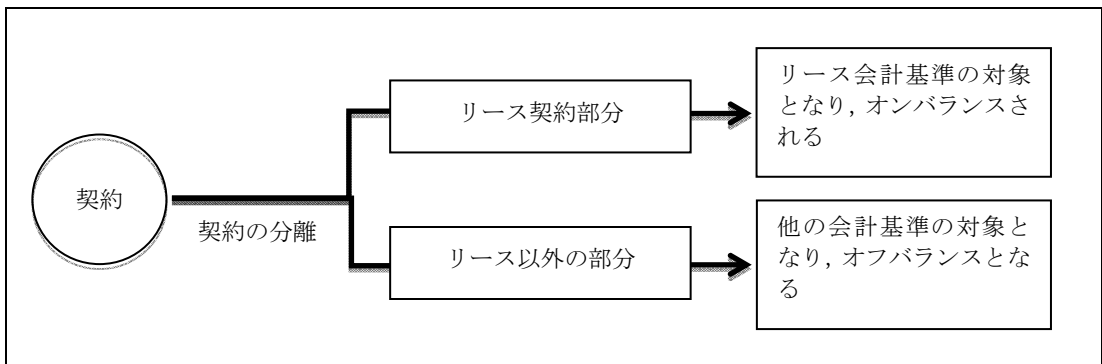
これらの二つの基準には、それぞれに下位の判定基準が存在する。(a) については、(i) 資産が契約によって特定されること、(ii) 提供者 (貸手) に資産の実質的な入れ替え権が存在しないこと、そして (iii) 資産が物理的に区別できることである。(b) については、(i) 顧客 (借手) が資産の使用を指図できること、そして (ii) 資産の使用により便益を得ることができることである (IASB [2013a], par.7-19)。これらの判定基準のいずれも満たす場合にリース取引が存在するとの判定が行われる (図表 4)。

そして、最後に、リースと判定される契約部分とそれ以外の契約部分とに契約の構成要素を区分する (図表 5)。これは、多くの契約がリースとリース以外 (サービス) の両方の構成部分を含んでいるため、契約をリース構成部分と

図表 4：リースの判定規準



図表 5：リースの区分と会計基準の対象



非リース構成部分とに分離してリース契約を識別し、リース構成部分についてのみリース会計基準に従って処理することを求めるためである（IASB [2013a], BC112-116）。

② 設例によるリース取引の判定

上記の識別規準のリースの判定に関して、再公開草案で示される次の設例を用いて具体的にその内容を検討してみたい（図表 6）。

まず、A の取引では、契約によって特定された 3 本のファイバーを 15 年間使用することが明示され、供給者に入れ替え権が存在せず、か

つこのファイバーがケーブルの中の他のファイバーと物理的に区別できる。また、顧客がファイバーの使用方法を指図でき、そこから 15 年にわたり便益を得る能力を有している。そのため、ファイバーの使用を支配する権利を顧客（借手）が持つことになる。それゆえ、この契約はリースが存在するための二つの要件（図表 4 の（a）、（b）のこと）を満たし、リース取引と判定されることになる。

これに対して、B の取引では顧客はケーブル内の稼働能力に対する権利に対して契約を締

図表 6：リース判定の取引例

A	顧客が、より大きなケーブル(香港と東京を接続している)の中の 3 本の特定された物理的に区分できるダーク・ファイバーを使用する権利について 15 年の契約を締結する。顧客は、ファイバーの各末端を自らの電子機器に接続することにより、ファイバーの使用に関する決定のすべてを行う(すなわち、顧客がファイバーを「点灯する」)。ファイバーが損傷した場合には、供給者は修理と維持管理に責任を負う。
B	顧客が、香港と東京を接続するケーブルの中の所定の量の稼働能力を使用する権利について 15 年契約を締結する。所定の量は、顧客がケーブル内の 3 本のファイバーの全稼働能力を使用することに相当する(ケーブルには同様の稼働能力を有する 15 本のファイバーが含まれている)。供給者は、データの送信に関する決定を行う(すなわち、供給者がファイバーを点灯し、顧客の通信量を送信するためにどのファイバーを使用するのかに関する決定を行う)。

(出所：IASB [2013a] 設例 4)

結しているものの、どのケーブルに対する契約であるかは明らかでない。くわえて、供給者が顧客のデータ送信に関するすべての決定を行うため、顧客がファイバーの使用方法を指図できない。そのため、二つの要件のいずれも満たすことはなく、その結果、この取引はリースと判定されないことになる。

③ 識別規準の論点

以上の識別規準の内容から、次の点を指摘することができる。

第一に、使用権の移転を条件としてリースと定義する使用権モデルでありながら、その判定に特定資産の使用という条件を定める点である(上記図表 4 の (a) の条件)。しかも、その下位の三つの具体的な判定基準には、資産が特定されていること、貸手に当該資産の入れ替え権が存在しないこと、そして当該資産が他の資産と物理的に区別できることを定めている。これらはいずれも、資産の物的性質に着目して、借手の側で当該物的資産それ自体を支配するための要件と見ることができる。こうした要件は、リース資産の「物」としての性質に着目してオンバランスを導く IAS17 とは整合的な規準とみることができるが、「権利」の移転に着目する使用権モデルと整合的であるとはいえ

ない。

第二に、こうした識別規準のために、同様の経済取引でありながら異なった会計処理が導かれる可能性が生じる点である。上記の二つの設例では、ともに顧客(借手)がファイバー・ケーブルを使用する権利を有していながら、契約内容の差によって、前者(A)ではリース取引としてオンバランス処理されることとなるが、後者(B)ではリース取引とは見なされずサービスの会計処理が行われることになる。こうした状況は、現行基準において、オペレーティング・リースとして分類された場合にリース取引がオフバランスとなってしまうのと同様に、同じ経済効果を持つ取引でありながら異なる会計処理を導く可能性を生じさせることとなる⁽⁸⁾。

第三に、サービスとリースを区別し、リースのみをオンバランスの対象とし、サービスについてはその対象外とする点である。リースと区別されるサービスに関して、これが資産の定義を満たすときにオフバランスとされるならば、概念フレームワークと個別の会計処理が整合しないことになる。リースだけがオンバランスされ、他の継続的なサービス契約がなぜオンバランスされないかについては、再公開草案では

合理的な説明はなされていない。

(2) 期間オプションの扱い

使用权モデルで問題となるもう一つの論点は、期間オプションの扱いである⁽⁹⁾。期間オプションとは、リース期間を延長する更新オプションと期間終了前にこれを終える解約オプションのことを指す。再公開草案ではリース期間

として、リースの解約不能期間に、これら二つのオプションを加味した期間としてリース期間を定めることとしている（IASB [2013a], par.25）。

リース期間は、期間オプションの発生可能性をどのように捉えるかにより異なる。再公開草案の期間オプションの扱いを現行基準と比較して示すと、次のようになる（図表 7）。

図表 7：期間オプションの扱いの変化

基準/案	期間オプションの扱い
IAS17	オプションの行使が合理的に確実視される場合にリース期間に含める（par.4）
再公開草案	更新オプション：借手がオプションを行使する重大な経済的インセンティブを有している場合にリース期間に含める（par.25a） 解約オプション：借手がオプションを行使しない重大な経済的インセンティブを有している場合にリース期間に含める（par.25b）

再公開草案では、「重大な経済的インセンティブ」という概念について、IAS17における「合理的に確実」あるいは SFAS13 における「合理的に保証された」という概念と類似の閾値を提供するとしている（IASB [2013a], BC140）。しかながら、両者は、異なる文言を用いているというだけでなく、その判定上の規準が異なるため、同じ概念あるいは同じリース期間を導きだす規準となると考えることはできない。たとえば、IAS17 には、「合理的に確実」に関する具体的判断規準はないものの、このモデルとなった SFAS13 では、リースを更新しない場合に高額な違約金が課されるときに更新が合理的に確実視されるとしている（SFAS13, par.5f）。それに対して、再公開草案では「重大な経済的インセンティブ」の評価にあたり、契約ベース、資産ベース、企業ベースおよび市場ベースの各要因について、単独ではなく、すべてを考慮して決定しなければならないとしている（IASB [2013a], par.26）。これら要因の具体例として、(a) オプション対象期間についての契約条

件と現在の市場料率との比較、(b) 当該リースの延長もしくは解約または資産の購入のオプションが行使可能となった時点で借手にとって重大な経済価値を有すると見込まれる重大な賃借物件改良設備、(c) 当該リースの解約および新たなリースの締結に関するコスト、(d) 借手の営業にとっての原資産の重要性を挙げている。しかも、その要因はこれらに限定されるものではないとしている（IASB [2013a], B5）。

このように、すべての要因を包括的に考慮に入れてオプション行使の判定を行う再公開草案の方法は、これまでのリース会計基準では明示されてこなかった⁽¹⁰⁾。そのため、再公開草案におけるオプション行使の可能性をどのように判断するかによっては、リース期間の決定にこれまでと異なる影響を与える可能性がある。リース期間の長短は、オンバランスされる金額に影響を及ぼすことになるため、これが恣意的に判断される場合には、計上される金額決定に自由裁量の余地を生じさせることになる。

(3) 小括

以上みたように、これまでの IASB (C) のリース会計基準の整備の動きは、リース取引のオンバランス規制およびその強化を図るものであった。使用権モデルの提案もこの規制強化の延長線上にあるものと位置づけることができる。使用権モデルが基準化されると、オンバランス規制は、原則として、すべてのリース取引に及ぶことになり、その結果、リース取引に関して提供される情報の改善が図られることになる。また、概念フレームワークの定義と整合的なリース取引の会計処理が導かれることになり、概念フレームワークと個別規準との整合性が高まることも期待される。

ただし、再公開草案には、必ずしも使用権モデルの考えと整合的ではないリースの識別規準が存在し、リースの判定にあたり自由裁量の余地が働く可能性も懸念される。また、リース期間の決定にもこれまでと異なる判断規準が採用されており、とりわけ重大な経済的動機がどのような場合に存在するかについてこれまでと異なる判断が行われる場合には、同様に自由裁量の余地が働く可能性が懸念される。こうした恣意的な会計操作が行われる場合には、同様の経済状況でありながら異なった会計処理が導かれることになり、現在の会計基準で問題視されるオンかオフかという問題が再び生じる可能性がある。

Ⅲ わが国におけるリース会計基準のコンバージェンス

それでは、IASC のリース会計基準に対して、わが国ではこれまでどのようにコンバージェンスがはかられてきたのであろうか。そして、使用権モデルとのコンバージェンスにあたって、どのような問題が生じるのであろうか。以下

では、わが国のリース会計基準のコンバージェンスの状況とリース会計基準に対する企業の会計選択行動の状況を明らかにする。その点から、新リース会計基準へのコンバージェンスに対するインプリケーションを導出する。

1. わが国のリース会計基準の展開

わが国では、リース取引の会計処理に関して、次のように規則および基準の整備を行ってきた⁽¹¹⁾ (図表 8)。これらの整備は、基本的に国際的なリース会計基準とのコンバージェンスを達成することを意図し、規制内容を段階的に強化するように進められてきた。

わが国の会計処理で特徴的な点は、平成 5 年基準において、ファイナンス・リースを所有権の移転の有無にもとづき、所有権移転ファイナンス・リースと所有権移転外ファイナンス・リースとに区分し、このうち後者に対して賃貸借処理（オフバランス処理）を容認する例外処理を規定していた点である。こうした例外処理は国際的なリース会計基準ではみられず、わが国リース会計基準に固有の規定として、多くの批判を受けることとなった。その後、平成 19 年基準でこの例外処理が廃止され、借手の会計処理としては IAS17 と同様の基準内容が整備されることとなった。

これらの展開からわかるように、わが国におけるリース取引の会計規制の内容も、IASC のそれと同様に、当初、開示から始まり、その後オンバランス規制へ移行し、さらにオンバランスの範囲の拡大へと展開してきたことが理解できる。

2. リース会計基準のコンバージェンスと企業行動

(1) 企業の会計選択行動の調査

上述のように、わが国では、IASC のリース

図表 8 : わが国におけるリース取引への規制

規則・基準	主たる会計処理
昭和 63 (1988) 年改正計算書類規則 (昭和 63 年法務省令第 30 号)	「リース契約により使用する重要な固定資産は、注記しなければならない。ただし、資産の部に計上するものは、この限りではない。」(第 18 条の 2) とし、リース契約の注記又は貸借対照表への計上を規定。
平成 5 (1993) 年「リース取引に係る会計基準」企業会計審議会	リース取引をファイナンス・リースとオペレーティング・リースとに分類し、ファイナンス・リースについては、借手が資産と負債をオンバランスすることを原則処理として規定。ただし、所有権移転外ファイナンス・リースについては賃貸借処理を容認。
平成 19 (2007) 年「リース取引に関する会計基準」企業会計基準委員会	平成 5 年基準で認められていたファイナンス・リースに対する賃貸借処理を廃止し、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理 (オンバランス処理) を行うことを規定。

会計基準とのコンバージェンスを目指し基準整備が進められてきたが、その過程で日本基準を適用する企業はどのような会計行動をとってきたのであろうか。ここでは、平成 5 年基準で認められていたオンバランス処理とオフバランス処理の選択権が平成 19 年基準で廃止された点に着目し、わが国企業がどのような会計選択行動をとっていたかを確認する。それによって、リース会計に関する会計選択行動の特徴点を指摘する。

① ファイナンス・リースのオンバランス企業の調査

以下の方法により、調査を行う。

【調査内容】

負債の部 (流動負債及び固定負債) に「リース債務」が計上されている企業をファイナンス・リースをオンバランスしている企業とみなして、平成 5 年基準と平成 19 年基準に対する企業の会計行動を調査する。

【調査期間】

- ・平成 5 (1993) 年基準適用最終年度 (2007 年 3 月 31 日～2008 年 02 月 28 日)
- ・平成 19 (2007) 年基準早期適用年度 (2008

年 3 月 31 日～2009 年 2 月 28 日)

- ・適用開始年度 (2009 年 3 月 31 日～2010 年 2 月 28 日)
- ・直近年度 (2014 年 4 月 1 日～2015 年 3 月 31 日)

【調査対象】

東京証券取引所市場第一部上場企業のうち、銀行、保険、証券を除く日本基準を適用する一般事業会社の連結財務諸表。

【調査方法】

平成 19 年基準に関しては日経 NEEDS-Financial QUEST を利用。平成 5 年基準に関しては適用期間中に日経 NEEDS でリース債務が分類されていないため、入手可能な有価証券報告書を利用してデータを集計。

② ファイナンス・リースのオンバランス企業数の調査結果

調査の結果は、次のようになる (図表 9)。

ここから次のようなわが国企業の会計選択行動の特徴点を指摘することができる。

第一に、平成 5 年基準が制定されファイナンス・リース取引のオンバランスが求められるよ

図表 9：ファイナンス・リースのオンバランス企業数

	平成 5 年基準	平成 19 年基準		
	適用最終年度	早期適用年度	適用開始年度	直近年度
ファイナンス・リースのオンバランス企業数	10 社 (0.7%)	85 社 (5.5%)	1143 社 (73.6%)	1304 社 (79.4%)
調査対象企業数	1361 社	1524 社	1552 社	1642 社

うになっても、昭和 63 年改正計算書類規則当時と同じく、ほぼすべての企業でオンバランスを回避する会計選択行動がとられている点である。集計したデータからは、オンバランス企業が 1%以下であることが示されている。

第二に、平成 19 年基準の制定により、すべてのファイナンス・リースのオンバランスが要請されるようになると、7 割を超える企業で基準に従った会計行動がとられており、その後も拡大する傾向にある点である。集計データが示すように、1%以下から 70%超に変化する期間はわずか 2 年である。

これらのことから、会計基準にオンバランスを回避しうる規定が存在するときには、それを利用しオンバランスを回避するが、そうした会計選択行動ができない状況下では、基準に従って会計処理を行う傾向にあることを指摘することができる。

(2) リース会計基準コンバージェンスのインプリケーション

上述した新リース会計基準の再公開草案とわが国企業の会計選択行動から、使用権モデルへのコンバージェンスを行うことに関して、次のようなインプリケーションを導きだすことができる。

第一は、財務情報の改善への期待である。IASB において新リース会計基準が公表・発効することになれば、これに対応すべく、わが国においても再度コンバージェンスのためにリース会計基準の改定が検討されることになる。その場合には、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースが区別されることなく、原則として、すべてのリース取引のオンバランス処理が求められることになるため、これまでも増して財務情報の改善が図られることになる。

第二は、恣意的な会計操作への懸念である。再公開草案では、リースの識別とリース期間の判定に借手の側での判断が必要となる規準が設けられている。契約がリースと判定されない場合には、当該契約から生じる資産および負債がオンバランスされることはない。リース期間の決定においても、期間オプションをどのように判定するかにより計上される金額に影響が生じることになる。このような会計処理に自由裁量の働く可能性のある規準が残されたままコンバージェンスがはかられる場合には、平成 5 年基準の適用時に見られたようなオフバランスを選好する会計行動がとられる可能性がある。

IV おわりに

本稿では、IASB(C)のリース会計基準の整備とわが国のコンバージェンスの状況を確認したうえで、使用権モデルに関する二つの問題点を指摘した。

第一は、使用権モデルに内在する問題点である。使用権モデルは、原則として、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースを含む、すべてのリース取引をオンバランスの対象とする。そのため、ファイナンス・リースのみをオンバランスする現行基準に比較して財務情報の改善が図られることが期待されている。ただし、使用権モデルの考えと整合的ではないリースの識別基準や、これまでと異なるリース期間の決定基準が採用されており、そこには自由裁量の働く余地が残されている。

第二は、使用権モデルのわが国への導入に関する問題点である。わが国企業のリース会計に関する会計処理を概観すると、会計基準に自由裁量の余地の働く規定が存在する場合には、それを利用してリース取引のオンバランスを回避する会計行動を選択する傾向にあるが、そうした会計行動が選択できない状況下では、基準に従って会計処理を行う傾向がうかがえる。そのため、使用権モデルの導入にあたっては、そうした点に十分な配慮が求められることになる。

付記：本稿は、国際会計研究学会第6回東日本部会での報告内容に加筆・修正を行ったものである。報告時に、コメンテーターの藤田晶子氏（明治学院大学）、フロアーの石井明氏（横浜商科大学）、成川正晃氏（東北工業大学）、吉田智也氏（埼玉大学）から示唆に富む貴重な質問を受けた。感謝の意を表したい。なお、本稿は平成27年度科学研究費補助金（基盤（C））研

究課題番号：26380619）の研究成果の一部である。

注

- (1) 国際会計研究学会第6回東日本部会の報告後の2016年1月13日にIFRS16「リース」が公表された。報告時には再公開草案を取り上げているので本稿でもその点は変えずに、本稿での論述箇所に関してIFRS16で変更のあった部分については注記で説明する。
- (2) リース取引のオフバランス化の動機については菱山〔2006〕を参照されたい。
- (3) G4+1の二つの報告書（G4+1〔1996〕および〔2000〕）で提案された使用権アプローチがその後のIASBのリース改革の既定路線となった。
- (4) 再公開草案公表後、2014年1月に再審議が開始され、同年3月にはIASBとFASBが借手の会計処理で異なる会計モデルを採用することを公表することとなった（IASB〔2014〕）。
- (5) ただし、再公開草案ではリースと見なされても短期リースについてはオンバランスは求められていない。
- (6) 概念フレームワークの資産および負債の定義をリース会計に対して適用することにより、オペレーティング・リースに対してもオンバランスをもたらそうとする試みは、G4+1報告書によって指摘されていた（G4+1〔1996〕pp.16-18）。
- (7) 同種の規定はIAS17には存在しない。これはIFRIC4に定められていた判定指標から移入されたものである。ただし、IFRIC4は、法形式上リースではない限定的な取引をリースとして扱うための判定基準であるから、再公開草案の識別基準とは異なる意味を持つものである。これについては菱山〔2016〕を参照されたい。
- (8) こうした点は、Gruber〔2013〕S.2224やKnobloch〔2014〕S.706により指摘されている。
- (9) 再公開草案では、購入オプションについてもリース料に含めることを定めている。購入オプションの行使が合理的に確実であるならば、それはリースではなく購入と判断されるべきであり、これ自体重大な問題である。ただし、いずれの場合にもオンバランスの対象となるため、ここではこの点に関しては取り上げないこととする。なお、期間オプションに関しては佐藤〔2011〕、菱山〔2011〕、山崎〔2015〕を参照されたい。
- (10) IFRS16では「合理的に確実」に表現が改められたが、その判断にあたってはオプションを行使するまたは行使しない経済的インセンティ

ブを生み出すすべての重要な要因を考慮すべきことが定められており、この点に変化はない (IFRS16, par.18-19)。

- (11) 計算書類規則が国際会計基準とのコンバージェンスを目指して制定された経緯については大谷 [1998] を参照されたい。

参考文献

- 大谷禎男 [1988] 「計算書類規則の改正について」『旬刊商事法務』第 1151 号, 2-10 頁。
- 佐藤信彦 [2011] 「IASB リース会計基準公開草案の論点とその分析」『産業経理』第 70 巻第 4 号, 43-53 頁。
- 菱山淳 [2011] 「リース会計「公開草案」における使用権モデルの会計処理」『会計学研究』第 37 号, 21-45 頁。
- 菱山淳 [2016] 「新リース会計基準のもとでのリース取引の判断 (1) —IAS17 のもとでの IFRIC 解釈指針第 4 号との比較検討—」『会計学研究所報』No.31, 1-32 頁。
- 山崎尚 [2015] 「リースプロジェクト—リースの多様性をめぐる使用権モデルの変容」辻山栄子編著 [2015]『IFRS の会計思考』中央経済社, 283-311 頁。
- Gruber, T. [2013] Der Neue Standardentwurf zur IFRS Leasingbilanzierung- Konzeptionell oder Pragmatisch?, *Der Betrieb*, No.40, S.2221-2230.
- FASB [1997] SFAS13, *Accounting for Leases*.
- G4+1 [1996] Principal Author: McGregor, W., *Special Report, Accounting for Leases: A New Approach*, in Financial Accounting Series, FASB.
- G4+1 [2000] Principal Authors: Nailor, H. and A. Lennard, *Special Report, Leases: Implementation of a New Approach*, in Financial Accounting Series, FASB.
- IASB [2004] IFRIC4, *Determining whether an Arrangement Contains a Lease*.
- IASB [2009] *Discussion Paper: Leases Preliminary Views*.
- IASB [2010] *Exposure Draft, Leases*.
- IASB [2013a] *Exposure Draft, Leases*.
- IASB [2013b] *Discussion Paper: A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting*.
- IASB [2014] *IASB Update*.
- IASB [2015a] *Leases Project Update, Definition of a Lease*.
- IASB [2015b] *Exposure Draft, Conceptual Framework for Financial Reporting*.
- IASB [2016] IFRS16, *Leases*.
- IASC [1982] IAS17, *Accounting for Lease*.
- IASC [1989] *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*.
- IASC [1997] IAS17, *Lease*.
- Knobloch, A. P. [2014] Die Leasingbilanzierung nach ED/2013/6-Bestandsaufnahme und Plädoyer für einen Consumption-based-approach, *Die Wirtschaftsprüfung*, No.14, Vol.67, S.705-721.

IASB 概念フレームワーク改訂案と減損会計

川 村 義 則
早稲田大学

要 旨

本稿は、国際会計基準審議会（IASB）から 2015 年 5 月に公表された概念フレームワークの改訂案の観点から、のれんを含む固定資産の減損会計の問題を概念的に検討することを目的としている。

まず、本稿では、のれんを含む固定資産の減損会計に関する国際会計基準（IFRS）、米国基準および日本基準の現状について確認した。次いで、概念フレームワークの改訂案の内容について、財務報告の目的および会計情報の質的特性、財務諸表項目の構成要素、および測定各章において、2010 年に改訂された概念フレームワークに比べてより保守的な方向へと改訂作業が進められていることを指摘した。さらに、減損会計に関する先行研究において指摘されている減損損失の認識の遅れおよび経営者の裁量の介入の問題について検討した。

最後に、本稿では、以上の概念フレームワークの改訂案と減損会計に関する先行研究の結果を踏まえ、減損会計基準の見直しを行って、保守的な会計処理を行う方向へ進める可能性について検討している。

I はじめに

2015 年 5 月に国際会計基準審議会 (IASB) から、概念フレームワークに関する公開草案 (IASB [2015a]) が公表され、現時点で IASB が考える概念フレームワークに関する構想が明らかとされた。この公開草案が今後どのように成案を得るか、また、最終化された概念フレームワークが個別具体的な会計基準にどのような影響を及ぼすかは、現時点で、明らかではない⁽¹⁾。

現在、国際会計基準 (IFRS) と米国基準および日本基準との間に顕著な差異が残される論点としては、のれんを含む固定資産の減損会計の問題がある。この問題について、IASB 概念フレームワーク改訂案の観点から検討することが、本稿の目的である。

II 減損会計における主要論点

周知のように、のれんを含む固定資産の減損会計に関する現行の IFRS、米国基準および日本基準の間には、いくつかの差異が残されている。その差異の主要なものを指摘すると、次のとおりである（詳しくは、川村 [2001]、辻山 [2004] 参照）。

1. 減損の認識

まず、固定資産の減損の認識について差異が認められる。IFRS では、減損会計基準の目的を資産がその回収可能価額を超えて記載されることのないように手続を規定することに置いており (IAS 36, par. 1)、減損の認識は、いわゆる経済性基準に基づいて行われる。具体的には、固定資産の帳簿価額を回収可能価額（割引後のキャッシュ・フローである使用価値と正味売却価額のいずれか大きい方）が下回る場合

に、減損の認識を行う (IAS 36, par. 59)。

これに対して、米国基準および日本基準では、蓋然性基準に基づいて減損の認識を行う。具体的には、固定資産の帳簿価額を割引前の将来キャッシュ・フロー総額が下回る場合に、減損の認識を行う (Accounting Standards Codification (ASC) 360-10-35-17; 「固定資産の減損に係る会計基準」二 1(1))。この割引前の将来キャッシュ・フロー総額は、次の測定段階においては使用されず、異なる測定値が採用されているため、米国基準および日本基準の減損処理は、しばしば 2 段階アプローチとよばれている。

2. 減損の測定

IFRS と日本基準では、減損の測定は、対象資産を回収可能価額で測定することによって行われる (IAS 36, par. 59; 「基準」二 3)。回収可能価額は、割引後のキャッシュ・フローである使用価値と正味売却価額のいずれか大きい方と定義される (IAS 36, par. 6; 「固定資産の減損に係る会計基準注解」注 1)。帳簿価額と回収可能価額との差額が減損損失として測定される金額となる。(1) と併せ、IFRS では、同じ回収可能価額が認識と測定の局面において使用されており、IFRS の減損会計の手続は 1 段階アプローチともよばれている。

米国基準では、減損の測定に際して、公正価値が採用されている (ASC 360-10-35-17)。帳簿価額と公正価値との差額が減損損失として測定される金額となる。いったん資産を売却して再取得することが仮定されている (SFAS 121, pars. 69-72) ことから、一般に、再投資の仮定が設けられているといわれている。

3. 減損の戻入れ

IFRS では、のれん以外の固定資産について減損損失の戻入れが行われる。減損損失を一体認識したのち、一定の要件を満たした場合には、減損損失の戻入れを行い、減損が生じた固定資産の帳簿価額を、減損処理をしなかったならば得られていたであろう減価償却後の帳簿価額を上限に、新たな回収可能価額まで戻入れ、同時に戻入益を計上する（IAS 36, pars. 110 and 114）。

米国基準および日本基準では、減損損失の戻入れは認められていない（ASC 360-10-35-20; 「基準」三 2）。すなわち、いったん減損損失が計上された後は、回収可能価額または公正価値の回復を固定資産の帳簿価額に反映させることはしない。

4. のれんの減損

IFRS, 米国基準および日本基準では、のれんの会計処理そのものに大きな違いがある。すなわち、日本基準では 20 年以内の規則的償却が要求されている（「企業結合に関する会計基準」第 32 項）のに対し、IFRS および米国基準では、のれんの規則的償却は禁止されている（IAS 38, par. 107; ASC 350-20-35-1）。そのため、IFRS および米国基準では、より厳格に、少なくとも年に 1 回の減損テストの適用が要求されている（IAS 36, par. 90; ASC 350-20-35-28）。

IFRS では、のれんの帳簿価額は、各現金生成単位に配分される（IAS 36, par. 80）。配分後の各現金生成単位の帳簿価額を回収可能価額が下回る場合には、両者の差額として減損損失が認識・測定される。のれんについては、減損の戻入れはしない。これに対して、米国基準では、のれんの帳簿価額は、各報告単位への帰属が要求され、報告単位全体の公正価値がその

帳簿価額を下回り、かつ、のれんの推定公正価値がのれんの帳簿価額を下回った時点において、のれんの帳簿価額を切り下げ、減損損失を認識する（ASC 350-20-35-1 through 13）。

日本基準では、すでに述べたように、IFRS および米国基準とは異なり、のれんの規則的償却が要求されており、そのうえで、減損会計が適用される。すなわち、のれんは、まず、各事業への分割が強制される。各事業に分割されたのれんは、各事業を構成する資産グループに対して、それらを含むより大きな単位で減損処理を適用するか、またはのれんの帳簿価額を各資産グループに配分して、それぞれののれん配分後の資産グループについて回収可能性が判断される（「基準」二 8）。このような手続によって減損損失が認識・測定された場合、のれんの帳簿価額が、他の資産グループの構成資産の帳簿価額に先立って、減額されることになる（「基準」二 8）。

以上のように、固定資産の減損会計は、IFRS, 米国基準および日本基準において、さまざまな論点ごとに共通点と相違点が混在する状態にあり、国際的なコンバージェンスが進む中において、珍しく三者三様の内容を有する状況となっている。

Ⅲ 概念フレームワーク改訂案において減損会計に影響を及ぼすと考えられる事項

IASB の概念フレームワーク改訂案では、財務報告の目的、会計情報の質的特性、報告主体、財務諸表の構成要素、認識および認識終了、測定、表示並びに開示の諸点において、既存のフレームワークの改訂または新設が提案されている。

これらのうち、固定資産の減損会計に関連す

と思われる事項は、以下のとおりである。

1. 財務報告の目的および会計情報の質的特性

2010 年において、IASB は、FASB と共同で財務報告の目的および会計情報の質的特性に関する章を改訂している。2012 年に IASB 単独でプロジェクトを再開するに際しては、根本的な見直しをしないことを決定しているが、討議資料公表の段階で、それらの章のいくつかの側面について再検討を求めるコメントが多数寄せられたことから、今般の公開草案ではいくつかの提案を行っている。

第 1 に、経営者の受託責任を評価するために必要な情報を提供することの重要性について言及している (IASB [2015a], pars.1.3-1.23)。

第 2 に、慎重性 (prudence) の概念を復活させている。慎重性は、中立性を達成するために重要であると述べている (par. 2.18)。

第 3 に、実質優先主義についても言及しており、忠実な表現のためには、経済事象の単なる法的形式ではなく、その実質を表現すると述べている (par. 2.14)。

第 4 に、信頼性が質的特性として識別されなくなったことに伴い、財務情報の有用性を低下させる測定の不確実性に懸念が生じているとし、改訂案では、測定の不確実性が財務情報の目的適合性を低下させる可能性のある一つの要因であると整理している。測定の不確実性は、情報の目的適合性を高めるその他の要因との間にトレードオフが生じると述べている (pars. 2.12-2.13)。

以上のような 2015 年改訂案は、ただちに減損会計の枠組みに影響を及ぼすとは考えにくい。2010 年改訂フレームワークに対して、保守主義の程度が高められる方向にあると指摘することは可能であろう。

2. 財務諸表構成要素の定義

資産は、過去の事象の結果として、当該実体が支配する現在の経済的資源をいい、経済的資源とは、経済的便益を生み出す潜在性を有する権利であるとされる (pars. 4.5-4.23)。資産の定義に、FASB の概念フレームワークとは異なり、蓋然性は含まれない。負債の定義において、資源の移転を「回避する実地的な能力」が存在しないことが含まれる。「実地的な」(practical) が挿入されたことにより、負債の範囲が拡大することが指摘されている (pars. BC4.48-4.66)。負債の定義が拡大されることは、保守性の程度が高められる方向にあるという従前の指摘と軌を一にする。

財務諸表の構成要素の定義は、資産負債アプローチに基づいて行われるものの、認識及び測定に関する重要な意思決定は、結果として生み出される財務業績および財政状態の両者に関する情報の本質を考慮することによって行われるとしている (par. BC4.3)。このため、資産負債アプローチに基づいて、すべての資産および負債を後述する current value で評価するようなことは想定されていないと考えられる。

会計処理単位 (unit of account) の選択は、最も有用な情報が提供されるように行われ、目的適合性、表現忠実性およびコストの観点から行われる (pars. 4.57-4.62)。減損会計においては、資産のグルーピング、報告単位の決定が重要な論点となるが、その決定に際しての一般的な考え方が示されたと考えることができる。

3. 測定

IASB 概念フレームワーク改訂案では、測定の局面において、歴史的原価 (historical cost) と current value^②が測定基礎の 2 つの分類として提示されている (par. 6.4)。

歴史的原価には、原始認識時における取得原

価または製造原価の他、その後の期間における消費や回収不能の事実（減損）を調整した後の価額も含まれる（par. 6.7）。

この意味では、従前から議論されてきた、「評価か配分（の修正）か」という問題（米山[2003]）については、配分の修正としての整理が行われていると理解することができる。

また、current value には、公正価値と使用価値（資産について。負債については履行価値）がある（par. 6.20）。使用価値は、市場参加者の仮定ではなく、企業固有の仮定に基づいて決定される。ただし、最も有用な情報を提供するため、これをカスタマイズすることもある。例えば、貨幣の時間価値またはリスクプレミアムについて、市場参加者の仮定を用いることもある（par. 6.35）。このようなカスタマイズは、すでに IAS 36 において行われており（IAS 36, pars. 55-57）、概念フレームワーク改訂案には、このような現行基準の実務にとって妨げになるような記述はみられず、その意味では、現行基準の実務を積極的に変えようとするものではないとみられる。

測定基礎の選択に際しては、有用な財務情報の質的特性とコスト制約が考慮されるべき要因として挙げられている。

4. 概念フレームワークからの影響

会計選択は、コスト・ベネフィットの観点から、最適解を模索する作業である。社会的な会計選択である会計基準設定は、社会的にみて最適解を模索する作業とみることができる（Kawamura [2015]）。概念フレームワークは、コスト・ベネフィット分析に含まれるコスト・ベネフィットの範囲を定義する役割を担っており、その改訂は、コスト・ベネフィットの範囲を再定義することを意図しているとみることができる。

2010 年の概念フレームワークの改訂では、受託責任に関する記述を削減し、信頼性を表現の忠実性に置き換えるなど、より非保守的な方向へシフトすることを志向していたと考えられるが、今般の概念フレームワークの改訂案は、2010 年の改訂に比べて、受託責任の役割、慎重性、測定の不確実性などに関する記述が増えており、総じて、今度は逆により保守的な方向へ揺り戻しが起こっている。例えば、EFRAG の保守主義に関する報告書（EFRAG [2013]）などにみるように、IFRS の主たるユーザーである欧州および加盟各国の基準設定主体の見解がこのような揺り戻しに大きな役割を果たしている。このような傾向は、2010 年の改訂から再び、コスト・ベネフィットのバランスを変えてしまうものと考えられる。

5. 減損会計のコスト・ベネフィット

そこで翻って、そもそも減損会計のベネフィットとコストとは何かを考える必要があろう³⁾。まず、減損会計がもたらすベネフィットとしては、次のようなものが考えられる。

第 1 に、減損会計は、市場参加者に、固定資産に生じた収益性の低下を、投資の失敗などのイベントとして伝えるシグナリングの役割を果たす（Göx and Wagenhofer [2009]（佐藤・鈴木編著[2013]を参照）；Gu and Lev [2011]）ことによって、適時性のある情報を提供する。

第 2 に、第 1 のシグナリングの効果と関連するが、減損会計は、契約や受託責任の観点から、経営者の行動に一定の規律を与える効果がある。

第 3 に、減損会計によって、減損処理後の利益計算の意義が回復されることが期待される（米山 [2003]）。減損損失の計上によって、将来期間における減価償却費等の費用の減少に伴って、将来期間における利益の計上が期待で

きる。損失のストリームよりも、moderate な利益のストリームの方が、投資家は予想しやすいと考えられている。

第4に、経営者に裁量を与えることによって、当該企業に関する将来のキャッシュ・フローに関して経営者が有する私的情報を反映させることが考えられる。

一方、減損会計のコストには、次のようなものが考えられる。

第1に、当然のことながら、会計処理コストが生じる。減損会計を行わなければ、固定資産について、通常の取得原価ないし減価償却適用後の取得原価によって評価が行われる。固定資産が時の経過とともに消費され、いずれ財務諸表から除去されることを考えれば、減損会計を行う必要性は絶対的なものではない。それにもかかわらず、減損会計を適用することになると、追加的に会計処理コストが生じることになる。とりわけ、将来のキャッシュ・フローの見積もりや使用価値の推定に当たっては、無視しえない会計処理コストが生ずると考えられる。

第2に、測定の不確実性に伴うコストが生じる。減損会計を適用せず、減価償却を適用するだけだとすると、耐用年数や残存価額の見積もりなどにおいて測定の不確実性が生じるが、減損会計における使用価値や公正価値の見積もりに際しては、より大きな測定の不確実性が生じると考えられる。この不確実性によって、利用者が意思決定を誤る可能性があり、その意味で追加的なコストが生じると考えられる。

第3に、経営者に裁量を与えることによって、機会主義的行動を誘引するコストが生じる⁽⁴⁾。減損会計の適用に際しては、キャッシュ・フローの見積もりなどにおいて経営者に裁量の余地が多く与えられる。この結果、経営者が機会主義的な行動をとり、財務諸表の内容が歪められ、財務諸表の利用者が誤導されたり、不適切

な契約が履行されたりするコストが生じる可能性がある。

6. 減損会計に関する研究成果とそのインプリケーション

現在まで減損会計の実務について観察した研究が数多く公表されており、本節では、それらの研究成果から減損会計基準へのインプリケーションを模索しようと思う。

Riedl [2004] は、FAS121 公表後、減損損失と経済的要因との相関は弱まり、ビックバスのような報告行動との相関が強まっていると指摘している。Penner et al. [2013] は、海運業界において、米国基準と IFRS とでは、減損会計基準の適用結果が大きく異なり、資産収益率や資産回転率が大きく異なると指摘している。また、Gordon and Hsu [2014] は、米国基準と IFRS を比較し、将来の業績を予見する観点から、IFRS で報告された減損のほうが将来の利益とキャッシュ・フローとの相関が著しく高く、IFRS のもとでの減損会計基準のほうが将来業績に関してより情報内容が豊富であると述べる。

IFRS における減損会計について、Trottier [2013] は、戻入処理を求めることによって、経営者が減損処理を行う可能性が著しく高まることが報告されている。

のれんの減損会計について、Hayn and Hughes [2006] は、のれんの切り下げがのれんの経済的減損から平均して3年から4年遅れており、被取得企業の業績に関するセグメント情報よりも、もともとの企業買収の性格に関する情報のほうが減損処理のより強力な予見要素であるとする。とくに、取得企業の株価の過大評価が無理な企業買収を促し、その結果、のれんの減損処理につながる可能性が高いとする研究成果もある (Gu and Lev [2011])。こ

の研究では、対価としての取得企業の株価の過大評価が自動的にのれんの減損につながるという経営者の主張に反して、のれんの減損のシグナリング効果を肯定している (Gu and Lev [2011])。

のれんの減損処理について規定する FAS 142 の公表後、のれんの減損損失に対する市場の反応が、非対称性が高く規模の大きい企業ほど弱まっており、公正価値の見積りに基づく、より目的適合的な情報は、信頼性をもって入手することが困難であるとする研究もある (Bens et al. [2011])。また、のれんの償却を行っていれば、経営者の裁量に対する感応度が低くなり、減損損失がより有意義になる可能性があるとも指摘される (Bens et al. [2011])。

また、Ramanna and Watts [2012] は、のれんの公正価値に基づく減損処理によって、FASB が主張するような私的情報が市場にもたらされるという証拠は発見できず、むしろエージェンシー理論に整合的な証拠のいくつかを発見している。同様に、のれんの減損損失とアナリスト予想の正確性と分散との関係を検討し、のれんの減損があると正確性が低下し、分散が大きくなることを指摘する研究もある (Chen et al. [2014])。この研究では、監査の専門化、機関投資家による投資等のモニタリングのしくみによって、のれんの減損がアナリスト予想の分散に及ぼす悪影響を減じているとされる (Chen et al. [2014])。

このように、総じて、減損処理の遅れや経営者の裁量の存在を指摘する研究が多い。したがって、一つの方向性としては、今般の概念フレームワークの改訂案の方向に合わせ、今後、減損会計基準をより保守的な方向に進めることが考えられる。少なくとも、現行の減損会計基準には、保守性の観点から見ても相違点が残されており、それぞれの基準において、保守的な

方向へもう一段ギアを上げる余地が残されている。もう一つの方向性としては、経営者の裁量を低めるようなメカニズムを減損会計基準に組み入れることを検討することも挙げられる。

具体的には、IFRS は、米国基準や日本基準に比べて、割引後将来キャッシュ・フローを用いていることから、認識のタイミングの観点からは、より保守的と考えられている。また、戻入を要求していることから、減損処理の頻度が高い点も指摘できる。したがって、米国基準や日本基準においては、IFRS と同様の認識基準 (割引後将来キャッシュ・フローを用いた経済性基準) の採用が検討対象となりうる。

また、減損の測定においては、公正価値に、使用価値よりも高い市場規律が期待できる。公正価値は、継続使用を前提とする多くのケースにおいて使用価値よりも低いと考えられることから、公正価値によって減損損失を測定した場合のほうが減損処理による cliff effect が大きくなる。このような cliff effect を大きくすると、むしろ経営者に対して裁量を用いるインセンティブを高めることになる (Dye et al. [2015]) という問題も指摘される。この問題に対処するためには、経営者の裁量を抑止する観点から、cliff effect を緩和するように、例えば経済性基準を用いることによって減損の認識の頻度を高めることを合わせて考えなければならないであろう。あるいは、公正価値を減損の認識の局面においても用いることも検討の対象となるであろう。

さらに根本的な問題としては、将来キャッシュ・フローに関する検証不能見積もりによっては、本来の保守主義が達成されない点が指摘されている (Watts [2003])。特に FAS142 におけるのれんの「推定公正価値」には、検証可能性に関連する問題が多い。のれんの償却は、

のれんの減損処理における経営者の裁量に対する感応度を低める (Trottier [2013]) ことから、IFRS や米国基準において、その是非が改めて検討される必要があろう⁶⁾。

IV おわりに

本稿では、2015 年に IASB から公表された概念フレームワーク改訂案の観点から、現行の減損会計に関する会計基準について検討した。

その結果、より保守的な方向に減損会計基準を調整していく方向性が指摘され、減損会計の実態に関する研究成果を踏まえて、減損会計基準に含まれる減損処理には再検討の余地が多分にあることを指摘した。

とりわけ、財務諸表に計上されるのれんの金額が巨大化していることに伴い、その減損処理が財務諸表の有用性に及ぼす影響について懸念が示されている現在、2000 年前後に確立した、のれんを含めた固定資産の減損会計のあり方について再検討すべき時期に至っているのではないかと考えられる。

注

- (1) 実際、IASB は、概念フレームワークの位置づけが、基準ではないことから、基準に具体的にどのような影響を及ぼすかは、正規の手續の結果として明らかとなるものであるとしている。IASB は、概念フレームワークの公開草案が、各基準における概念フレームワークの引用箇所にもどのような影響を及ぼすかについて、別途の公開草案を公表している (IASB [2015b])。
- (2) 古典的には「時価」と訳すべきであろうが、わが国の会計基準では fair value に「時価」の訳が付されている。「現在原価」は、present value の定訳として使われている。なお、改訂案の企業会計基準委員会の訳によると「現在価額」という邦訳が付されている。
- (3) 本来は、コスト・ベネフィット分析の前提となる環境条件 (すなわち、制約式) とは何かを考えておく必要がある。たとえば、資本市場に関する仮定、市場参加者のインセンティブやその基礎となる契約の内容、さらには会計情報が一

組の一般目的財務諸表によって提供されること (Kawamura [2015]) などが含まれる。

- (4) いわゆるビッグバス会計 (big bath accounting) が有名である。とりわけ、経営者交代のタイミングで、新経営者の裁量により、過度な損失の計上によるビッグバス会計が生じうる。
- (5) 例えば、かつての著しい時価の下落に基づく減損処理へ回帰することなどが一例である。
- (6) 支配プレミアムを一時の損失とする、(取得時または減損判定時において) 資本剰余金から控除するなどのアイディアはある。

参考文献

- Bens, D. A., W. Heltzer, and B. Segal [2011] "The Information Content of Goodwill Impairments and SFAS 142," *Journal of Accounting, Auditing & Finance*, Vol.26 No.3, pp.527-555.
- Chen, L. H., J. Krishnan, and H. Sami [2014] "Goodwill Impairment Charges and Analyst Forecast Properties," *Accounting Horizons*, Vol.29 No.1, pp.141-169.
- Dye, R. A., J. C. Glover, and S. Sunder [2015] "Financial Engineering and the Arms Race between Accounting Standard Setters and Preparers," *Accounting Horizons*, Vol.29 No.2, pp.265-295.
- European Financial Reporting Advisory Group [2013] *Getting a Better Framework: Prudence*. Bulletin. Brussels, Belgium: EFRAG.
- Gordon, E. A., and H. T. Hsu [2014] *Long-lived Asset Impairments and Future Operating Cash Flows under US GAAP and IFRS*. Available at SSRN 2127868.
- Göx, R. F., and A. Wagenhofer [2009] "Optimal Impairment Rules," *Journal of Accounting and Economics*, Vol.48 No.1, pp.2-16.
- Gu, F., and B. Lev [2011] "Overpriced Shares, Ill-advised Acquisitions, and Goodwill Impairment," *The Accounting Review*, Vol.86 No.6, pp.1995-2022.
- Hayn, C., and P. J. Hughes [2006] "Leading Indicators of Goodwill Impairment," *Journal of Accounting, Auditing & Finance*, Vol.21 No.3, pp.223-265.
- International Accounting Standards Board [2015a] *Conceptual Framework for Financial Reporting*. Exposure Draft. London, U.K.: IFRS Foundation.
- International Accounting Standards Board [2015b] *Updating References to the Conceptual Framework*. Exposure Draft. London, U.K.:

- IFRS Foundation.
- Kawamura, Y. [2015] “Cost-benefit Analysis of Mixed Measurement Model,” *The Japanese Accounting Review*, Vol.5, pp.1-19.
- Penner, J., J. Kreuze, and S. Langsam [2013] “Long-lived Asset Impairments in the Shipping Industry and the Impact on Financial Statement Ratios: Comparing US GAAP and IFRS Standards,” *International Journal of Accounting and Financial Reporting*, Vol.3 No.2, pp.76-92.
- Ramanna, K., and R. L. Watts [2012] “Evidence on the Use of Unverifiable Estimates in Required Goodwill Impairment,” *Review of Accounting Studies*, Vol.17 No.4, pp.749-780.
- Riedl, E. J. [2004] “An Examination of Long-lived Asset Impairments,” *The Accounting Review*, Vol.79 No.3, pp.823-852.
- Trottier, K. [2013] “The Effect of Reversibility on a Manager’s Decision to Record Asset Impairments,” *Accounting Perspectives*, Vol.12 No.1, pp.1-22.
- Watts, R. L. [2003] “Conservatism in Accounting Part I: Explanations and Implications,” *Accounting Horizons*, Vol.17 No.3, pp.207-221.
- Whittington, G. [2008] “Harmonisation or Discord? The Critical Role of the IASB Conceptual Framework Review,” *Journal of Accounting and Public Policy*, Vol.27 No.6, pp.495-502.
- 川村義則 [2001] 「減損会計の特徴と主要問題に関する考察」『早稲田商学』391号, 141-161頁。
- 佐藤絃光・鈴木孝則編著 [2013] 『会計情報のモデル分析—論文解題（早稲田大学会計研究所・会計研究叢書）』国元書房。
- 辻山栄子編著 [2004] 『逐条解説 減損会計基準（第2版）』中央経済社。
- 米山正樹 [2003] 『減損会計—評価と配分（増補版）』中央経済社。

第 6 回東日本部会統一論題に対するコメント

古 庄 修
日本大学

国際会計研究学会第 6 回東日本部会におけるふたつの統一論題報告、すなわち、山田純平先生「IASB における負債と資本の区別とその問題点」（以下、山田報告という）ならびに川村義則先生「IASB 概念フレームワーク（公開草案）と減損会計」（以下、川村報告という）に対するコメンテーターとして、筆者は当日のコメントを以下に要約する。

山田先生は、会計主体論の問題を捉えて負債と資本の区別を論じられてきた研究者として知られているが、山田報告の主題は、IASB においても長く検討されながらいまだ解決に至らない負債と資本の区別をめぐる議論の経緯と概念フレームワーク形成の動向をふまえて、なぜ未解決となっているのかその理由を明らかにし、解決に向けた道筋を示そうとするものであった。

山田報告においては、負債と資本の区別をめぐる問題に決着がつかない理由として、エンティティ全体の観点から財務諸表が作成されることと負債を重視することとの整合性が不十分であるとの知見が示された。そこではプッタブル金融商品（清算時または早期買戻し時に純資産を比例的に受け取ることができる金融商品）を例示して、「負債＝経済的資源を引き渡す義務」の考え方が強すぎるため、例外が生じざるを得ないことを指摘している。

IASB の概念フレームワーク 2015 年公開草案は、現状のまま 2 区分かつ「負債確定アプローチ」を提案しているが、山田報告は 2 区分の

重要性を B/S の観点および P/L の観点其々から説明するとともに、2 区分以外の方法としてこれまで提案されてきた無区分や 3 区分の可能性についても整理された。そのうえで現行制度の問題点を検討するための論点として、自社株決済およびプッタブル金融商品を取り上げて、前者は、固定対固定の原則を適用すること、後者は金融負債の定義の例外として資本と区分されることに注目している。

本報告は、負債厳格解釈説に異論を唱えて、資産－負債＝資本ではなく、資産－資本＝負債の等式を重視していると考えられる。

この点について敷衍すれば、例えば、強制償還義務株式（あらかじめ定められた日もしくは決定可能な日に、または発生することが確実な事象の発生時に資産を譲渡して株式を償還する義務を発行者に負わせる株式）について、IFRS では定義上、①「金融資産または金融負債を交換する契約上の義務」、②「自社の持分金融商品で決済される契約」に基づいて、負債として処理される（また、米国基準においても負債である）。日本においてはこれをどのように捉えればよいのだろうか。

IASB の概念フレームワーク 2015 年公開草案が、無区分や 3 区分ではなく、2 区分かつ「負債確定アプローチ」を修正せず、結論を先送りした理由は何か。例えば、エンティティ全体の論点によるとき無区分すなわち資産＝持分となり、山田報告が示唆するように、このことは資本と利益の区別に影響する。すべての請求権

を直接測定することは、企業全体の価値の測定になり、一般目的財務諸表の目的を逸脱することになる。他方、負債と資本の区別以外にサブクラスを設ける 3 区分を採用する場合には複雑性を招き、かかる区分の変動は収益・費用の定義に合致するのか。山田報告において自社株決済を固定対固定の原則に基づき分類し、プッタブル金融商品を資本とみるのはこれまでの経緯から当然であるとも解し得るが、山田先生には、資本と利益の区分に係る議論の経緯をふまえて長年にわたり決着がつかない理由を改めてご説明頂くとともに、本報告が含意する新たな問題ないし展開はあるのか、日本の概念フレームワークと会計基準を念頭にご教示をお願いした。

川村報告においては、減損会計についてIASB の概念フレームワーク 2015 年公開草案の関連事項を整理したうえで、網羅的に基本的な論点の検討が行われた。特に、概念フレームワークの改訂が保守主義の程度を高める方向にあることを捉えて、のれんを含めたいくつかの実証的証拠に基づく会計基準の在り方が論じられた。

周知のように、減損損失の認識の判定について、IFRS は経済性基準、日本基準は蓋然性基準に基づく。減損の測定については、IFRS と日本基準は対象資産を回収可能額（使用価値と正味売却価額のいずれか大きい方の額）で測定するが、IFRS では減損損失の戻入れが行われる一方で、日本基準では認められていない。また、のれんの減損については、IFRS では規則的償却は禁止され、少なくとも年 1 回の減損テストの適用が要求されること等、日本基準との間に無視できない相違点がある。

IASB 概念フレームワークは、減損会計基準に直接言及していないとしても、総体としてより保守的な会計を志向しているというのが川

村先生の認識である。とりわけ減損会計には認識要件を満たしたときに断崖（cliff）を作るという特徴をふまえて、経営者に規律を与えるという観点からどの程度の断崖（cliff）を作ることが制度設計上の鍵となることを強調された。

川村報告における提案は、減損会計基準をより保守的な方向に進めるというものであった。すなわち、使用価値より公正価値（市場平均の期待）に高い市場規律が期待できるため、“cliff effect”を有効に活用して経営者の裁量を抑止する観点から、公正価値（または正味売却価額）による測定を再検討する余地があることを示唆された。特にのれんの金額は大きくその経済的影響も重要であることから、のれんの償却は減損処理における経営者の裁量に対する感応度を低下させる。減損処理をより有意義なものとするうえでの論点が明示された。

日本においては減損の存在が相当程度確実な場合に限って減損損失を認識し、測定すること、また実務上の事務負担の増大を理由として減損損失の戻入れが禁止されているが、IASB が当該戻入れを求める理由については、減損の測定の観点から概略以下のような異なる説明が可能であろう。すなわち、公正価値を用いて減損損失を把握する考え方は、対象資産の売却と再購入という取引を擬制している。かかる考え方に基づけば、新たな取得原価に基づいて減価償却が行われることになる。つまり新たな資産の再購入を擬制しているため、戻入れの可能性はない。他方で、IFRS のように回収可能額を用いて減損損失を把握する考え方は、減損処理によって支出額に基づく評価から、収入額に基づく評価—償却と同様の性格付けが可能な資産—へと変換されたと理解しうる。そのためもはや減価償却を行う必要はなく、継続的に回収可能性を確認する処理が求められる（齋藤 [2007]）。減損の戻入れは過去の見積りの修正

となるため、むしろ必然ということになる。

川村先生には、減損会計基準をより保守的に進めるとの知見について改めてご説明をお願いした。また、IFRS、米国基準および日本基準の間に相違点を残したままとなっている典型的な会計基準として、減損会計基準のコンバージェンスはいかに進められるべきか、これまで会計基準の開発（制度設計）に深く関与されてきた研究者として、川村先生には理論と区別して説明される制度としての減損会計基準の在り方についてもご教示をお願いした。

参考文献

- 今福愛志・田中建二〔2001〕「資産の取得と決済方法の変化―負債と資本の区分問題―」『企業会計』第 53 巻・第 8 号, 60-66 頁。
- 今福愛志・田中建二〔2001〕「負債と資本の区分再考」『企業会計』第 53 巻・第 9 号, 103-108 頁。
- 梶田龍三〔2001〕『自己株式会計論』白桃書房。
- 齋藤真哉編著〔2007〕『減損会計の税務論点』中央経済社。
- 徳賀芳弘〔2014〕「負債と資本の区別」平松一夫・辻山栄子編著『会計基準のコンバージェンス』中央経済社, 275-328 頁。
- 山田純平〔2012〕『資本会計の基礎概念―負債・持分の識別と企業再編会計―』中央経済社。

Ⅲ 記念講演

国際標準化と会計及び会計学の将来

平 松 一 夫
関西学院大学

要 旨

現在、国際会計基準（IFRS）、国際監査基準（ISA）、国際会計教育基準（IES）、国際公会計基準（IPSAS）、国際統合報告基準（IIRS）、職業会計士の倫理規程（CEPA）など、多くの領域で会計の国際標準化が進められている。そのうち最もよく知られているのが IFRS であるといえよう。

IFRS を生み出した欧米と文化的背景を大きく異にする日本が、会計基準の国際標準化で主導権を取ることにはないと考えられる。そうしたこともあり、日本はこれまで EU、アメリカ、IFRS 財団の動向に応じてその姿勢を変えるなど、IFRS に対して受動的対応をとってきた。しかし最近、特に安倍政権の成長戦略のもとで、日本は IFRS の任意適用の拡大に尽力し、日本独自の修正国際基準（JMIS）を公表するなど、IFRS に対して能動的対応をとるようになっていく。

日本としては、IFRS 任意適用の拡大をさらに積極的に促進するとともに、IFRS の開発に貢献し続けることが肝要である。一定数の IFRS 適用企業を有するためには、実務面で活躍するグローバル会計人材を育成しなければならない。また会計研究で世界に貢献するためには、証拠にもとづく基準設定を推進しようとして IASB が提示している課題の研究に取り組むことができる研究者を育成しなければならない。

グローバル会計人材は、会計の専門知識を有することはもちろん、それに留まらず、英語力をもち、異文化を受け入れることができる人材であり、人間としての総合力が問われる。会計の国際標準化に正面から、しかも日本的に向き合うことにより、会計制度・実務でも会計研究でもグローバル化に対応すること、そしてそれを担うことができるグローバル会計人材を育成すること。この課題に取り組むことができなければ、ますますグローバル化が進む時代にあって、日本が外国（特にアジア諸国）から尊敬される会計大国になることはできない。

I 会計における国際標準化の諸側面

開催校の熊本学園大学より「国際標準化と会計及び会計学の将来」というテーマをいただき、本日講演することになりました。拙い内容ではありますが、この点に関連してこれまで私が考えてきたところを中心に、述べてみたいと思います。

1. 会計における国際化の始まり

最初に、会計分野の国際化の始まりについて概観しておきます。

国際会計研究の第一人者と目されてきたのは、ワシントン大学名誉教授の Gerhard G. Mueller 教授でした。Mueller 教授は、1965 年に国際会計に関する論文を発表していますが、有名なのは 1967 年に出版された著書 *International Accounting* ⁽¹⁾ で、おそらくこれが世界で最初の国際会計の書物であると思われます。日本では、1967 年に出版された染谷恭次郎先生の論文「インターナショナル・アカウンティングへの挑戦」⁽²⁾ が国際会計研究の嚆矢であると思われます。

会計基準の国際化については、1973 年に創設された IASC (International Accounting Standards Committee, 国際会計基準委員会) が注目されます。

会計学会の国際化の始まりを何に求めるかは難しいところですが、日本では 1984 年に国際会計研究学会 (Japanese Association for International Accounting Studies, JAIAS) が設立されました。翌 1985 年には、日本の貢献もあり、IAAER (International Association for Accounting Education and Research, 国際会計教育研究学会, 世界会計学会) が設立されています。

会計制度面に目を転じると、1996 年に橋本総理による金融ビッグバンの一環として会計ビッグバンが唱えられたことが注目されます。

そして、会計基準設定主体では、2001 年に IASB (International Accounting Standards Board, 国際会計基準審議会) が創設されたのに続き、日本でも同年、企業会計基準委員会 (Accounting Standards Board of Japan, ASBJ) が創設されました。

2. 会計領域における国際標準化

最近、会計に関連するさまざまな領域で基準の国際標準化が進められています。本学会の基調講演と統一論題では下記が取り上げられることになっています⁽³⁾。

国際会計基準 (IFRS)	設定主体 : IASB
国際監査基準 (ISA)	設定主体 : IFAC
国際会計教育基準 (IES)	設定主体 : IFAC
国際公会計基準 (IPSAS)	設定主体 : IFAC
国際統合報告基準 (IIRS)	設定主体 : IIRC

ここで、IASB はすでに出てきたとおり国際会計基準審議会を、IFAC は国際会計士連盟 (International Federation of Accountants) を、IIRC は国際統合報告評議会 (International Integrated Reporting Council) を、それぞれ指しています。

これ以外にも、例えば IFAC が設定している職業会計士の倫理規程 (CEPA) があり、これもまた国際標準化の流れの中にあります⁽⁴⁾。

本日私は、このうち、主に IFRS を中心に述べることを要請されているものと理解しています。

3. 国際標準化の主導権をとれない日本

現在は国際標準化が当然のこととして語られる時代になっていますが、日本はなかなか会

計領域における国際標準化の主導権をとれないでいます。

一般的な標準化の例としてビデオ戦争(1970～80年代)があります。VHS方式 vs ベータ方式として有名なビデオ戦争には、日本企業が参画していました。他方、日本が主導権をとれない国際標準化の例として、捕鯨やいるか漁をあげることができます。そこに見られるのは日本の食文化への批判でもあり、対応に当惑せざるをえません。

会計分野の国際標準化も、日本が主導権をとらなかった、ないしはとれなかった例であるといえます。

4. 本講演のねらい

本日の講演で私は、日本がこれまで、IFRS に対していかに受け身の対応しかしてこなかったかを示すとともに、新たな局面を迎えた今、日本がようやく能動的な対応を始めたことを示したいと考えています。そのために、長年にわたり受動的対応を余儀なくされた背景をみるとともに、日本は会計の国際標準化に正面から、しかも日本的に、向き合えないと生きていけないことを確認します。それこそが、わが国の会計の将来を決めることになるからであります。そして、「会計」の国際標準化は「会計学」の国際標準化に通じるとの認識にもとづき、日本の会計研究が今後どのように展開されるべきかを考察し、人材育成の重要性に言及することといたします。

II IFRS に対するわが国の対応：受動から能動へ

5. めまぐるしく変わるわが国における IFRS の議論⁽⁵⁾

IFRS をめぐる最近のわが国の対応には一貫

した姿勢が見られず、理解しにくいものとなっています。

1973 年に IASC がその活動を始めると、これと軌を一にするかのように、世界中で会計基準の国際的調和化(Harmonization)をめぐる議論が展開されるようになりました。調和化をめぐる動向は、わが国ではその後 2006 年まで続くことになります。

2005 年 6 月、欧州証券規制当局委員会(CE SR)は、日本・米国・カナダの各会計基準の同等性評価について、EC に対する技術的助言を公表しました⁽⁶⁾。これを受けて 2006 年 7 月、わが国では企業会計審議会・企画調整部会が「会計基準のコンバージェンスに向けて(意見書)」を公表し、IFRS とのコンバージェンスを進めることとしました。

コンバージェンスに向けた歩みを始めたわが国ではありましたが、米国証券取引委員会(Securities and Exchange Commission, SEC)が 2008 年 11 月に IFRS の段階的適用に関するロードマップ案⁽⁷⁾を公表すると、これに追随するかのように、わが国においてもアドプションに向けた議論が開始されることになりました。

しかも、その米国が 2011 年になってアドプションに対して消極的な姿勢を示すに至ると、わが国もまたアドプションを先送りするという変身を見せるのです。

ところが、2013 年に IFRS 財団がプレスリリース⁽⁸⁾を公表すると、日本はまたまた一転し、IFRS の任意適用拡大の議論を進めることになりました。

このように、IFRS に対するわが国の姿勢は、わが国の主体的な考え方によってではなく、EU、米国、IFRS 財団等の影響を受けて刻々と変化してきました。

しかし、IFRS に対するこうした受動的な態

度は安倍政権の成長戦略によって一変し、任意適用の拡大をさらに推進することとなります。これは、IFRS に対して日本が初めて主体的・能動的取り組みを始めたことを示すものであり、注目されます。

6. コンバージェンス以前の日本の姿勢⁽⁹⁾

2006 年以降、わが国でコンバージェンスが論じられるようになりましたが、それ以前、わが国では必ずしも IFRS について前向きに検討されてきたわけではありませんでした。

2004 年 4 月 19 日、日本経済団体連合会は、欧州産業連盟（UNICE）と「国際会計基準に関する共同声明（Joint Statement on International Accounting Standards）」を公表しました⁽¹⁰⁾。その中で、会計基準に関する基本的概念については、IFRS が現行基準の基本的概念を大幅に変更するものであるがニーズに裏打ちされていないこと、特に「業績報告（包括利益報告）」、「金融商品の全面時価評価」、「退職給付会計の見直し」で IASB に全面時価主義を採用する意図があることから、経済界は断固としてこれに反対するとしたのです。

7. EU（欧州連合）による同等性評価

わが国が IASB とのコンバージェンスを強く意識させられる契機となったのは、EU による同等性評価でありました。EU は、2005 年 1 月から EU 域内の上場企業の連結財務諸表に IFRS の適用を義務づけ、2009 年 1 月からは外国企業にもこの規定を適用することとしました。その結果、日本基準が IFRS と同等と認められなければ、EU で資金調達しようとする日本企業が EU 市場からの撤退を余儀なくされる恐れがあったのです。

EU の指示を受けた欧州証券規制当局委員

（CESR）は、2005 年 6 月、日本・米国・カナダの各会計基準の同等性評価について、EC に対する技術的助言を公表しました⁽¹¹⁾。CESR は、日本の会計基準について全体として同等としつつも、26 項目の差異を指摘し、差異を排除するよう求めました。

8. コンバージェンスに向けた姿勢の変化

2005 年、EU の同等性評価がなされることとなり、わが国の態度がコンバージェンスに向けて一変することとなりました。その端緒となったのは経済界の態度変化であり、次いで政府もコンバージェンスに向けて舵の方向を切り替えました。

コンバージェンスについて、2006 年 6 月 20 日、日本経済団体連合会は「会計基準の統合（コンバージェンス）を加速化し、欧米との相互承認を求める」という文書を公表しました。これに呼応するかのように、その直後の 2006 年 7 月 7 日には、「経済財政運営と構造改革の基本方針 2006」の閣議決定がなされました。その第 2 章「成長力・競争力を強化する取組」では、民の力を引き出す制度とルールを取組規制改革等を通じ、民間活力を十分引き出すと同時に、公正で透明な市場を確立し、市場活力の維持と向上を図るとした上で、会計制度について、「四半期報告制度を円滑に実施するとともに、平成 21 年に向けた国際的な動向を踏まえ、会計基準の国際的な収斂の推進を図る」こととされました。

政府のこうした方針を反映して、2006 年 7 月 31 日、企業会計審議会・企画調整部会は「会計基準のコンバージェンスに向けて」という意見書を公表しました。企業会計審議会がコンバージェンスの方針を明らかにしたのは、これが初めてでした。

企業会計審議会から EU の同等性評価等を視野に入れた画期的な対応が提言されたことを踏まえて、ASBJ は 2006 年 10 月 12 日に「我が国会計基準の開発に関するプロジェクト計画について－EU による同等性評価等を視野に入れたコンバージェンスへの取組み－」を公表しました。そして、2007 年 8 月 8 日、ASBJ と IASB は「会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取組みへの合意」を公表しました。これが「東京合意」です。

東京合意では、日本基準と IFRS の間の重要な差異（同等性評価に関連して 2005 年 7 月に CESR により指摘された差異）を 2008 年までに解消し、残りの差異については 2011 年 6 月 30 日までの解消を図るとされました。これを受けて、2008 年 12 月 12 日、EC は日本と米国の会計基準を IFRS と同等と認めたのです。

これにより EU に上場する日本企業は引き続き日本基準に準拠した財務諸表を使用することができることとなりました⁽¹²⁾。こうして 2008 年 12 月 26 日には、ASBJ が「東京合意に掲げた短期コンバージェンス項目の終了にあたって」を公表するに至ったのです。

9. アドプションに向けた姿勢の変化⁽¹³⁾

SEC は 2008 年 11 月 14 日、IFRS の段階的適用に関するロードマップ案を公表しました。ロードマップ案によると、2014 年から大規模早期適用企業が、2015 年から早期適用企業が、2016 年から早期適用企業以外の企業が IFRS を適用することになっていました。また、IFRS の使用を義務づけるかどうかについては、2011 年に決定するとされていました⁽¹⁴⁾。

これに対して、日本経済団体連合会は、2008 年 10 月 14 日に「会計基準の国際的な統一化へのわが国の対応」という文書を公表し、アドプションを支持する姿勢を鮮明にしました。

そして、2009 年 6 月 30 日、企業会計審議会は「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」を公表するに至りました。その中で、IFRS を上場会社の連結財務諸表にまず先行して適用するという、いわゆる「連結先行論」の考え方が示されたのです。また、IFRS の適用時期については、2010 年 3 月期から一部の企業に IFRS の任意適用を認めること、2012 年を目途として IFRS の適用について判断し、適用する場合には 2015 年または 2016 年から上場会社の連結財務諸表に IFRS を強制適用するという方向が示されたのです。

一方、金融庁は 2009 年 12 月 11 日に「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」を公布し、任意適用の対象会社、「指定国際会計基準」の設定、並行開示、四半期報告書に係る取扱い、連結財務諸表を作成していない特定会社の取扱いについて定めました。

10. 適用延期に向けた姿勢の変化

2011 年 5 月 26 日、SEC からスタッフ・ペーパーが公表されました⁽¹⁵⁾。その中で、IFRS について米国が取り得る方策として、Adoption ではなく、Incorporation（取り込み）という表現を用いるとともに、Incorporation の方法として以下に示すようないくつかの選択肢があることを示しました。

- ① Condorsement アプローチを採用する。
- ② 特定日に、Endorsement 手続きを経ずに IFRS をすべての企業に一度に採用する。
- ③ 何年かかけて、IFRS を全ての企業に採用していく。
- ④ IFRS の任意適用を認める。
- ⑤ Convergence を続ける。

このうち Condorsement という考え方は今回の新提案であり、当面 Convergence を行い、

その後 Endorsement するという考え方です。ただし、①から⑤のうちどの選択肢をとるかは、この時点ではまだ決定したわけではないとされています。

2011 年 6 月 20 日、「読売新聞」の朝刊が「国際会計基準 延期へ」という記事を掲載しました。多くの読者にとっては驚きのスクープ記事というべきものでありました。

読売新聞のスクープ記事が出た翌日の 2011 年 6 月 21 日、当時の自見庄三郎金融担当大臣（民主党と連立政権を組んだ国民新党所属）が「IFRS 適用に関する検討について」と題する談話を公表しました。その中で自見大臣は、中間報告が出され IFRS の任意適用が認められるようになったがその後国内外で様々な状況変化が生じていると述べ、その状況変化として次の事項を掲げています。

- ・ 米国ワークプランの公表（2010 年 2 月）
- ・ IASB と FASB がコンバージェンスの作業の数か月延期を発表（2011 年 4 月）
- ・ 「単体検討会議報告書」の公表（2011 年 4 月 28 日）
- ・ 産業界からの「要望書」の提出（2011 年 5 月 25 日）
- ・ 米国 SEC の IFRS 適用に関する作業計画案の公表（2011 年 5 月 26 日）
- ・ 連合の 2012 年度重点政策（2011 年 6 月）
- ・ 未曾有の災害である東日本大震災の発生
- ・ IFRS への影響力を巡る、アジアを含む国際的な駆け引きの激化

そして、「一部で早ければ 2015 年 3 月期（すなわち 2014 年度）にも IFRS の強制適用が行われるのではないかと喧伝されているやに聞くが、『少なくとも 2015 年 3 月期についての強制適用は考えておらず、仮に強制適用する場合であってもその決定から 5－7 年程度の十分な準備期間の設定を行うこと、2016 年 3 月期で

使用終了とされている米国基準での開示は使用期限を撤廃し、引き続き使用可能とする』こととする。」としています。

この対応策は、東日本大震災を考慮すればやむを得ないことであったと私も考えます。しかし、それ以外の部分、とりわけ、デュープロセスを無視したやり方については、大変残念なことであったと言わざるをえません。

11. しばし態度保留の日本

2012 年 7 月 13 日、SEC は、「米国への IFRS 取り込みに関する最終スタッフ報告書」を公表しました⁽¹⁶⁾。その中で、IASB が公表した IFRS を米国でそのまま適用する方法への支持は少ないものの、単一の高品質でグローバルな会計基準という目的に米国がコミットしていることを示すことができる、別の IFRS 取り込み方法には、潜在的に多くの支持が得られると考えられる、としています。

これを先取りする形で、企業会計審議会は 2012 年 7 月 2 日、「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方についてのこれまでの議論（中間的論点整理）」を公表しました。この中間的論点整理は、わが国における IFRS 対応について新たな視点を提示するものではなく、議論のとりまとめを行っただけのものでありました。したがって、これにより何か日本の新たな方向が示されることは期待しようもなかったのです。

12. 任意適用拡大に向けたわが国の動き

IFRS 財団モニタリング・ボードは、先述のように、2013 年 3 月 1 日にプレスリリースを公表し、モニタリング・ボードのメンバー要件に言及しました。それによると、メンバーは高品質の国際的な会計基準の策定の支援をコミ

ットしなければならない、とされています。具体的には、①法域（各国）の場における IFRS の使用、および、②法域（各国）から IFRS 財団への資金拠出、がその要件とされていました。わが国の場合、②の要件は十分すぎるほど満たしていますが、①についてはやや心許ない現状となっていたのです。

IFRS 財団によるこの動きは、わが国に大きな衝撃を与えました。危機感を抱いた日本経済団体連合会は、2013 年 6 月 10 日に「今後のわが国の企業会計制度に関する基本的考え方～国際会計基準の現状とわが国の対応」を公表しました。その中では、①日本基準の品質維持・向上に向けた取組み、②IASB との関係強化、③任意適用の継続と円滑な拡大、④IFRS の受入れ手続きの明確化、⑤金融商品取引法開示の連結への一本化、がうたわれ、IFRS を受け入れることによる IASB との関係維持という姿勢を明確にしました。

一方、自由民主党 企業会計に関する小委員会も、2013 年 6 月 13 日に「国際会計基準への対応についての提言」を公表し、①姿勢の明確化、②任意適用の拡大、③わが国の発言権の確保、④企業負担の軽減、をうたい、同じように IFRS を受け入れることにより IASB との関係を維持する姿勢を明確にしました。そこではさらに、自民党・日本経済再生本部の「中間提言」（2013 年 5 月 10 日）にもある通り、取引所において、IFRS の導入、社外取締役の採用など、経営の革新性等の面で国際標準として評価される企業から構成される新指数（「グローバル 300 社」<仮称>）の創設を早期に実現すべきである、と指摘されています。

こうした動きを受けて、企業会計審議会は 2013 年 6 月 19 日に「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」を公表し、①IFRS 任意適用要件を緩和し、現在約 20

社に留まる任意適用企業を大幅に増やす、②日本の実情に適合しにくい事項についてピュア IFRS とは異なる「日本版 IFRS」を設定する、③単体開示の簡素化を検討することに言及しました。

13. 任意適用拡大に向けた主体的取り組み

これまでの記述から明らかなように、この段階までの日本は、IFRS について常に受動的対応に追われてきたといえます。しかし、安倍政権下でこれが能動的対応に変化し、主体的な取組が見られるようになってきたのです。

（1）自由民主党の「日本再生ビジョン」

自由民主党・日本経済再生本部は 2014 年 5 月 23 日に「日本再生ビジョン」を公表しました。7 項目の成長戦略の第 4「日本再生のための金融抜本改革」のうち、(5)「会計基準等、企業の国際化、ルールの国際水準への統一」で、コーポレートガバナンスや会計基準を含む企業情報の開示ルールを早急に国際水準にそろえることが重要であるとし、①会計における「単一で高品質な国際基準」策定への明確なコミットの再確認、②IFRS の任意適用企業の拡大促進、③JPX 新指数に採用された企業への働きかけ、④東証上場規則における企業の IFRS に関する考え方の説明の促進及び「IFRS 適用レポート（仮称）」の作成、を提案しました。

（2）安倍政権の「成長戦略」

安倍政権は「成長戦略」を掲げ、2014 年 6 月 24 日に『「日本再興戦略」改訂 2014—未来への挑戦』を閣議決定しましたが、2015 年 6 月 30 日には改めて『「日本再興戦略」改訂 2015—未来への投資・生産性革命』を閣議決定しました。その中で、IFRS の任意適用企業の拡大促

進に言及し、2008年のG20首脳宣言において示された会計における「単一で高品質な国際基準を策定する」との目標の実現に向け、IFRSの任意適用企業の拡大促進に努めるものとする、と述べています。

こうした流れを受けて、わが国でもIFRS適用に積極的な姿勢が見られるようになってきました。以下では、自民党・日本経済再生本部の「日本再生ビジョン」で提案された諸項目のうち、③JPX新指数に採用された企業への働きかけ、及び、④に含まれていた「IFRS適用レポート（仮称）」の作成について、その後の進展を簡単にみておきます。

(3) JPX日経インデックス 400

「JPX日経インデックス 400」は、(株)日本取引所グループ／(株)東京証券取引所及び(株)日本経済新聞社が、2014年1月6日から400銘柄について算出しているもので、東京証券取引所のホームページではその狙いは次のように記されています。

「資本の効率的活用や投資者を意識した経営観点など、グローバルな投資基準に求められる諸要件を満たした、『投資者にとって投資魅力の高い会社』で構成される新しい株価指数を創生します。これにより、日本企業の魅力を内外にアピールするとともに、その持続的な企業価値向上を促し、株式市場の活性化を図ります。」

「JPX日経インデックス 400」の銘柄選定に際して、まず適格基準によるスクリーニングを行い、次に、直近3年間の売買代金市場流動性および選定基準日時点における時価総額という指標によるスクリーニングを行って、全対象銘柄の中から上位1000銘柄を選定します。その上で、「定量的な指標によるスコアリング」と「定性的な要素による加点」を行い、スコア

が高い順に400銘柄を選定し、構成銘柄とするのです。その際、「定量的な指標によるスコアリング」においては、3年平均ROE(40%)、3年累積営業利益(40%)、選定基準日時点における時価総額(20%)の3項目が計算され、「定性的な要素による加点」では、①独立した社外取締役の選任(2人以上)、②IFRS採用(ビューIFRSを想定)または採用を決定、③決算情報英文資料のTDnet(英文資料配信サービス)を通じた開示、3項目を勘案してスコアの加点を行うとされています。このように、「JPX日経インデックス 400」の銘柄選定においては、IFRSの採用または採用の決定が重視されているのです。

(4) 修正国際基準(JMIS)

企業会計審議会は、我が国におけるIFRSの適用のあり方を審議し、2013年6月に、「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」(以下、「当面の方針」)を公表しました。この「当面の方針」の公表を受け、ASBJ(企業会計基準委員会)は2014年7月31日に「修正国際基準(国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準)」(JMIS)の公開草案を公表し、デュープロセスを経て、2015年6月30日に正式に公表しました⁽¹⁷⁾。公表された修正国際基準は、企業会計基準委員会による修正会計基準第1号「のれんの会計処理」、及び第2号「その他の包括利益の会計処理」です。これらは、IFRSの中でもわが国の企業が適用しにくいとされた項目についてわが国の考え方を反映したものであり、これにより、IFRSの適用を促進しようとする狙いがあります。

14. IFRS 適用レポート

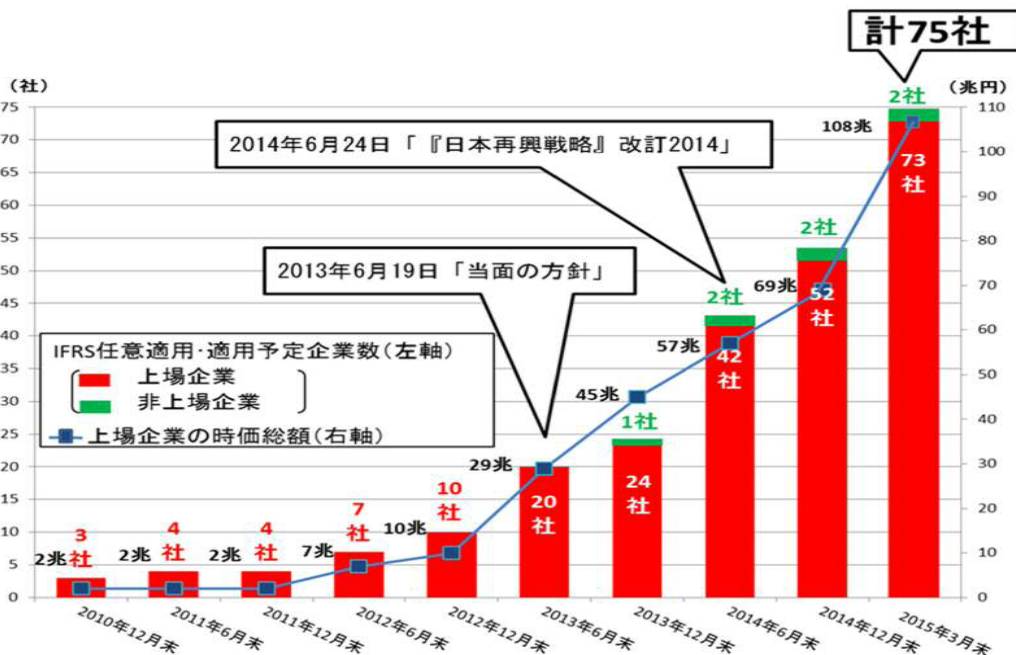
金融庁は、2015年4月15日に『IFRS 適用レポート』を公表しました⁽¹⁸⁾。公表に際し、金融庁はホームページで次のように述べています。

「2014年6月24日に閣議決定された『日本再興戦略』改訂2014」において、「IFRSの任意適用企業がIFRS移行時の課題をどのように乗り越えたのか、また、移行によるメリットにどのようなものがあったのか、等について、実態調査・ヒアリングを行い、IFRSへの移行を検討している企業の参考とするため、『IFRS 適用レポート（仮称）』として公表するなどの対応を進める。」とされています。今般、IFRS 適用レポートをとりまとめましたので公表します。」

IFRS 適用レポートの目次は、(1) 調査の経

緯・目的、(2) IFRS 任意適用企業の現状等、(3) 質問・ヒアリング調査の対象・方法、(4) 任意適用を決定した理由又は移行前に想定していた主なメリット、(5) 移行プロセスと社内体制、(6) 移行コスト（主としてシステム対応）、(7) 会計項目への対応と監査対応・人材育成、(8) まとめ、という構成となっています。そして、「(8) まとめ」では、今後、IFRS 導入を検討している企業に関連して、大きく以下の4点がポイントとして挙げられる、としています⁽¹⁹⁾。①IFRS 導入の最大のメリットとして、「経営管理への寄与（経営管理の高度化）」を挙げている企業が多いこと、②IFRS 導入のコストは、各企業の規模・導入目的によってまちまちであり、多様性があること、③会計人材の裾野の拡大、④IFRS への移行プロセスにあたり、他社との連携や他社事例の分析を活用すること。

図1 日本における IFRS 適用企業数及び時価総額推移（『IFRS 適用レポート』p.18）



Ⅲ わが国における会計の将来

15. 受動的対応の背景：会計文化の衝突⁽²⁰⁾

IFRS の導入をめぐっては、国・産業界・会計士界・学界をあげて活発な議論がなされていますが、有力企業の経営者の間でも著名な学者の間でも賛否両論があり、方向が定まりません。意見が分かれるということ自体は、多くの場合に社会が健全である証拠といえますが、日本として意見が一つにまとまらない結果、大いに国益を損なうことになっているのは見過ごせないことです。

M&A といった短期的観点にたって公正価値を重視するアングロ・サクソンの会計基準（IFRS）は、製造業の長期的視点にたって原価を重視する日本の会計基準には相容れないという点も、IFRS 反対論の理由の一つとなっています。

しかし、日本にとって会計基準の国際化が痛みを伴うことは、ずいぶん以前から指摘されていたところであり、今に始まったことではありません。会計学の書物ではないのですが、サミュエル・ハンチントンの著名な『文明の衝突』では、日本文明は日本一国のみで成立する「孤立文明」とされています⁽²¹⁾。

経営や会計の分野でも、日本特殊論ともいうべき研究成果が公表されています。経営分野では、例えばホーフステッドの研究で、世界の経営文化を位置づける中で日本の特殊性が明らかにされています⁽²²⁾。この研究を基礎としてグレイは会計文化を論じ、日本の会計がアングロ・サクソンと相容れないと思われる状況を仮説として展開しました⁽²³⁾。さらにそれをもとに、エディーの実証研究のように、日本の会計の特殊性を明らかにしたものもあります⁽²⁴⁾。

こうした研究をベースに、私はかつて次のよ

うに述べたことがあります⁽²⁵⁾。

「会計・開示基準の国際的調和を実現することは容易なことではない。会計・開示基準の国際的相違が文化的な背景によるものであれば、調和を図ることはなおさら困難となる。そのことを承知の上でなお、国際的調和をめざすことこそが、今、求められているといえよう。」

これは今から 21 年前の 1994 年に書いたことです。当時は「調和化」が話題であったのに対し、今日ではさらに進んでコンバージェンス（統合・収斂）やアドプション（採用・導入）が話題になっています。しかし、「文化」の違いはそう簡単に改まらないし、「痛み」もそう簡単に変わるわけがないのです。その意味では、今日、議論されていることがらは「想定内」のことがらにすぎません。今それが現実のものとなっているだけであり、今になって驚くべきことでも、嘆くべきことでもないのです。

現実の問題として見たときに、会計基準の国際化が会計基準のアングロ・サクソン化を意味するとすれば、日本にとって当然、それは痛みを伴うことになります。だからといって、これを評論家的に否定しても現実の問題は何も解決しません。それどころか、100 を超える国々が IFRS を導入し、またはその方向に向かってこの時期に、日本がアメリカの顔色を見ながら IFRS の導入に逡巡するならば、日本は国際的な信頼を失うだけであると危惧するのです。

16. 国際標準化の下でのわが国会計の課題

では、国際標準化のもとで日本の会計はどのように生きていけばよいのでしょうか。経済では「追いつき追い越せ」でやってきました。そして、ついには欧米に追いついて経済大国と呼

ばれましたが、結局は追い越せないままに終わっています。失われた 20 年、人口減少、アメリカ依存、中国の台頭、さらに英語圏でないことなどのため、日本はこれからも「追い越せない」と私は考えています。

経済における存在感は会計にも影響します。結局、日本は会計基準でも国際標準化の主導権を取れないと思われます。であるとすれば、日本の会計の課題は、「日本のアイデンティティを大切にしながら世界とどう向き合うか」、「消極的であれ積極的であれ日本的な対応により、特にアジア諸国から、どのように尊敬される会計大国になるか」ということになります。

17. IASB に見られる変化

2001 年から活動を始めた IASB は、最初の 10 年間、新しい基準の開発に邁進しました。引き続き次の 10 年を迎えるに当たり、IASB は最初の 10 年の実績を踏まえて、その方針について関係者から広く意見を求めることとしました。例えば、アジェンダ・コンサルテーション 2011 にその姿勢が現れています⁽²⁶⁾。アジェンダ・コンサルテーションに対して寄せられた意見にもとづき、今後取り組むべき会計基準等を決定しようとしているのです。また、会計研究に関連する部分でも、IASB には変化が見られました。例えば「証拠にもとづく基準設定」という行き方を、より強調するようになっていきます。これは会計学との結びつきを示すものとして注目されます。

18. 任意適用と修正国際基準の意義

私は、任意適用と修正国際基準 (JMIS) は日本にとって大正解であったと考えています。それは、日本が初めて受動態から能動態へと、IFRS への対応姿勢を変えたからです。

消極的意義ということになりますが、任意適

用により外国の圧力から解放されることが期待されます。特にアメリカの当初案にもとづいて、日本で任意適用が始められたのですから、この点についてはアメリカも口を挟みにくいはずです。積極的な意義としては、JMIS で日本の立場を明確に表明したことがあげられます。仮に JMIS が採用されなくてもかまわないのです。JMIS は、本来の IFRS を修正する手がかりになる可能性すらあると考えられるからです。しかも、IFRS の任意適用の範囲は、大企業のうち国際的に株主・投資家と向き合う限られた数の企業のみで、圧倒的多数の中小企業には関係がないという意味で限定的であり、日本全体としての負担は軽く済むのです。

とはいえ、日本が世界において存在感・発言力を保つためには一定数の適用企業が必要ですので、任意適用企業数を増やすことは正しい選択であるといえるのです。

19. 7つの会計基準を3つに

さまざまな会計基準が開発されてきた結果、日本には現在、次の 7 つの会計基準が存在することになっています。①企業会計基準、②IFRS (指定国際会計基準)、③修正国際基準 (JMIS)、④米国 SEC 基準、⑤中小企業の会計に関する指針、⑥中小企業の会計に関する基本要領、⑦ (仮に使用が認められるとすればであるが) 中小企業のための IFRS。

さすがに 7 つは多すぎます。私はこのうち①、②、⑥の 3 つが残るのがいいと考えています。

20. 将来における IFRS の任意適用の拡大

将来における IFRS の任意適用の拡大を見据えて、私の考え方を簡略に示すと次の表 1 のようになります。

表1 将来における IFRS 任意適用の拡大イメージ

	短 期	中 期	長 期
適用対象企業	「出島」論： 上場企業のうち、 消費税率と同程度 比率の企業数	東証 IFRS 部 (私 案) に上場する企 業	東証国際投資企 業部 (私案) に上 場する企業
適用企業数	60→100 社	300 社	1,000 社
適用対象外企業	出島企業以外の多 数の企業	東証日本基準部 (私案) に上場す る企業	東証国内投資企 業部 (私案) に上 場する企業
適用外企業の会計基準	企業会計基準	企業会計基準	企業会計基準
中小企業の会計基準	基本要領	基本要領	基本要領

21. わが国会計の将来

わが国の会計の将来を見据えて、国際標準化（当面は IFRS の任意適用）を積極的に、かつ日本的に、進めることが肝要であると考えています。一方で、IASB による IFRS の開発に貢献し続けることが欠かせません。また、一定数の IFRS 適用企業を有するためには、グローバル会計人材の育成が喫緊の課題です。グローバル会計人材は、英語力をもち、会計の専門知識を有するのはもちろんですが、それに留まらず、異文化を受け入れることができるなど、人間としての総合力が問われます。このような資質をもつ会計人材を育成しなければならないのです。

IV わが国における会計学の将来

22. IFRS と会計研究

2014 年 11 月にフィレンツェで開催された IAAER（世界会計学会）の世界会議で、IASB の Chungwoo Suh 理事（JAIAS 名誉会員）が講演されました。講演のテーマは“The IASB and Evidence-informed Standard Setting: The Role of Academic Research”であり、証拠に裏付けられた会計基準の設定を志向する点で、会計研究の将来を展望する上で注目すべき講演であったと思います。

講演の中で、IASB の抱える問題点・課題として、以下の諸点が示されました。

- ①公開草案の再公開（収益認識、リース、保険契約、契約によらない負債など）
- ②エンドースメント問題／IFRS 採用国から変更の正当化の要求
- ③政治の介入
- ④FASB との共同プロジェクトにおける合意の失敗

そして、IASB が必要とする研究課題が、短期的、中期的、長期的の 3 つに分けて提示されました。それをまとめたものが表 2 です。

23. IASB による研究の奨励

IASB はさまざまな形で研究を奨励しています。その一つに IASB Research Forum があります。その第 1 回は 2014 年 10 月 2 日に「概念フレームワーク」をテーマとして、*Accounting and Business Research* と連携してオックスフォード大学で開催されました。これには 30 カ国から 50 の基準設定者、50 人の会計学者が参加しました。第 2 回は 2015 年 10 月 11 日に“Consequences of IFRS for Capital Markets, Managers, Auditors and Standard-setters”をテーマとして、*Accounting & Finance* と連携して香港で開催されます。

表2 IASBが必要とする研究課題

区分	研究課題
短期的	開示（IAS1の修正、ファイナンスによる負債の認識、重要性、開示の原則）、 料金が規制されている活動、 共同支配下の企業結合、 割引率、 持分法、 持分の性格をもつ金融商品、 高インフレーション、 ポートフォリオ・ヘッジ
中期的	負債（IAS37の修正）、 業績報告、 排出権取引のスキーム
長期的	採掘 / 無形資産 / 研究開発、 外貨換算、 退職後給付、 法人税、株式報酬

24. IAAERによる研究支援

IAAERによる研究支援として、以下に示すものがあります。

- ①IAAER/KPMG Research informing IASB
- ②IAAER/KPMG Research informing IAASB
- ③IAAER/KPMG Research informing IAESB
- ④ICAS/IAASB/IAAER Research informing the IAASB Standard-Setting Process Program
- ⑤IAAER/ACCA/IIRC Research to support the further development of Integrated Reporting
- ⑥IAAER Deloitte Scholars（日本は対象外）
- ⑦IAAER Paper Development Workshop

これは、博士論文をより優れたものとして完成させ、有力雑誌に掲載できるよう指導するという注目すべきプログラムです。

このような状況をみて思うのは、日本の研究態勢とは異質のことが世界では起こっていると考えた方がよいということと、会計研究の国際標準化から日本が取り残されている、という

構図です。

25. 国際派会計学者の必要性

以上を勘案して、私は、日本において国際的に活躍できる会計学者が相当数必要であると考えています。会計研究はアメリカが圧倒的に強いです。そこで、有望な日本の若手研究者をアメリカ等の海外の大学で育成することが考えられます。また、国際的に通用する実証研究では厳密な研究方法が求められるため、データベースと統計学の修得が必須となります。

さらに英語について言及しなければなりません。英語で発信しなければ、世界では研究成果が無いに等しい扱いとなることは、率直に認めざるをえないのです。

国際的に活躍するわが国の会計学者数を、期待を込めて示したのが、表3です。

国際派会計学者とは何かについてここでは定義しないこととします。当面、国際学会で報告する（報告論文がアクセプトされる、または招待される）だけでもよいのです。しかし、長期的目標としては「数＋質」が問われることになります。これについては200人という目標数

表 3 国際的に活躍するわが国の会計学者数（期待）

	短 期	中 期	長 期
国際的に通用する会計学者数	50 人	100 人	200 人

値を示しました。この数字は、報告するだけでなく内容的にも通用する報告をすることができる会計学者の数を示しており、決して小さい人数ではありません。そのためにもグローバル会計人材の育成が極めて重要となるのです。

26. 会計研究による国際貢献

世界の会計研究では、いま、実証研究が主流をなしています。実証研究があたかも会計研究の国際標準であるかのような様相を示しています。日本の会計研究については、これまでのところ、実証研究が強いとはいえません。しかし、理論研究や歴史研究では日本が強みをもっています。また、日本版概念フレームワークには重要な意義があります。

会計学の世界では、各国の会計学者はやはりアメリカを見ています。そこで、英語による研究書・論文を出版し、英語で学会報告することが特に重要となります。また、世界各地で開催される国際学会に参加することも、意味のあることです。

V グローバル会計人材育成の重要性

27. グローバル会計人材の育成を

この講演で、私は、日本にとってグローバル会計人材の育成が重要であることを繰り返し述べてきました。とりわけ、国際会計基準（IFRS）やその他の国際諸基準との関係で、これらに精通したグローバル会計人材の育成という側面は重要なことです。

また、世界で開催される会計学会を活用した

グローバル会計人材の育成も重要です。日本人にとって身近な会計学会としては、世界会計学会（IAAER）、アメリカ会計学会（AAA）、ヨーロッパ会計学会（EAA）、アジア会計学会（AAAA）、韓国会計学会（KAA）、台湾会計学会（TAA）その他がありますし、学会と並行して大学院生のために Doctoral Consortium が開催されることもあります。さらに、IFRS Research Forum のような会合も開催されています。

日本が単独で人材育成に取り組むことはもとより大切なことですが、さまざまな機会に「連携」によるグローバル会計人材の育成を図ることもまた、大きな成果をもたらすと期待されます。

28. 大学におけるグローバル会計人材育成の目標

最後に、大雑把ではありますが、大学においてグローバル会計人材の育成を考える場合に、私が考えている一つの目標を示して講演を終えたいと思います。それは表 4 に示されているとおりです。

本日このような講演の機会を与えていただいたことに、あらためて感謝申し上げます。ご清聴、ありがとうございました。

表4 大学におけるグローバル会計人材育成の目標

	短 期	中 期	長 期
会計科目	会計大学院では IES (国際教育基準) に適合する会計科目を整備する	会計大学院はもとより一部の大学では学部でも IES に適合する会計科目を整備する	すべての大学で IES に適合する会計科目を整備する
国際教育	SGU (スーパーグローバル) を中心に一部の会計学科目を英語で教育する	SGU (スーパーグローバル大学) では IES 科目を英語で教育する	すべての大学で SGU (スーパーグローバル大学) 並びに IES 科目を英語で教育する
研究方法	会計の研究方法に関する科目を提供する	会計の研究方法に関する科目を提供する	会計の研究方法に関する科目を提供する
留学 (アメリカで会計学の研究により博士号を取得する日本人の数)	毎年 1 人	毎年 3 人	毎年 5 人

注

- (1) Gerhard G. Mueller, *International Accounting*, New York, Macmillan, 1967.
- (2) 染谷恭次郎「インターナショナル・アカウンティングへの挑戦」『企業会計』第 19 巻第 2 号, 1967 年 2 月, pp.28-36.
- (3) IFRS = International Financial Reporting Standards
ISA = International Standards on Auditing
IES = International Education Standards
IPSAS = International Public Sector Accounting Standards
IIRS = International Integrated Reporting Standards
- (4) CEPA = Code of Ethics for Professional Accountants
- (5) 「5. めまぐるしく変わるわが国における IFRS の議論」は, 平松一夫「IFRS アドプシヨンの先送りに見る日本の会計戦術」『青山経営論集』(青山学院大学) 第 48 巻第 2 号, 2013 年 9 月, pp.49-61 に若干の加筆修正を行ったものである。
- (6) The Committee of European Securities Regulators (Ref: CESR/05-230 b), “Technical Advice on Equivalence of Certain Third Country GAAP and on Description of Certain Countries Mechanisms of Enforcement of Financial Information,” June 2005.
- (7) Securities and Exchange Commission, Release Nos. 33-8982; 34-58960; File No.S7-27-08, “Roadmap for the Potential Use of Financial Statements Prepared in Accordance with International Financial Reporting Standards by U.S. Issuers,” November 14, 2008.
- (8) IFRS Foundation Monitoring Board, Press Release, “Monitoring Board Finalizes Assessment Approach for Membership Criteria and Announces Chair Selection,” 1 March 2013. 金融庁 (仮訳), 国際会計基準 (IFRS) 財団モニタリング・ボード, プレスリリース「モニタリング・ボード, メンバー要件の評価アプローチを最終化し, 議長選出を公表」2013 年 3 月 1 日。
- (9) 「6. コンバージェンス以前の日本の姿勢」, 「7. EU (欧州連合) による同等性評価」, 「8. コンバージェンスに向けた姿勢の変化」は, 平松一夫「国際会計基準のアドプシヨンに向けた日本の対応—経緯と問題点—」『商学論究』第 58 巻第 1 号, 2010 年 9 月, pp.1-18 に若干の加筆修正を行ったものである。
- (10) UNICE and Nippon Keidanren, “Joint Statement on International Accounting Standards,” 19 April 2004. 欧州産業連盟 (UNICE) ・ (社) 日本経済団体連合会「国際会計基準に関する共同声明 (仮訳)」2004 年 4 月 20 日。
- (11) The Committee of European Securities Regulators (Ref: CESR/05-230b), *op.cit.*
- (12) European Commission, Reference: IP/08/1962, “Accounting: European Commission Grants Equivalence in Relation to Third Country GAAPs,” 12 December, 2008.
- (13) 「9. アドプシヨンに向けた姿勢の変化」, 「10. 適用延期に向けた姿勢の変化」, 「11. しばし態度保留の日本」は, 平松一夫「IFRS アドプシヨンの先送りに見る日本の会計戦術」前掲書, pp.49-61 に若干の加筆修正を行ったものである。

- ある。
- (14) Securities and Exchange Commission, Release Nos.33-8982; 34-58960; File No.S7-27-08, *op.cit.*
 - (15) Securities and Exchange Commission, A Securities and Exchange Commission Staff Paper, “Work Plan for the Consideration of Incorporating International Financial Reporting Standards into the Financial Reporting System for U.S. Issuers: Exploring a Possible Method of Incorporation,” May 26, 2011.
 - (16) SEC, Office of the Chief Accountant, “Work Plan for the Consideration of Incorporating International Financial Reporting Standards into the Financial Reporting System for U.S. Issuers: Final Staff Report,” July 13, 2012.
 - (17) 企業会計基準委員会, 修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）2015年6月30日。ASBJ, *Japan’s Modified International Standards (JMIS): Accounting Standards Comprising IFRSs and the ASBJ Modifications*, June 30, 2015.
 - (18) 金融庁『IFRS 適用レポート』2015年4月15日。
 - (19) 金融庁, 前掲書, pp.14-16.
 - (20) 「15. 受動的対応の背景: 会計文化の衝突」は, 平松一夫「会計文化の衝突: わが国会計基準の国際化と国内化」『企業会計』第63巻第1号, 2011年1月, pp.4-11 に若干の加筆修正を行ったものである。
 - (21) Samuel P. Huntington, *The Clash of Civilizations and the Remaking of World Order*, Simon & Schster, 1996. サミュエル・ハンチントン著, 鈴木主税訳『文明の衝突』集英社, 1998年。
 - (22) Geert Hofstede, *Culture’s Consequences: International Differences in Work-Related Values*, Beverly Hills: Sage Publications, 1980. 萬成博・安藤文四郎監訳『経営文化の国際比較—多国籍企業の中の国民性』産業能率大学出版部, 1984年。
 - (23) Sidney J. Gray, “Towards a Theory of Cultural Influence on the Development of Accounting Systems Internationally,” *ABACUS*, Vol.24, No.1, 1988, pp.1-15.
 - (24) Ian A. Eddie, “The Association between Cultural Values and Accounting Systems Characteristics in Asia-Pacific Region: An Explanatory Study,” (Paper presented to the Annual Meeting of AAA, 1989), pp.32-35.
 - (25) 平松一夫『国際会計の新動向』中央経済社, 1994年, 「まえがき」。
 - (26) 例えば, 板橋淳志「IASB『フィードバック・ステートメント: アジェンダ・コンサルテーション 2011』の概要」『季刊会計基準』Vol.40, 2013年3月, pp.25-28 を参照。

IV Summary of Articles

Present State and Challenges of the International Integrated Reporting Framework - Principles-Based Approach, Comparability and National Jurisdictions -

Kenichi Sota

Kagoshima Prefectural College

This paper examines the present state and challenges of Integrated Reporting Framework (hereafter “FW”) from three perspectives - the principles-based approach, comparability and jurisdictions with reference to preceding studies and case studies of integrated reports published by airline companies.

When an attempt to shift to a new accounting standard or an information disclosure system occurs, the effects of such transition are limited in the beginning. This is also evident from the fact that the number of companies adopting IFRS was initially small but is growing every year. In the case of the integrated reports discussed in this paper, the effects are also expected to magnify and become more certain as companies improve the contents and methods of disclosure in the process of its adoption.

At the same time, the development process for setting standards can be accelerated by having multiple standard-setting bodies engaged in the standard development process, with bodies involved learning from each other's accounting standard theories and the actual status of disclosure, it is expected that accounting regulations as a

whole can evolve faster than having a single body handling the development process (i.e. improvement in usefulness).

As far as the history of the establishment of the International Integrated Reporting Council indicates, the relationship of bodies involved in setting accounting standards in the context of international accounting regulations is one of competition and cooperation occurring simultaneously (co-opetition). Although such an environment will allow each country's systems and FW based on a highly affinitive principles-based approach to manifest the benefits of becoming more easily accessible to cross jurisdictions, this paper notes that the comparability of integrated reports resulting from such benefits may decrease.

The results of the case studies imply that future challenges may include the necessity for quality assurance of integrated reports. Since disclosing optimal information on corporate entities to various stakeholders and securing comparability are subject to a trade-off relationship, it is desirable in the future to improve guidelines for the preparation of FW or integrated reports through the accumulation of best practices.

Distinction between Liabilities and Equity in IASB

Jumpei Yamada

Meiji Gakuin University

In this paper, I will discuss how the distinction between liabilities and equity is made in IFRSs and what is the focal point in the distinction.

The distinction between liabilities and equity has long been discussed in IASB. However, it cannot be solved yet. It is not simply the problem of the distinction on balance sheet, but the problem of how much net income is measured on profit and loss statement.

In IFRSs, the distinction between liabilities and equity is made basically by the definition of the components in the conceptual framework. However, the distinction is made exceptionally by the fixed-for-fixed condition and puttable financial instruments condition. These rules

including exceptional rules are complex and difficult to understand, and cannot be easily explained. Therefore, various proposals have been made about the distinction, but there is no efficient solution by now.

Then, I will consider why the distinction cannot be made easily. First, in IFRSs, it is not clear to which classes of investors net income are attributable. When the distinction between liabilities and equity is made, it is important to determine to whom net income is attributable. Second, in IFRSs, the definition of liabilities that the liabilities are the obligation to deliver economic resources is strictly applied. So like puttable financial instruments, there are many exceptional rules.

A Study on the Development and Convergence of Accounting for Leases

Jun Hishiyama

Senshu University

The purpose of this paper is to (1) describe the development of accounting standards for leases in IASC and IASB, (2) provide an overview of IASB's new leases accounting model referred as a right of use model, (3) clarify the characteristics, and (4) investigate the influence on convergence of the model in Japan.

We arrive at conclusions that;

1. Current accounting model for leases in IASB is criticized for failing to meet the needs of users of financial statements because it doesn't require for lessees to recognize assets and liabilities arising from operating leases.
2. IASB's new leases accounting model referred as a right of use model requires lessees to recognize assets and

liabilities for the rights and obligations created by leases. Though this model will result in a more faithful representation of lessee's assets and liabilities, it slightly leaves a room for arbitrary operation.

3. By analyzing accounting policy of Japanese companies at 1993 accounting standard, it can be concluded that almost all of the companies prefer exception handling which recognizes finance leases as operating leases with arbitrary method. Therefor it is important not to accept an exceptional method as a result of convergence of accounting standard for making the accounting information useful.

Potential Impact of the IASB's Proposed Conceptual Framework on Accounting for Impairments

Yoshinori Kawamura

Waseda University

This article discusses accounting for impairments of long-lived assets, including goodwill, from the viewpoint of the proposed conceptual framework issued by the International Accounting Standards Board in May 2015.

I start the discussion with reviewing accounting requirements set forth by IFRS, U.S. GAAP and Japanese GAAP. I also review the concepts described by the proposed conceptual framework in the chapters of objectives of financial reporting, qualitative characteristics of accounting information, elements of financial statement items, and measurements. Based on the

review, I summarize that the proposed conceptual framework tends to be adjusted more for conservatism. Moreover, I discuss the issues of the delayed recognition of impairments and the management's discretion in determining the recognition of impairments, which are found or suggested by academic literature.

Finally, I discussed the opportunities to amend accounting standards for impairment to make them more conservative, based on the proposed conceptual framework and the issues found or suggested by academic literature.

International Standardization and the Future of Accounting Systems / Research

Kazuo Hiramatsu

Kwansei Gakuin University

Currently, international standardization is pushed forward in many domains of accounting, such as International Financial Reporting Standards (IFRS), International Standards on Auditing (ISA), International Education Standards (IES), International Public Sector Accounting Standards (IPSAS), International Integrated Reporting Standards (IIRS), and Code of Ethics for Professional Accountants (CEPA). Among them, IFRS may be most widely recognized.

It is thought that Japan, whose cultural background greatly differs from that of Europe and the US which produced IFRS, does not or cannot take initiative for the international standardization of accounting standards. Japan changed the posture until now depending on the trends of EU, the US, and the IFRS Foundation, and showed passive correspondence for IFRS. However, under the Growth Strategy of the Abe Administration in particular, Japan takes the active correspondence recently for IFRS by making an effort for the expansion of the voluntary application of IFRS and by announcing original Japan's Modified International Standards (JMIS).

It is vital for Japan to promote the further

expansion of IFRS voluntary application, and to continue contributing for the development of IFRS. In order to have certain number of IFRS applying companies, we must bring up global accountants who can play an active part in accounting practice. And, in order to contribute for accounting research, we must bring up the researchers who can wrestle with the research agenda which IASB shows to promote evidence-informed standard setting.

The global accountants are the persons who have English skills and who can accept different culture, as well as having the technical knowledge of accounting. It is expected that they have the collective strength as the human beings. Tasks for Japan are to struggle straight forward (and by Japan Way) with international standardization and globalization of accounting systems / practice and accounting research, and to bring up the global accountants who can cope with the globalization. If Japan cannot work on these problems, it cannot become a country which is respected by foreign countries (Asian countries in particular) in the times when globalization rapidly and widely advances.

V 諸規則

編集委員会規則

国際会計研究学会編集委員会
2011 年 12 月 14 日決定

(趣旨)

第 1 条 会則第 3 条第 2 項による編集委員会の運営は、本規則によって行うものとする。

(構成)

第 2 条 編集委員会は、委員長、委員および幹事で構成する。

- 2 委員長は、会長が指名し理事会の承認を求める。
- 3 委員および幹事は、委員長が指名し直近に開催される理事会の承認を求める。

(任期)

第 3 条 委員長の任期は 3 年とし、会長の任期を超えない。再任は妨げない。

- 2 委員および幹事の任期は 3 年とする。再任は妨げない。

(業務内容)

第 4 条 編集委員会は、『国際会計研究学会年報』（以下、『年報』という。）の編集および発行に関する業務を担当する。

- 2 編集委員会は、本学会の会員に対して原稿の募集を行う。また、必要に応じて原稿の執筆を依頼することができる。
- 3 編集委員会は、原稿の枚数、内容等によって、その掲載を拒否ないし制限することができる。

(年報の発行)

第 5 条 『年報』は、原則として、年 2 回発行するものとする。

(掲載内容)

第 6 条 『年報』に掲載する論文および報告等は、次のものとする。

- (1) 編集委員会の募集による会員の原稿（以下、「応募原稿」という。）
- (2) 編集委員会が依頼する以下の原稿（以下、「依頼原稿」という。）
 - ① 特定のテーマについて執筆されるもの
 - ② 国の内外の学会動向や年度総括的なもの

③ 研究グループ報告

④ その他

(執筆者の資格)

第7条 前条による応募原稿の執筆者は本学会の会員（院生会員を含む）に限る。ただし、編集委員会が認める場合は、その限りでない。

(査読制度)

第8条 第6条（1）の自由論題応募原稿には、査読を付するものとする。

ただし、統一論題応募原稿はその限りではない。

2 査読制度の運営は、別に定める「査読制度に関する申し合わせ」による。

3 査読による審査を受け、掲載が決定した応募原稿には、編集委員会がその旨を明記する。

(著作権)

第9条 『年報』に掲載された原稿の著作権は、本学会に帰属するものとする。

附則 本規則の改廃は編集委員会において委員の過半数の賛成によって行い、理事会の承認を得なければならない。

査読制度に関する申し合わせ

国際会計研究学会編集委員会
2011年11月21日決定

一 査読者の決定

- 1 編集委員会委員長（以下、「委員長」と略す。）は、応募原稿の査読担当候補者を選出するための編集小委員会を設けることができる。
- 2 編集小委員会は、委員長ならびに委員長が指名した編集委員会委員（以下、「委員」と略す。）および編集委員会幹事（以下、「幹事」と略す。）で構成する。
- 3 編集小委員会は、各応募原稿につき査読担当者候補3名を選定し、編集委員会に諮る。なお、査読担当者候補3名のうち1名は委員でなければならない。
- 4 編集委員会は、編集小委員会の提案をもとに査読担当者を決定し、査読を依頼する。
- 5 編集小委員会を設けない場合には、編集小委員会の業務は編集委員会が行う。

二 査読手続

- 1 査読担当者は、二2に規定する査読評価の基準および二3に規定する査読方針に従い査読を行い、二4に規定する査読結果およびそれに至った判断理由を回答期日までに委員長宛に書面にて報告する。
- 2 応募原稿の査読にあたっては、次の査読評価の基準により評価を行う。
 - (1) 有用性：学界等に貢献があり、論文を公表することに意義がある。
 - (2) 新規性：論文として新規性および独創性がある。
 - (3) 信頼性：構成が論理的であり、表現についても適切である。
- 3 応募原稿の査読にあたっては、次の査読方針により評価を行う。
 - (1) 「有用性」あるいは「新規性」に優れている場合には、積極的に採択する方向で検討する。
 - (2) 査読結果として「修正の上、掲載可」とする場合には、応募原稿執筆者がどの部分をどのように修正すれば掲載可とされるのかを具体的かつ明瞭に指示する。
 - (3) 「新規性」について問題がある場合には、既発表文献を引用するなどして具体的に指摘する。
 - (4) 査読担当者は、確認できない内容や事実に関しては、応募原稿執筆者に追加的な説明を求めることができ、査読担当者はその説明に基づいて評価を行う。
 - (5) 再査読にあたっては、前回の査読結果との論旨の一貫性を保持する。
- 4 応募原稿の査読結果は、次の(1)から(5)のいずれかを選択する。

(1) 無修正掲載可	5点
(2) 語句等の一部修正の上、掲載可	4点

- | | |
|---------------------------|-----|
| (3) 趣旨に変更のない修正の上、掲載可 | 3 点 |
| (4) 趣旨に影響する修正が必要であり掲載は厳しい | 2 点 |
| (5) 掲載不可 | 1 点 |

三 掲載論文の決定と原稿の修正

- 1 編集委員会は、査読担当者から委員長に報告された査読結果を基にして、査読担当者 3 名全員が査読結果 5 点である論文を掲載対象論文として決定し、当該論文の執筆者にその旨を伝える。それ以外の論文については三 2 に従って掲載対象論文の仮決定を行う。
- 2 掲載対象論文の仮決定は、原則として、査読担当者 3 名のうち少なくとも 2 名の査読結果が 3 点以上であることを条件とする。ただし、他の 1 名の査読担当者の査読結果が 1 点である場合には、この限りではない。
- 3 編集委員会は、三 2 で仮決定された論文執筆者に対して回答期日までに査読担当者の指摘事項につき修正するよう依頼する。
- 4 査読担当者 3 名のうち委員である査読担当者が修正結果について確認し、編集委員会に報告する。
- 5 編集委員会は、三 4 の報告結果に基づいて掲載の決定を行う。
- 6 編集委員会が指定した期日までに修正論文の返送がない場合には、投稿を辞退したものと見なす。

四 同一執筆者による複数原稿応募の取扱い

同一執筆者が複数の原稿を応募する場合には、第 1 著者としての原稿の投稿は 1 論文に限る。同一執筆者を第 1 著者とししない複数論文の投稿は制限しない。ただし、複数論文について査読担当者が掲載を可としても、複数論文を掲載対象論文とするかどうかは委員会で決定する。

附則 本申し合わせの改廃は、委員会の過半数の賛成によって行う。

『国際会計研究学会年報』執筆要領

国際会計研究学会編集委員会

2011 年 11 月 21 日決定

1. 表紙

表紙には、論題、執筆者名、所属および肩書き、論文要旨（日本語（横 30 字×縦 25 行以内）を記載します。

2. 原稿の様式

応募原稿は、MS Word による横書きで、B5 版、横 40 文字×縦 37 行とし、余白は上 25mm、下 20mm、左・右 20mm をとります。原稿は、原則として刷り上がり 15 頁前後とします。ただし、編集委員会が妥当と認めた場合には、制限頁数を超えることができます。

日本語は MS 明朝、英語は Times New Roman とします。見出し、図、表の題目は MS ゴシック（太字）とします。漢字、ひらがな、カタカナ以外の文字（例えば、数字、アルファベット）は半角にしてください。文字化けを避けるために、特殊なフォント文字は使用しないでください。フォントサイズ等は次のとおりです。

論題	14 ポイント	センタリング
執筆者名	11 ポイント	右寄せ
所属	11 ポイント	右寄せ
論文要旨	10 ポイント	左寄せ
本文	11 ポイント	左寄せ
見出し	12 ポイント	左寄せ
注（文末）	10 ポイント	左寄せ
参考文献	10 ポイント	左寄せ

3. スタイル

本文の節、項等については、以下のようにしてください。

（1 行空き）

I 見出し

（1 行空き）

本文

1. 見出し

本文

(1) 見出し

本文
注
参考文献

4. 表記

現代仮名遣い，当用漢字，新字体を使用してください。接続詞（および，ならびに，また，ただし等）についてはひらがなを，数字についてはアラビア数字を使ってください。また，外国人名については原語により表記してください。なお，本文の句読点は，句点（。）と読点（，）とします。

5. 図表

図と表は必要最小限にとどめ，それぞれ通し番号（図 1，図 2，表 1，表 2・・・）を付すとともに，簡単な見出しをつけてください。

6. 引用および注

文献を引用するための注については，本文の該当個所に次の様式で記載してください。

〔例〕(Sprouse and Moonitz [1962], pp. 23-24) (年号については西暦を，表記にあたっては半角文字を使用してください)。また，人名の表記において日本人については姓のみとし，頁の表記においてドイツ語文献については S を，和文献については頁を使用してください。なお，上記の表記法においては区別ができない場合には，人名については Sprouse, R. T. または高須教夫のようにフルネームに，年号については年号に a, b を付してください。

説明のための注については，本文の末尾に一括して記載してください。なお，かかる注については本文の該当個所に (1)，(2) のようにルビ上ツキで示してください。

7. 参考文献

研究に引用した文献（論文，著書，URL 等）のリストを本文の最後に，和文献と洋文献を区別せず，著者名のアルファベット順に次の様式で記載してください。

- ・和書 著者名 [出版年]『書名』出版社名。
- ・論文 (和) 著者名 [出版年]「論文名」『雑誌名』第○巻第○号，○-○頁。
- ・洋書 family name, personal name [出版年]，書名，出版地（または出版社名）。
- ・論文 (洋) family name, personal name [出版年]，“論文名,”雑誌名, Vol.○, No.○, pp.○-○。(ドイツ語文献等については Vol, No, pp 部分を適宜変更してください)

なお，personal name については R. T. のように省略してください。また，論文の頁数については当該論文のフルページを記載してください。さらに，出版年については西暦で記載してください。

著者が複数の場合，日本人については中野常男・高須教夫・山地秀俊のように，外国人については Sprouse, R. T. and M. Moonitz のように記載してください。

論文が著書の 1 章に該当している場合、和書については

著者名 [出版年] 「論文名」 編著者名編 [出版年] 『書名』 出版社名, ○-○頁。

洋書については

family name, personal name [出版年], “論文名,” in family name, personal name (ed.)

[出版年], 書名, 出版地 (または出版社名), pp.○-○.

としてください。

訳書については、原著書を使用しない場合には和書に準じた取扱いをしてください。原著書を使用する場合には、原著書について洋書として記載した後に、括弧書きで訳書を記載してください。[例] Littleton, A.C. [1933], *Accounting Evolution to 1900*, New York (片野一郎訳 [1978] 『リトルトン 会計発達史 (増補版)』 同文館出版)。

なお、編著、訳書については、それを引用文献として実際に使用する場合を除いて [出版年] の記載は必要ありません。ただし、その場合には、編著、訳書の出版地 (または出版社名) に続いて出版年を記載してください。

8. その他

書式の統一を図るため、文章、仮名遣いなどについて、編集委員会が修正することがあります。

9. 英文要旨

論題、執筆者名、所属および肩書き、論文要旨 (英語, 1 頁以内) を記載します。

以上

編集後記

本号は、第6回西日本部会（2015年8月1日、熊本学園大学）と第6回東日本部会（2015年12月19日、明治大学）で発表された報告のうち、統一論題の応募論文4篇（及び解題1篇、コメント1篇）と記念講演が掲載されている。統一論題の応募論文は査読を経ずに掲載している。

本号の発刊にあたり、編集委員の先生方には、学会の発展のために多大のご貢献をいただいた。また、編集委員会幹事の仁川栄寿先生（中部大学）には、編集作業すべてにわたり委員長を補佐し、発刊までこぎつけていただいた。これら諸先生のご貢献なくしては無事発刊できなかったことであろう。ここに、深い謝意を表したい。

編集委員長 柴 健次

編集委員会

委員長 柴 健次

委員 浦崎 直浩

幹事 仁川 栄寿

小西 範幸

杉本 徳栄

中野 貴之

**Bulletin of Japanese Association for International
Accounting Studies, 2015, Vol.2 (No.38)**

国際会計研究学会 年報

－2015 年度第 2 号（通号 38 号）－

発 行 2016 年 8 月 22 日

編集・発行 国 際 会 計 研 究 学 会
(事務局)

青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科
久持 英司研究室内

印 刷 所 有限会社 玉 新 社

〒173-0004 東京都板橋区板橋 1 丁目 35 番 6 号
TEL 03-3579-9351 FAX 03-3579-9338

